

綾 部 市 地 域 防 災 計 画

一 般 対 策 計 画 編

令 和 6 年 6 月

綾 部 市 防 災 会 議

目 次

第 1 編 総 則

	総一
第 1 章 計画の方針	1
第 1 節 計画の目的	1
第 2 節 計画の理念	1
第 3 節 計画の修正	2
第 4 節 計画の習熟	2
第 5 節 計画の周知徹底	2
第 6 節 計画の運用	2
第 2 章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第 3 章 市の概況	6
第 1 節 自然的条件	6
第 2 節 社会的条件	7
第 4 章 計画の目標（防災ビジョン）	9

第 2 編 災害予防計画

	予一
第 1 章 災害に強いまちづくり	1
第 1 節 砂防関係予防計画	2
第 2 節 河川・排水施設防災対策計画	5
第 3 節 建築物等災害予防計画	7
第 4 節 林野火災予防計画	12
第 5 節 雪害、風害対策計画	13
第 6 節 ライフライン等災害予防計画	15
第 7 節 防災施設等整備計画	16
第 2 章 災害に強いシステムづくり	18

第1節	気象情報等伝達計画	19
第2節	防災業務体制整備計画	31
第3節	医療救護体制整備計画	34
第4節	避難体制整備計画	37
第5節	食料、飲料水及び生活必需品確保計画	47
第6節	文教災害予防計画	49
第3章	災害に強い人づくり	52
第1節	ボランティア支援体制の整備	53
第2節	要配慮者対策計画	54
第3節	防災訓練計画	58
第4節	防災知識等普及計画	60
第5節	自主防災組織等育成計画	63
第6節	企業等防災対策促進計画	66

第3編 災害応急対策計画

		応一
第 1 章	活動体制確立計画	1
第 1 節	活動体制計画	2
第 2 節	広域の応援計画	6
第 3 節	自衛隊災害派遣要請計画	7
第 4 節	受援計画	9
第 2 章	情報収集伝達・警戒活動計画	10
第 1 節	災害情報収集伝達計画	11
第 2 節	通信運用計画	16
第 3 節	広報活動計画	19
第 3 章	消防・救急救助・医療救護計画	21
第 1 節	消防活動計画	22
第 2 節	救急救助計画	25
第 3 節	医療救護計画	27
第 4 章	避難収容計画	30
第 1 節	避難計画、避難所の開設・運営	31
第 2 節	要配慮者応急対策計画	43

第5章 交通対策、緊急輸送計画	46
第1節 交通対策計画	47
第2節 緊急輸送計画	52
第6章 ライフライン確保等計画	55
第1節 公共施設等応急復旧計画	56
第2節 ライフライン等応急復旧計画	57
第3節 農林水産業施設応急対策計画	61
第4節 水防活動計画	63
第7章 被災者の生活支援計画	64
第1節 災害救助法適用計画	65
第2節 給水計画	70
第3節 食料供給計画	72
第4節 生活必需品供給計画	74
第5節 住宅応急確保計画	77
第6節 文教対策計画	80
第7節 ボランティア受入計画	83
第8章 社会環境の確保計画	85
第1節 防疫及び保健衛生計画	86
第2節 廃棄物処理計画	88
第3節 行方不明者の捜索、遺体の埋葬計画	90
第4節 環境保全に関する計画	92
第5節 社会秩序の維持計画	93
第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画	95
第1 災害時帰宅支援ステーション事業の活用	96
第2 ホテル・旅行業者等に対する観光客への情報提供の要請等	96

第4編 災害復旧計画

第1章 公共土木施設災害復旧計画	復一 1
第1 計画の方針	1
第2 復旧計画の基本	1

第2章	農林業施設災害復旧計画	2
第1	計画の方針	2
第2	復旧計画の基本	2
第3	災害復旧事業施行計画	2
第3章	資金計画	3
第1	国による財政援助等	3
第2	災害復旧事業に係る綾部市の財政措置	4
第4章	被災者等生活再建支援計画	5
第1	被災者生活再建支援基金支給計画	5
第2	大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援計画	6
第3	災害弔慰金及び災害障害見舞金支給計画	6
第4	生活資金等貸付計画	7
第5	郵便業務計画	7
第6	住宅復興計画	8
第7	り災証明書等の発行	8
第8	被災者台帳の作成	9
第9	中小企業復興計画	9
第10	文教復旧計画	10

第 1 編 総 則

一 般 対 策 計 画 編
第 1 編 総 則
第 2 編 災害予防計画
第 3 編 災害応急対策計画
第 4 編 災害復旧計画
震 災 対 策 計 画 編
資 料 編

	総一
第 1 章 計画の方針	1
第 2 章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第 3 章 市の概況	6
第 4 章 計画の目標（防災ビジョン）	9

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、綾部市の地域に係る防災に関し総合化と計画化を図るため次の事項を定め、万全を期することを目的とする。

- 1 綾部市の地域に係る防災に関し、市及びその区域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 気象等の予報防災施設の新設又は改良、防災の調査研究、教育及び訓練その他の災害予防計画
- 3 災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救助、衛生その他の災害応急対策計画
- 4 災害復旧に関する計画
- 5 その他必要な事項

第2節 計画の理念

この計画に基づく防災対策は、次のような理念のもとに推進する。

- 1 災害は、単なる自然現象としてでなく、社会的に対応が可能な現象として認識し、長期的視点に立って災害に強い都市・地域づくりに努める。
- 2 災害に対しては、被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、防災施設・設備整備（ハード）と情報・教育・訓練（ソフト）の両面から総合防災システムの整備を図り、さまざまな対策を組み合わせ、災害時の社会経済活動への影響を最小にとどめるよう努める。
- 3 災害対策は、各関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図るとともに、市民、事業者等と一体となって最善の対策をとるよう努める。
- 4 防災対策は、災害に対する日常の「構え」が重要であり、各種施策・事業の企画実施に際し防災の観点を取り入れるとともに、平常時から危機管理体制の整備に努める。
- 5 災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、市民自身及び自主防災組織等市民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。
- 6 平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、広域災害、複合災害に対応した対策の推進に努める。
- 7 住民目線のソフト対策（住民自らが「命を守る」ため、リスクを察知し主体的に避難できるよう実効性のあるソフト対策）への取組の推進に努める。

第3節 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、必要があると認めるときは随時これを修正するものとする。

第4節 計画の習熟

この綾部市地域防災計画は、綾部市の全職員のほか、すべての防災関係機関の職員が習熟するものとする。

第5節 計画の周知徹底

この計画は綾部市の職員及び関係行政機関、関係公共機関、その他関係防災機関に周知徹底するとともに、計画のうち特に必要と認めるものについては地域住民にも周知徹底するものとする。

第6節 計画の運用

この計画に掲げられた事項を円滑に運用するため、必要に応じて細部の活動を作成し万全を期するものとする。

- 【資料1－1】綾部市防災会議条例
- 【資料1－2】綾部市防災会議運営規則
- 【資料1－3】綾部市災害対策本部条例

第2章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関係のある各機関は、おおむね次の当該機関ごとに定める事務又は業務を処理するものとする。

第1 市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
綾 部 市	1 綾部市防災会議及び綾部市災害対策本部に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練 3 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 4 災害に関する予警報の連絡 5 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報 6 災害の防除と拡大の防止 7 救助、防疫等被害者の救助保護 8 避難所における良好な生活環境の確保 9 災害応急対策及び復旧資材等の確保 10 被災企業等に対する融資等の対策 11 被災市営施設の応急対策 12 災害時における文教対策 13 災害対策要員等の動員 14 災害時における交通、輸送の確保 15 被災施設の復旧 16 飲料水の供給 17 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整

第2 京都府

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
中丹広域振興局	1 京都府中丹広域災害対策・警戒支部に関する事務 2 防災に関する組織の整備と訓練 3 災害に関する予警報の連絡 4 綾部市災害対策本部、自衛隊その他の関係機関等との連絡調整 5 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報 6 被災企業等に対する融資等の対策 7 被災者の救助保護

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
中丹東土木事務所	1 河川、道路、橋梁等の被害状況報告及び応急対策 2 水防資材の整備点検及び調査並びに輸送 3 災害による水防活動の指導 4 公共土木施設の災害復旧 5 府管理河川における水防警報及び避難判断水位到達情報の発表
中丹東保健所	1 災害用医療品等の整備補給 2 医療機関の被害状況調査及び応急対策
中丹教育局	1 教育関係被害状況調査及び応急対策 2 災害地における児童生徒の応急教育 3 教科書、学用品の調達及び配分 4 災害時における休校、登下校の措置
綾部警察署	1 被害及び治安状況の把握 2 住民等の避難誘導と被災者の救出救助 3 被災地等及びその周辺地域における交通規制 4 社会秩序の維持及び住民等の安心・安全の確保 5 住民等への広報

第3 地方行政機関及び公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
京都地方気象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象・地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	1 由良川洪水情報・水防等警報の発表
綾部国道維持出張所	1 国道27号の維持管理及び道路災害の復旧
福知山出張所	1 由良川直轄管理区間の改修整備及び河川災害の復旧事業
西日本電信電話（株） 京都支店	1 被災電話施設の応急対策及び復旧
関西電力（株）	1 ダム施設等の整備と防災管理 2 災害時における電力供給 3 被災施設の応急対策及び復旧

関西電力送配電（株）	1 電力施設等の整備と防災管理 2 災害時における電力供給 3 被災施設の応急対策及び復旧
西日本旅客鉄道（株） 及び自動車運送機関	1 鉄道施設等の保全及び安全輸送の確保 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送
陸上自衛隊第7普通科連隊	1 災害の予防及び災害応急対策

第4 その他

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
農業協同組合、森林組合	1 共同利用施設の災害応急対策 2 被災組合員に対する融資又はあつ旋 3 生産資材等の確保又はあつ旋
（株）エフエムあやべ	1 市民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 義援金の募集

第3章 市の概況

第1節 自然的条件

第1 自然環境

綾部市の位置は、東経 135 度 16 分、北緯 35 度 18 分にあり、京都府のほぼ中央部に相当する。

東側は、福井県高浜町、おおい町に、南側は京都府南丹市、京丹波町及び福知山市に、西側は福知山市に、そして北側は、舞鶴市にそれぞれ接している。

面積は、347.10 ㎢で、市域は、由良川水系及び伊佐津川水系の両流域からなり、さらに、由良川水系流域は、犀川、八田川及び上林川の各支流等で構成されている。

第2 地形、地質及び地盤

綾部市には、三国岳に源を発する由良川が、市街地の東端及び北端を直角に流れ、その流路延長は 146 km、流域面積は 1,880 ㎢で、近畿地方においては、日本海に注ぐ河川で最大級のものであるが、本市域の辺りから河床勾配が急に緩やかになり、蛇行する流路とあいまって、過去に幾度となく大きな水害をもたらしてきた。最近では、国及び京都府による河川改修・築堤が進み、市街地では被害が減少しつつある。

また、地質は、南部の山地が丹波帯古生層、北部の山地が舞鶴帯古生層に属し、その間に市野瀬層群が分布するとともに、河川沿いの低地には、氾濫による洪積層又は沖積層が分布している。このことから、由良川流域の洪積層又は沖積層を抱える地域は、地盤が悪いと推定されている。

第3 気象条件

綾部市に最寄りの舞鶴特別地域気象観測所の年平均気温の平年値は 14.8 度で、月平均気温の平年値の最高は、8 月の 27.1 度、同じく最低は、1 月の 3.7 度である。また、年降水量の平年値は、約 1940 ミリである。

参考：綾部地域雨量観測所の年降水量の平年値は、約 1600 ミリ(現在は綾部山家地域雨量観測所に移設)。

地震について、舞鶴市下福井（舞鶴特別地域気象観測所）では、昭和 30 年以降、震度 5 以上は観測されていない。

※舞鶴特別地域気象観測所及び綾部地域雨量観測所の平年値の統計期間は、1991 年から 2020 年である。

第2節 社会的条件

第1 綾部市の沿革

昭和25年8月1日、綾部町・中筋村・吉美村・西八田村・東八田村・山家村・口上林村の1町6村が合併して綾部市が誕生した。

その後、昭和30年4月10日には、豊里村・物部村・志賀郷村・中上林村・奥上林村の5村が合併し、また、昭和31年9月30日には、佐賀村の一部を合併して現在の市域となった。

第2 人口及び世帯数

人口は31,846人、世帯数13,699世帯、平均世帯人員は2.32人/世帯である。(令和2年国勢調査)

人口は、昭和35年51,258人から減少しており、世帯数は増加傾向にあったが、平成17年の14,286世帯をピークに減少に転じている。

(単位：人／戸／％)

	昭35	昭40	昭45	昭50	昭55	昭60	平2	平7	平12	平17	平22	平27	令2
人 口	51,258	48,339	44,983	43,490	42,552	41,903	40,595	39,981	38,881	37,755	35,836	33,821	31,846
前回比	-3.7	-5.7	-6.9	-3.3	-2.2	-1.5	-3.1	-1.5	-2.8	-2.9	-5.1	-5.6	-5.8
推 移	(100)	(94.3)	(87.8)	(84.8)	(83.0)	(81.7)	(79.2)	(78.0)	(75.9)	(73.7)	(69.9)	(66.0)	(62.1)
世帯数	11,291	11,585	11,860	12,309	12,911	12,939	13,090	13,621	13,884	14,286	14,006	13,766	13,699
前回比	2.6	2.6	2.4	3.8	4.9	0.2	1.2	4.1	1.9	2.9	-2.6	-1.8	-0.5
推 移	(100.0)	(102.6)	(105.0)	(109.0)	(114.3)	(114.6)	(115.9)	(120.6)	(123.0)	(126.0)	(124.0)	(121.9)	(121.9)

【注】 各年の国勢調査による

第3 土地利用状況

(単位：km²)

総 面 積	耕 地 (6.8.1)	宅 地 (6.1.1)	森 林 (6.4.1)
347.10	28.70	6.85	267.89

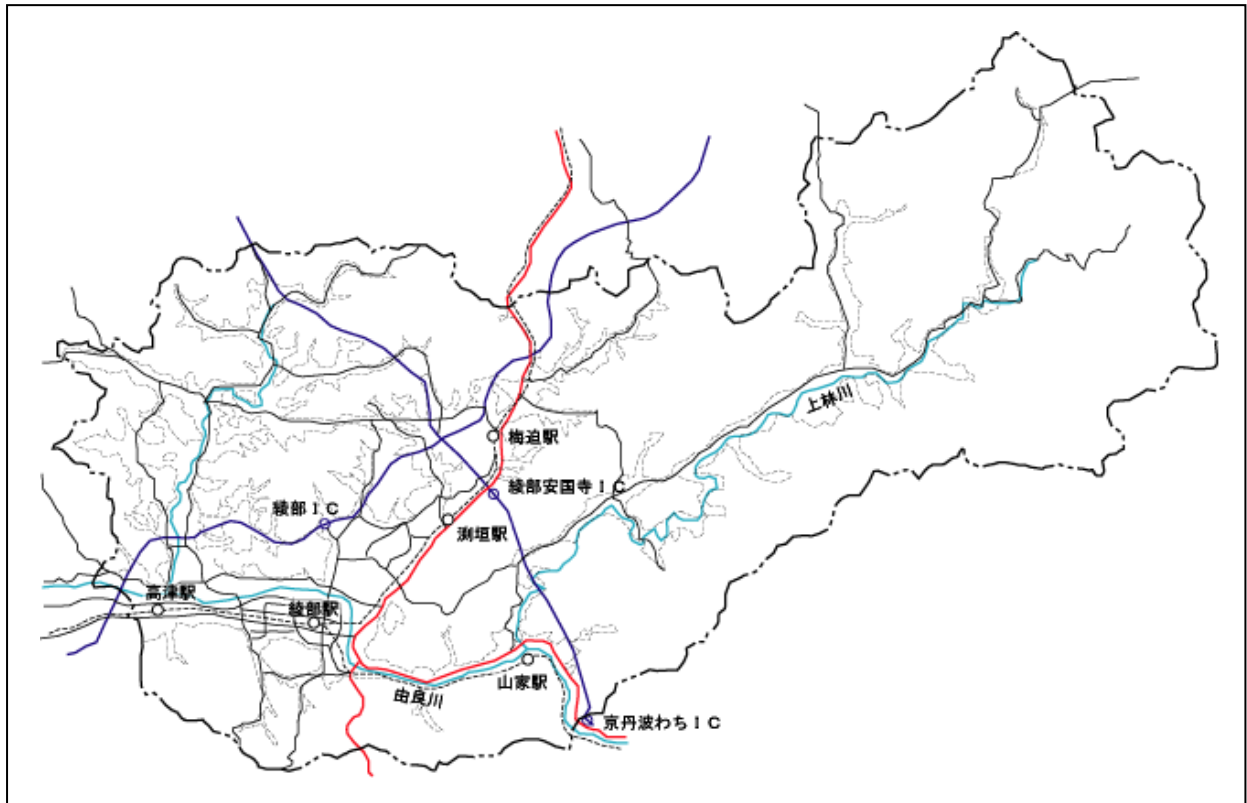
()内は、調査年月日

第4 交通事情

綾部市内には、国道27号及び国道173号のほか、主要地方道4路線が縦横に走るとともに、京都府北部の幹線動脈であるJR山陰本線及びJR舞鶴線の分岐点にも当たり、交通面においては、極めて重要な位置を占めている。

一方、綾部市と京阪神大都市圏との時間的距離は、JR山陰本線の電化・高速化の実現、舞鶴若狭自動車道及び京都縦貫自動車道の開通等によって大幅に短縮され、京都市へ鉄道で

約1時間、同じく高速道路で約1時間20分、また、大阪市へ鉄道で約1時間30分、同じく高速道路で約1時間30分と、交通条件は、格段に改善されつつある。



第4章 計画の目標（防災ビジョン）

第1 基本目標

綾部市は、市域面積が347.10km²で、市街地の東端及び北端を直角に由良川が流れている。この由良川は、過去に幾度となく大きな水害をもたらしている。

また、綾部市が位置する福知山盆地は、沖積層という地盤特性や過去の地震履歴、地震発生の年代的な頻度等を考慮し、地震の規模を想定すると、震度7近くの最大級の地震発生が想定され、その被害は、甚大なものが想定される。これを、極力、軽減できる災害に強い綾部市を形成するために、まちづくりの基本として防災ビジョンを設定する。

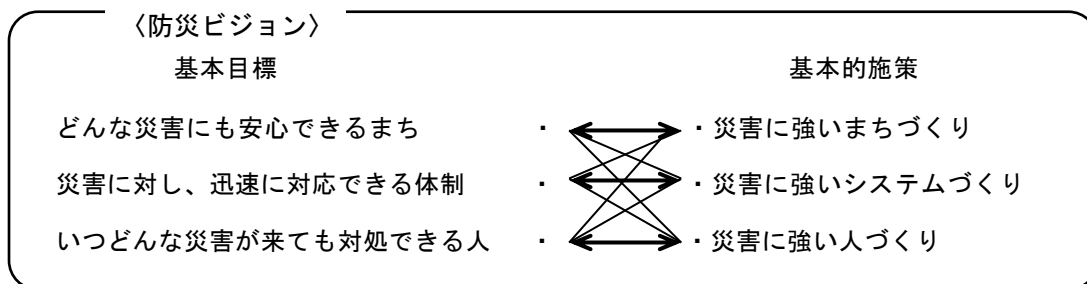
防災の目的

災害から市民の生命、身体及び財産を保護する

第2 防災ビジョン

防災ビジョンは、綾部市における防災憲章となり、長期的かつ総合的な視点に基づき、防災の目的を達成するビジョンであり、防災に関する基本目標である。

防災ビジョンの基本目標とその達成のための基本的施策は、次のとおりである。



第3 ビジョン達成への視点

綾部市が抱える防災課題は多く、ビジョンと現実との隔たりは大きなものがある。この隔たりを埋める（施策遂行）ためには、極めて困難な障害を克服しなければならない。このため、次の視点からこの障害を克服する。

- （1）長期展望に立つ。
- （2）短期の成果（形式的成果）にこだわらず、着実な前進を続ける。
- （3）官民の合意形成と共同活動化を目指す。
- （4）あらゆる局面で、防災的視点をゆるがせない。
- （5）危機管理体制を官民ともに徹底させる。

第2編 災害予防計画

一般対策計画編

第1編 総 則

第2編 災害予防計画

第3編 災害応急対策計画

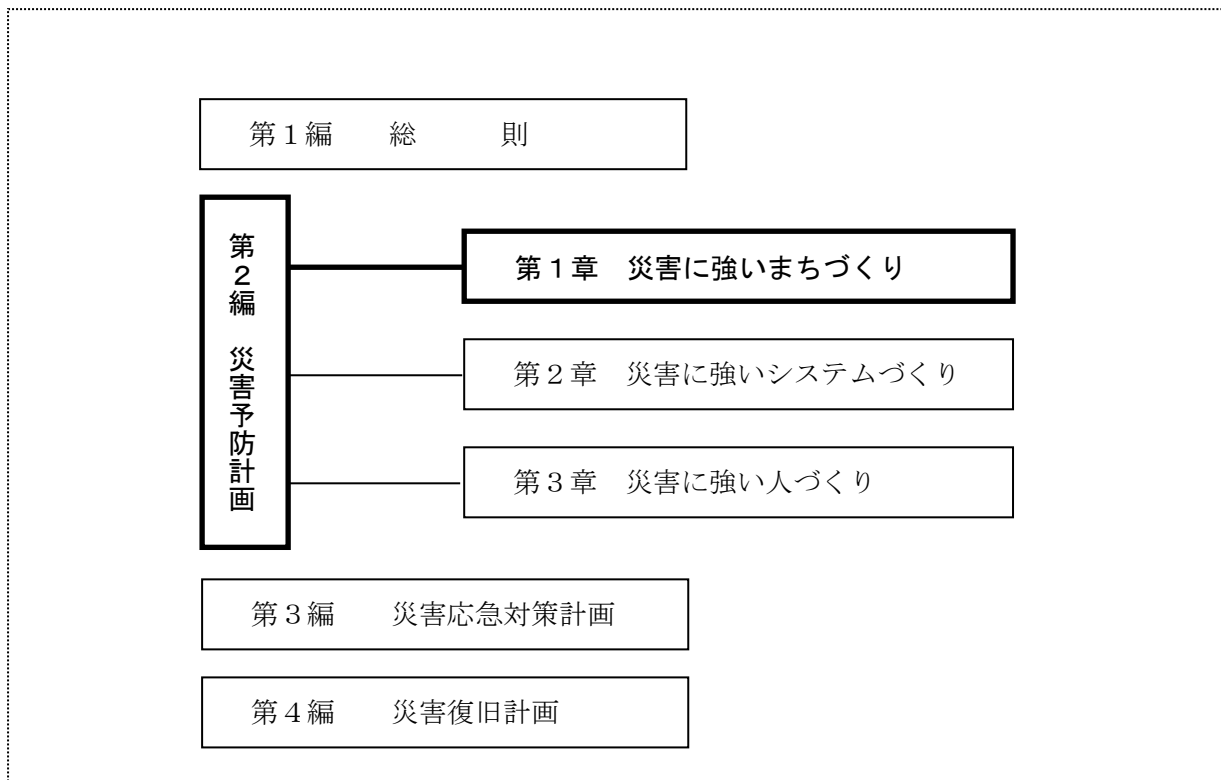
第4編 災害復旧計画

震災対策計画編

資料編

	予ー
第1章 災害に強いまちづくり	1
第2章 災害に強いシステムづくり	18
第3章 災害に強い人づくり	52

第1章 災害に強いまちづくり



	予ー
第1節 砂防関係予防計画	2
第2節 河川・排水施設防災対策計画	5
第3節 建築物等災害予防計画	7
第4節 林野火災予防計画	12
第5節 雪害、風害対策計画	13
第6節 ライフライン等災害予防計画	15
第7節 防災施設等整備計画	16

第1節 砂防関係予防計画

土砂災害を警戒・防御し、これによる被害を軽減するため、砂防施設、治山施設等の整備を図るなど、府の実施する砂防事業、治山事業に協力するとともに、住民等への情報伝達、避難の方法を示す。

第1 土砂災害（特別）警戒区域

1 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達

土砂災害の発生が予想される箇所について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づく指定を完了しており、順次、地形改変箇所や対策工事完了箇所等の再調査が行われている。

市は、府の協力を得て、土砂災害に対する警戒避難体制の整備、地域住民の防災に対する意識を高め非常時に自主的な避難を促すため、土砂災害に関連する情報として土砂災害警戒マップを作成、配布する。

自然現象の種類	指 定 区 域	
	警 戒 区 域	特別警戒区域
土 石 流	7 0 7 箇所	4 2 4 箇所
急傾斜地の崩壊	9 6 1 箇所	9 4 5 箇所
地 す べ り	3 箇所	—
計	1, 6 7 1 箇所	1, 3 6 9 箇所

（令和3年1月現在）

【資料編 土砂災害警戒区域指定状況一覧 資料 2-11】

【資料編 土砂災害警戒区域指定箇所一覧（急傾斜地） 資料 2-12】

【資料編 土砂災害警戒区域指定箇所一覧（土石流） 資料 2-13】

【資料編 土砂災害警戒区域指定箇所一覧（地すべり） 資料 2-14】

2 土砂災害警戒区域における警戒避難体制

市が、土砂による被害を受けるおそれのある住民を、適切な避難方法により適切な避難場所へ誘導するために必要な内容は以下のとおりである。

- （1）警戒または避難を行うべき基準の設定
- （2）適切な避難場所及び避難路の設定、周知
- （3）情報収集及び伝達
- （4）防災知識の普及及び防災活動・防災訓練の実施
- （5）要配慮者関連施設利用者のための警戒避難体制

第2 土砂災害警戒情報及び府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）

1 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報

京都府と京都地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援することを目的として土砂災害警戒情報を共同発表し、関係機関及び住民に伝達する。

市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等の必要な措置を講じる。

2 府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）

気象台による降水予測と府の作成した1kmメッシュエリア毎の土砂災害発生危険基準線（CL）を基に土砂災害発生の危険性の判定を行うものであり、災害発生の危険性があると判断された時には、同システムを活用して伝達されるとともに事前に登録されているPCメール、携帯メールに対して危険度の通知が行われる。

【資料編 京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）資料 2-1】

第3 治山対策

山腹崩壊により人家、道路等に災害が発生することを防止するため、保安林の維持又は強化を図るとともに、保安林以外の危険地についても、保安林の指定の要請をし、併せて府営治山事業による調査及び工事を要請するものとする。

- 1 京都府に対して、山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）の治山事業の推進を要望する。
- 2 山林の伐採時には、植林の指導を行う。
- 3 災害危険箇所については、緊急調査員を定め、これを定期的に調査する。長雨や地震時には、緊急調査等を行う。

第4 土石流対策

長雨や地震時には、山腹崩壊や地盤の緩みが生じ、土石流発生の危険があり土砂災害の発生を防ぐため、次の対策を行う。

- 1 国及び京都府との連携を密接にしながら、緊急度の高いところから植林、砂防工事を実施する。
- 2 京都府に対して、砂防事業の推進を要望する。
- 3 災害危険箇所についての調査担当者を定め、これを定期的に調査する。地震又は付近に地盤災害が発生したときは、緊急調査員が調査を行う。

【資料編 土石流危険渓流一覧 資料 2-2】

【資料編 土石流危険渓流に準ずる渓流一覧 資料 2-3】

第5 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地崩壊で発生する災害から市民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を指定し、次の防災事業の促進を図る。

- 1 危険度の高い急傾斜地については、急傾斜地崩壊危険区域の指定の促進及び拡大、

災害危険区域の指定を行い、急傾斜地崩壊防止工事を促進する。

- 2 崖地近接等危険住宅移転事業等により、人家の移転を促進する。

【資料編 急傾斜地崩壊危険箇所一覧 資料 2-4】

【資料編 急傾斜地崩壊危険区域一覧 資料 2-5】

第6 地すべり対策

地すべり対策事業及び農林関係事業として、くい打ち、暗きょ排水、う回水路の開設、地下水排水施設の設置及び補強工事を行う。

【資料編 地すべり危険箇所、地すべり防止区域 資料 2-7】

第7 宅地造成工事等に伴う対策

宅地造成工事に伴う土砂の流出等を防止するため、宅地造成地の点検等を進めるとともに、随時、パトロールを実施し、必要と認められる時は、造成主、施工業者等の関係者の聴取を行い、必要な防災措置を講ずるよう指導する。

第8 住民への周知等

- 1 災害発生時には、できる限り速やかに土砂災害危険箇所等から避難する方法を周知しておく。
- 2 平常時から住民に対し、危険箇所をハザードマップや広報紙等により周知しておく。
- 3 危険地区の住民又は土地所有者に対し、防災措置についての指導及び助言を行う。なお、非常の際の住民への広報手段として、広報車、コミュニティ放送、緊急速報メール（NTT ドコモではエリアメール）、防災ラジオ及び防災行政無線などを活用し、情報伝達手段の多様化に努めるものとする。

【資料編 災害危険箇所調査票 資料 2-7】

第2節 河川・排水施設防災対策計画

洪水による災害を防止するため、各種河川工事等を実施し、維持管理の強化と併せて、水系ごとに一貫した河川改修を推進するとともに、洪水ハザードマップの作成公表などの水防対策を推進する。

第1 河川の整備

河川管理者は、河川維持修繕、河川改良等の改修事業の実施、治水施設の設置及び運営の適正化、水防活動拠点や情報通信基盤の整備を推進する。

- 1 河川の堤防、橋梁及び樋門等の施設について、点検を行い、危険度の高いものから補修又は改修を進める。
- 2 直轄河川の改修工事については、国に対して積極的に働き掛けるとともに、府管理河川の改修工事については、京都府に対して積極的に働き掛ける。

特に、重要水防区域や河川重点警戒箇所として抽出された箇所の改修工事については、国及び京都府に対して積極的に働き掛ける。

<由良川水系河川整備計画>

由良川中流部では、計画高水位以下の家屋が存在する全地区を対象に連続堤防を整備するものである。現在までに右岸側については、笠原神社から福知山市域との境まで完成、左岸側については、綾部大橋から福知山境まで完成しており、残る綾部大橋上流から田野川間の並松地区の護岸改修を進めるものである。堤防整備と併せて、洪水の流下断面が不足している箇所については、河積確保のための河道掘削、横断工作物の改修等を実施する。

<京都府が実施する河川改修工事>

中小河川の治水対策は河川の流域特性を踏まえ、土地利用計画との調整を図りながら、地域の生活と密着した治水施設の整備とともに、流域開発により増加する流出量の抑制を図るために、開発行為者への指導を行う等、総合的な治水対策を推進している。

また、農村地域の活性化、生産性の向上を図るための治水対策として、農業基盤整備事業に関連する河川の改修を推進する。

- 3 準用河川については、現在、改修中のものは事業を促進し、その他の河川については、計画的な河川改修及び河川の維持管理等に努める。

【資料編 重要水防区域、河川重点警戒箇所 資料 2-9】

第2 ため池の整備

- 1 平成30年7月豪雨を踏まえ制定された防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推

進に関する特別措置法（令和2年10月1日施行）により、決壊した場合に下流に人家や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池43箇所を「防災重点農業用ため池」に指定し、集中的かつ計画的にハード・ソフト対策を実施していく。

- 2 老朽化等により危険なため池は、洪水吐及び堤体の整備、補強に努める。また、不要貯水の排除、大雨前の放流等、洪水時に操作が可能な緊急放流施設を整備するとともに、土砂等のため池への流入物の排除を行う。

第3 排水施設等の整備

災害による被害を軽減し、河川整備等との整合性を図りながら、公共下水道の雨水排水路の計画的な改良又は改善に努める。

また、内水被害の軽減に向け、雨水ポンプ場の運用や各戸雨水貯留施設設置の促進、仮設ポンプの設置や排水ポンプ車の運用に努める。

第4 ソフト対策

市は、浸水想定区域の指定があったときは、洪水ハザードマップの配布等の情報の提供や災害時の情報共有化により、水害防止対策を推進する。

- 1 洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川

市は、由良川、犀川、上林川、八田川において、洪水予報、水防警報、水位情報が発表された場合に、迅速、かつ確実に住民へ伝達する。

- 2 ハザードマップ

市は、浸水想定区域の指定があったときは、当該区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他円滑、かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、その内容を市民に周知する。

【資料編 防災重点農業用ため池一覧 資料 2-10】

第3節 建築物等災害予防計画

災害による建築物等の被害を防止し、市民の生命、財産等を保護するため、建築物に関する防災指導を行う。

第1 建築物の耐震化、不燃化促進等

都市の不燃化及び建築物の安全性の観点から建築物の耐震化、不燃化を促進する。

1 建築物の耐震化

(1) 建築物の新築時には、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）による規制を遵守するよう府の指導に協力する。併せて、多数の方が利用する建築物等、特に耐震性能を高める必要がある建築物については、当該地域の地盤の震動特性を勘案した耐震構造となるよう指導する。

(2) 既存建築物の耐震化の推進

集客施設等の特定建築物や防災施設等については、所有者又は管理者に対して、府と協力して耐震診断の実施の促進を図り、必要に応じ、建て替え、若しくは耐震・防火工事等の実施を指導する。

また、特に耐震化率が低い木造住宅については、綾部市木造住宅耐震診断士派遣事業や綾部市木造住宅耐震改修等事業の啓発に努め、現行の耐震関係規定を満たさない住宅の耐震化を推進する。

2 建築物の不燃化

(1) 都市の防災性の強化を図るため、中心市街地等において準防火地域の追加指定を検討する。

(2) 非常時に、防火設備等が十分にその機能を果たすことができるようにするため、消火訓練を実施し、防火設備等の管理に万全を期すよう指導する。

(3) アパート等の共同住宅については、脱出装置及び消火設備の充実を指導する。

3 公共建築物対策

大規模な公共建築物は建築基準法及び官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）に基づき耐震性能等を有する耐火建築物とする。新築する市有公共建築物は高い耐震性能等を持った耐火建築物とするように努める。

また、公共建築物の全部又は一部に非常電源の設置を推進する。

4 建築物の安全化対策

建築基準法による規制を確実に実施するよう府の指導に協力し、違法建築対策を行う。また既存建築物については市民の防災意識の向上を図り、建築物の安全性の確保について積極的に普及・啓発を実施し、定期報告対象建築物については、府と協力して所有者等に制度の周知を図るとともに、建築物の定期調査・検査の実施を促進し、必要であれば適切な改修を指導する。

また、大地震による二次災害を防止し、住民へ建築物の被災状況の周知を行うため、被災建築物の危険度を判定することが重要であることから、被災建築物の危険度を判定

する「地震被災建築物応急危険度判定士」の養成に協力するとともに、府及び地震被災建築物応急危険度判定協議会と連携し、実施体制等の整備を進める。

5 文化財保護対策

市内の重要な文化財については、資料館及び中央公民館等に収集している土器類、古文書以外は所有者の管理に任せられているが、防災施設については府の指導に基づき、市は協力して推進にあたる。

6 学校建物災害予防計画

(1) 危険校舎災害予防対策

学校建物の安全性向上のため、耐震診断を実施し各施設の安全を確認するとともに、診断結果により必要に応じて施設の耐震補強、改築を実施し、学校施設の安全化を図る。

(2) 火災予防対策

消防法の規定に基づく、自動火災報知設備並びに漏電火災警報設備について、該当施設に対しその設置を完了したが、さらに防火思想の普及徹底を図る。

(3) 雪害防止対策

豪雪の場合、雪害のおそれのある校舎屋根、樋、雪止等について、実態調査を行い急を要するものについては雪害防止の完備を図る。

7 防災道路の整備

防災対策上各地区要所に水利の確保を図る。消防車の進入不能の箇所については災害予防上支障があるため、当該地域の意志を反映しつつ道路拡幅又は新設を推進する。

8 宅地造成防災対策

宅地造成事業による災害を防止するため、綾部市まちづくり条例（平成28年綾部市条例第5号）に基づき、事業者に対し万全の措置を講ずるよう指導する。

また、大地震又は豪雨等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度を判定することが重要であることから、被災宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の養成に協力するとともに、府及び被災宅地危険度判定連絡協議会と連携し、実施体制等の整備を進める。

9 特定空き家等対策

老朽化による倒壊や屋根・壁などの落下により人や物に被害を及ぼす恐れのある特定空き家等に対して、綾部市空き家等対策の推進に関する条例などの規定により被害が及ばないよう必要な対策を行う。

第2 落下・転倒等危険物対策

JR綾部駅周辺及び西町アイタウン等の商店又は飲食店等が多く、人の出入りの頻繁な地区では、看板、照明灯、自動販売機等が多い。地震等の災害時には、これらの落下又は転倒により、人的被害が増大し、避難活動等に支障となるおそれがあるため、その実態を調査し、危険箇所については、その所有者又は管理者に対して改善を指導する。

1 落下物等の除去

瓦、看板、窓ガラス、外装材等の落下による人的被害を与えるおそれのあるものに関して、事前にその除去、危険防止のための固定化、移動防止等を指導するとともに、落下防止についての啓発及び普及を図る。

2 ブロック塀等の安全対策

(1) ブロック塀等の実態調査・指導

ブロック塀及び石塀等の重量塀の倒壊による生命又は身体への危害を防止し、災害時の避難活動及び消防活動等の妨げにならないように調査を実施する。

指定避難所周辺、避難路、通学路等は、重点的に調査を実施し、耐震性の観点から建築基準法等の基準に従って指導する。

(2) 生け垣、フェンスへの転換

市内のブロック塀等の実態把握に基づいて、その所有者及び管理者に対して、生け垣又はフェンス等への転換を奨励・指導する。

3 家具等の安全対策

タンス、食器棚、ピアノ及び冷蔵庫等の転倒事故防止のため、一般家庭向けの指針等を作成し、事故防止の啓発に努める。

第3 社会福祉施設防災計画

災害時における社会福祉施設の安全を確保するため、非常災害対策計画の策定、防火管理者の選任を行い、市消防署の指導の下に、消防計画を策定し、消防署長に届出を行うものとする。

また、水防法、土砂災害防止法に基づき、水害、土砂災害に対応した避難に係る計画（避難確保計画）を作成するとともに、訓練等を通じてその実効化を図るものとする。

1 施設整備計画

(1) 老朽程度が著しい社会福祉施設については、耐火・耐震構造による改築等の施設の整備を行う。

(2) 消防法（昭和23年法律第186号）等により整備を必要とする消防用施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）の点検・充実を図る。

2 防災管理

(1) 非常災害時に関する具体的計画を立てて、職員及び入所者に対し、避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施するなど自主防災管理体制の整備に努める。

(2) 災害発生時における入所者の避難場所及び収容施設等の確保並びに防災関係機関等との情報交換及び連絡協議に努める。

(3) 市は、社会福祉施設の避難経路の確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

3 建設計画

新規に施設を建設する場合には、耐震構造に十分に配慮し、建設を行うものとする。

第4 文化財防災計画

貴重な国民的財産である文化財を後世に伝えていくためには、不測の災害を防止することが不可欠である。その防災計画は、災害の予防に重点を置くものとし、万一の災害発生の際には、的確な対応ができるよう、防災設備の設置等を推進するものとする。

1 建造物

(1) 防災設備の整備

防災施設整備の対象として、簡易消火器及び屋外消火栓等、各種防火設備未設置文化財への設置を行う。併せて、既設の防災設備の日常的な点検及び不良個所の修理等を行う。

(2) 防災設備の設置

自動火災報知設備、消火設備及び避雷設備等の設置についても、所有者の意向を踏まえながら推進していく。また、防火設備の日常の保守義務に対しても、補助金の交付について京都府と協議するなど、万一の際、的確に作動するよう万全を期す。

2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む。）

(1) 防災設備の整備

防災施設整備の対象として、簡易消火器及び屋外消火栓等、各種防火設備未設置文化財への設置を行う。併せて、既設の防災設備の日常的な点検及び不良個所の修理等を行う。

収蔵庫及び保存庫は、鉄筋コンクリート等の耐火性・耐震性のものとするが、その設置に当たっては、寺院等の歴史的景観等を損なうことのないよう、外見及び位置にも十分な考慮を払いつつ計画を進める。有形民俗文化財については、前述に準じて実施する。

(2) 建造物等の整備計画

収蔵庫の設置が適当でないような事情（信仰上、景観上、用地上）がある場合には、状況に応じ、耐火構造や耐震構造を有する建築物としての整備を行うなど、適切な措置を講ずる。有形民俗文化財については、前述に準じて実施する。

3 史跡、名勝、天然記念物

史跡、名勝、天然記念物の指定地域内の防災については、建造物防災に準じた方針をもって進める。

4 文化財保護対策

(1) 文化財の所有者又は管理団体に対して、防災体制の組織化、災害時における防災の方法の確立等、文化財の防災措置の徹底を指導する。

(2) 日常的な点検を徹底し、柱及び梁の腐朽、蟻害及び瓦の損傷等を早期に発見し、速やかに修理する。

(3) 災害時における文化財の避難及び搬出について、あらかじめ施設に応じた詳細な計画を作成する。

(4) 防火管理者の選任、消防計画の作成等、自主防火管理体制を充実させる。

(5) 消防用設備等の防災施設を設置する。法的に設置が義務付けられているもののほか、建築規模及び構造等を考慮した上、必要な設備の設置を指導する。

- (6) 1月26日の「文化財防火デー」を中心に、文化財防火運動を実施し、消火訓練等の行事を通じ、地域住民に対する文化財保護思想の高揚を図るための啓蒙活動を展開する。
- (7) 文化財の防火に関係のある消防機関等との連絡及び協力体制を確立する。
- (8) 屋根については、文化財保護上、支障のない範囲で軽量化を図る。
- (9) 大規模修理等の際に、伝統的補強工法を含め、耐震対策を考慮した工法を取り入れるなどの工夫をする。

第4節 林野火災予防計画

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防、消防体制の整備充実を推進する。

第1 計画の方針

林野火災の発生原因は、ほとんど人為的によるものである。従ってこれの予防については、市民の意識の向上を図るものとする。

第2 計画の内容

1 気象情報

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要因となるので、関係機関は、気象情報を的確に把握し、予防に万全を期するものとする。

2 巡回監視

林野火災が最も発生しやすい時期においては、消防団員等による監視、連絡、通報等を実施し、林野火災の予防に努めるものとする。

3 入山者、林内作業者に対する措置

林野火災の原因は、タバコ、焚火等入山者の不注意によるものが主原因であるので、これを予防するために、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 火気取扱注意の標識を設置する等、防火意識を喚起する。
- (2) みだりに火を焚く者に対し、警告、取締りを行う。
- (3) 観光関係者による防火意識の啓発を図る。
- (4) 林内作業者には、火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置し、当該火気責任者の指定する喫煙所及び焚火箇所を設け、標識及び消火設備を完備し、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定めて関係機関との連絡に万全を期すよう指導する。

4 火入れ作業者に対する措置

火入れをしようとする者は、綾部市火入れに関する条例（昭和 59 年綾部市条例第 3 号）の規定を遵守して行わなければならない。

5 大規模林野火災の予防対策

林野火災の延焼により、火災が大規模に及ぶ恐れがあるときは、自衛隊及び京都市のヘリコプターによる消火を要請するものとし、日常から出動要請訓練等を行い、その対策に万全を期すものとする。

第5節 雪害、風害対策計画

冬期の雪害及び風害による被害から市民生活や農林、水産、畜産業等の被害を防止し、または拡大を防止するため、雪害、風害からの予防計画を推進する。

第1 雪害予防計画

1 雪害に強いまちづくり

- (1) 地域の特性に配慮しつつ、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び集落の孤立、なだれ災害等の雪害の発生を未然に防止するため、必要な整備を推進し、雪害に強いまちづくりを推進する。
- (2) 住宅の耐震性を確保し、積雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法の遵守についての啓発活動を進める。既存建築物については、多雪区域における耐震化の補助制度を推進する。
- (3) 道路から玄関先までの自宅通路の除雪について、雪かきボランティアの確保、雪下ろしに係る建設業者等との連携や除雪機械の導入補助、一人暮らし高齢者等への除雪費支援など、市民の生活確保に必要な対策を進める。

2 凍害、雪崩防止対策

交通の確保が特に必要な場合で、凍害防止対策を要する道路については、融雪剤の配置に努める。

雪崩等の災害による被害を防止するため、雪崩危険箇所等について雪崩防止施設の整備を推進するとともに、雪崩のおそれが生じた場合における情報連絡体制及び警戒避難体制の整備に努める。

3 情報提供

市は、管理する道路の路面の状況を迅速に把握し、通行者に適切な情報が提供できるよう道路情報機能の整備等に努める。

4 公共機関の除雪（雪下ろし）体制の確保

行政施設、学校教育施設、社会教育施設、文化財等における除雪体制の確保及び充実に努める。

5 除雪作業の一般協力要請

積雪は、交通障害による日常生活への多大な影響があるとともに、消防水利（消火栓、防火水槽等）を覆い隠すことによって、消火活動に支障が出る可能性があることなどから、除雪作業においては、広く市民の作業協力・労務提供が得られるように、平常時から除雪作業への協力要請に努める。

6 農作物水産関係等の雪害予防対策

(1) 農作物関係

- ① 品種の選定指導
- ② 作付、栽培方法の指導
- ③ 防除用農薬の備蓄及び防除用器具の整備指導

- ④ 施設の耐雪、構造建設指導
- ⑤ 融雪促進資材の確保
- (2) 畜産関係
 - ① 飼料の備蓄に対する指導
 - ② 防疫用資材、緊急医療品及び所要器具等の整備に対する指導
 - ③ 家畜の待避方法の検討と待避場の設置に対する指導
 - ④ 災害時における畜産物の保存、販売方法の検討
 - ⑤ 緊急救護並びに防疫措置に対する計画樹立
- (3) 農業用ため池
 - ① 融雪洪水を貯水し、下流の洪水調節に少しでも役立てる。
 - ② 結氷が原因の洪水吐の閉そくに留意する。
- (4) 排水路、樋門等
融雪洪水等の円滑な流下のための除雪の点検

第2 風害予防に関する計画

農作物水産関係等の風害予防対策

- 1 農作物関係
 - (1) 農作物施設等の管理指導
 - (2) 倒伏並びに干害防止に対する指導
 - (3) 防除用農薬等の備蓄及び防除器具の整備指導
- 2 水産関係
小舟等の避難措置指導
- 3 畜産関係
第1 6 (2) 畜産関係に準ずる。
- 4 林業関係
 - (1) しいたけほだ場、フレームの補強、ほだ木の移動
 - (2) 苗畑の日覆の補強、排除、病虫害の予防
 - (3) 幼令木の根踏み指導
 - (4) 栗樹に支柱補強の指導

第6節 ライフライン等災害予防計画

災害による電気、ガス、電話、上下水道等のライフライン関連施設の被害を未然に防止するため、各施設に安全性を確保できるような技術基準等を設定するとともに、被害を最小限にとどめるため系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を実施する。

第1 電気施設

電気事業者は、災害時においても電力供給を確保するため、設備ごとに確実な安全化対策を行うとともに、重要な送電線の多重化などバックアップ体制の整備を図る。また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材の確保を図るとともに、各電力会社、各一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社および電力広域的運営推進機関等との電力融通や相互応援体制の整備等を図る。

第2 ガス施設

ガス事業者は、ガスによる災害を防止するため、設備の安全性の強化充実を図るとともに、消費者に対して事故防止についての広報活動を行う。また、災害時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、応急復旧用資機材の整備を図る。

第3 電気通信施設

電気通信事業者は、災害時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設置を図るとともに、主要伝送路のループ化などバックアップ体制の整備を図る。また、復旧要員及び復旧資機材の確保を図るとともに、全国からの要員の応援体制、資材等の調達体制の確立を図る。

第4 上水道施設

市は、災害による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全強化、配水ルートのループ化、配水施設のブロック化、応急給水・応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。

第5 下水道施設

市は、災害による施設の被害を最小限にとどめ、市民の衛生的な生活環境を確保するため、施設の安全強化、バックアップ及び応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。

第7節 防災施設等整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、気象等観測、水防、消防、通信などの施設・設備の整備を図る。

第1 気象観測施設等

市、府、及び関係機関は、気象等の自然現象の観測又は予報に必要な観測施設・設備の整備を図る。

第2 水防施設等

市及び府は、重要水防区域、河川重点警戒箇所等について、具体的な水防方法を検討し、水防活動に必要な資機材の整備を図る。

【資料編 重要水防区域、河川重点警戒箇所 資料 2-9】（再掲）

【資料編 水防倉庫及び資機材 資料 3-1】

第3 消防施設等

市は、消防ポンプ自動車等の消防用車両、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設、その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施するとともに、特殊火災に対処するため、化学自動車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

市は、救急救助活動のため、救助工作車、救急自動車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助用資機材の整備に努める。

【資料編 消防本部 消防署 消防団 機構 資料 3-2】

【資料編 消防施設設備基準並びに充当率 資料 3-3】

【資料編 消防施設配置表 資料 3-4】

【資料編 防火管理者の選任を必要とする防火対象物 資料 3-5】

【資料編 情報連絡系統図 資料 3-6】

【資料編 強風下における市街地大規模火災防ぎょ措置計画 資料 3-7】

【資料編 その他の大規模火災防ぎょ措置計画 資料 3-8】

第4 通信施設等

1 市、府及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。

（1）防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、防災行政無線や衛星通信回線、京都デジタル疎水ネットワーク等を活用し、地域、市、府、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を推進する。

（2）同報通信方式の無線網、防災行政無線及び移動系無線網の整備を促進するとともに、府衛星通信系防災情報システム網と防災行政無線の有機的な結合やデジタル化による最新の設備の整備を図る。

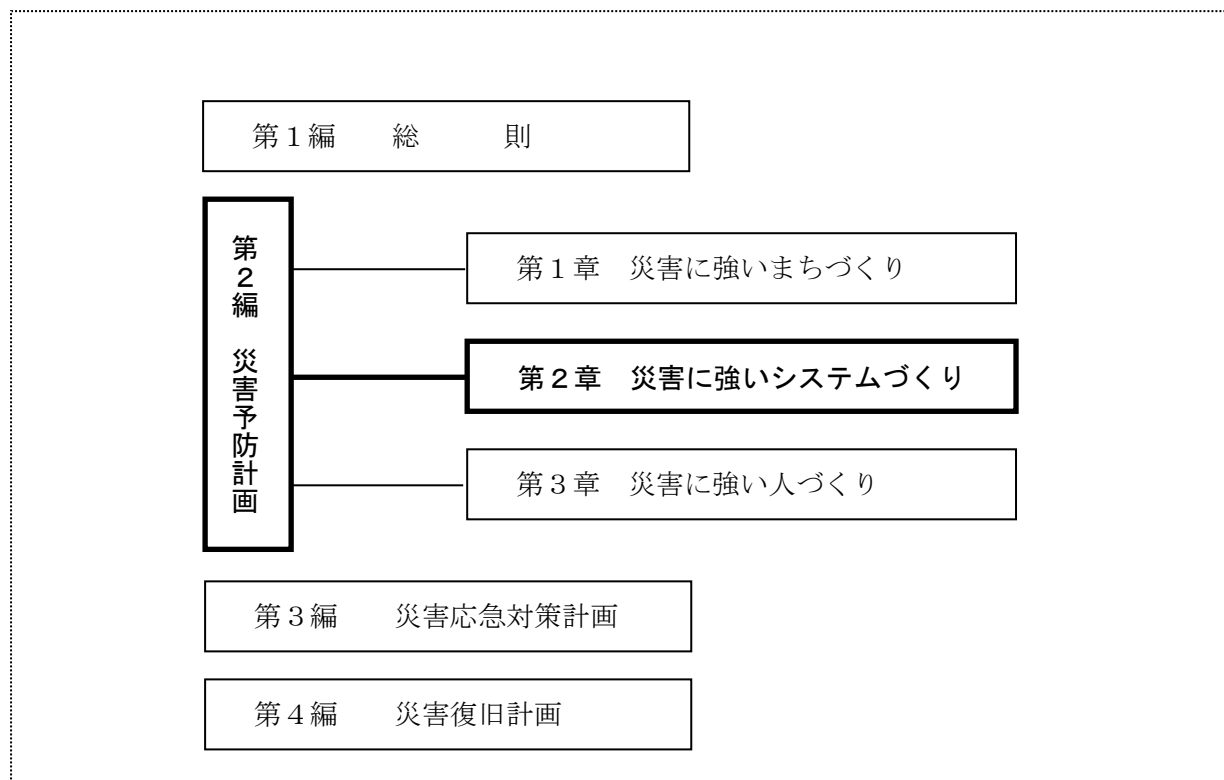
- (3) 非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線無線通信システムの一体的運用等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。
 - (4) 災害時に有効な携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による通信網活用体制を整備する。
 - (5) 平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的の実施するとともに、非常通信の取扱い、機器操作の習熟等に向け防災関係機関等との連携による通信訓練を行う。
- 2 市は、災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、市民に対しても災害情報を速やかに伝達するため、孤立化防止無線施設等の整備を推進する。
- 3 住民に迅速に情報を伝達するため、携帯電話の緊急速報メール（NTT ドコモではエリアメール）の活用を進める。

※ 全国瞬時警報システム（Jアラート）の現況：

緊急地震速報や武力攻撃事態等の対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、国から通信衛星を用いて発信される情報を受信し、防災行政無線やエフエムあやべを通じて市民に瞬時に伝達する。

各施設への通信はIP告知システムを利用し、補足情報等の放送は随時行う。

第2章 災害に強いシステムづくり



第1節	気象情報伝達計画	予ー
第2節	防災業務体制整備計画	19
第3節	医療救護体制整備計画	31
第4節	避難体制整備計画	34
第5節	食料、飲料水及び生活必需品確保計画	37
第6節	文教災害予防計画	47
		49

第1節 気象情報等伝達計画

気象の予警報等の情報を一刻も早く市民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達の方法等について定める。

第1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

第2 気象予警報等

- 1 京都地方気象台は、気象現象等により災害の発生が予想される場合は、気象業務法に基づき、注意報、警報等を発表し、注意喚起と警戒を促す。

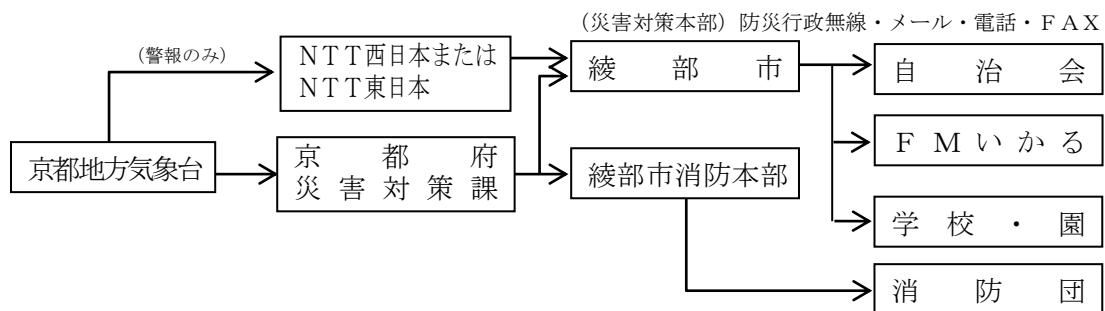
綾部市の属する予警報の区域は、一次細分区域では「北部」に、二次細分区域では「綾部市」となる。また、市町村等をまとめた地域として「舞鶴・綾部」となる。

京都地方気象台から一般及び水防活動に供するため、発表される気象予警報等の種類及び基準は次のとおりである。

2 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、綾部市に現象の危険度と雨量、風速等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

伝達フロー図



(1) 特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

(2) 特別警報・警報・注意報の種類と概要および発表基準

特別警報・警報・注意報の種類		概 要 ・ 発 表 基 準
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 〔発表基準〕 （浸水害）表面雨量指数基準 16 以上 （土砂災害）土壌雨量指数基準 125 以上
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 〔発表基準〕 ①流域雨量指数基準 犀川流域 14.5 以上、安場川流域 7.8 以上、八田川流域 11.4 以上、上林川流域 21.2 以上、畑口川 9.7 以上 ②複合基準（表面雨量指数，流域雨量指数） 由良川流域（9，37.9）以上、犀川流域（13,12）以上、八田川流域（5，9.8）以上、上林川流域（5，21.1）以上 ③指定河川洪水予報による基準 由良川中流〔綾部〕
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 〔発表基準〕 12 時間降雪の深さ 35 cm 以上（平地）、12 時間降雪の深さ 45 cm 以上（山地）
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 〔発表基準〕 平均風速 20m/s 以上
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。 〔発表基準〕 雪を伴い、平均風速 20m/s 以上
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒

		レベル2である。 〔発表基準〕 ①表面雨量指数基準7以上 ②土壌雨量指数基準88以上
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 〔発表基準〕 ①流域雨量指数基準 犀川流域 10.8 以上、安場川流域 6.2 以上、八田川流域 8.6 以上、上林川流域 16.9 以上、畑口川流域 7.7 以上 ②複合基準（表面雨量指数，流域雨量指数） 由良川流域（6，27）以上、犀川流域（5，10.4）以上、安場川流域（5，5.6）以上、八田川流域（5，8.6）以上、上林川流域（5，16.9）以上、畑口川流域（5，7.7）以上 ③指定河川洪水予報による基準 由良川中流〔綾部〕
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 〔発表基準〕 12 時間降雪の深さ 15 cm 以上（平地） 12 時間降雪の深さ 20 cm 以上（山地）
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 〔発表基準〕 平均風速 12m/s 以上
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。 〔発表基準〕 雪を伴い、平均風速 12m/s 以上
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 〔発表基準〕 視程 100m 以下
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの

		多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。 〔発表基準〕最小湿度 40%以下で、実効湿度 70%以下
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 〔発表基準〕 ①積雪の深さが 40cm 以上あり降雪の深さ 30 cm以上 ②積雪の深さが 70 cm以上あり舞鶴特別地域気象観測所の最高気温 7℃以上又はかなりの降雨
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。 〔発表基準〕24 時間降雪の深さ 30 cm以上、気温 0℃～3℃
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。 〔発表基準〕最低気温が 4℃以下になると予想される場合
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。 〔発表基準〕舞鶴特別地域気象観測所の最低気温-4℃以下

※ 発表基準は令和 5 年 6 月 8 日現在

※土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

※土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

気象等に関する特別警報の種類と基準

現象の種類	基 準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高 潮		高潮になると予想される場合
波 浪		高波になると予想される場合
暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、降雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。

○気象等に関する特別警報の発表条件

大雨特別警報（土砂災害）は、過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の値以上となる1km格子がまとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に発表される。

大雨特別警報（浸水害）は、過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続くと予想される場合に大雨特別警報（浸水害）が発表される。

- ① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。
 - ② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。
- 激しい雨※:1時間に概ね30mm以上の雨

○台風等を要因とする指標

「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が、来襲する場合。

(注1) 台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）に発表されている暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

(注2) 温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域にお

ける、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

○大雪特別警報の50年に一度の積雪深の値

舞鶴83cm、京都19cm*、峰山125cm、美山78cm（令和5年11月1日現在）

（注1）50年に一度の値は過去の観測データから推定した値である。

（注2）大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。

（注3）“*”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。

津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
津波	高い所で3メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける）
火山噴火	居住区域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（居住区域）*を特別警報に位置づける）
地震 （地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける）

（*）噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル4または5）を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」（キーワード：居住地域嚴重警戒）を特別警報に位置づけている。

3 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害） の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

	・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

4 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(京都府北部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単

位（京都府など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

5 全般気象情報、近畿地方気象情報、京都府気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する京都府気象情報」、「記録的な大雨に関する近畿地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する京都府気象情報」、「顕著な大雨に関する近畿地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する京都府気象情報」という表題の気象情報が発表される。

6 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、京都府と京都地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度高まっている詳細な領域は土砂キキル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

7 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度高まっている場所をキキルで確認する必要がある。

京都府の雨量による発表基準は、1時間90ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。

8 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府北部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺

で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府北部など）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

- 9 市は、気象情報等の通知を受けたとき又は洪水等のおそれがあるときは、雨量や水位などの変動を監視するとともに、災害危険箇所の巡視等を行い、情報を収集する。

【資料編 京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム） 資料 2-1】

【資料編 注意報、警報、気象情報等発表例 資料 3-14】

【資料編 雨量観測所、水位観測所、河川防災カメラ 資料 3-15】

第3 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報

1 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報

洪水によって国民の経済上重大な損害を生じるおそれのある河川について気象庁と国土交通省が共同して洪水注意報、警報を発表し一般住民に周知する。

（1）対象河川、区域等

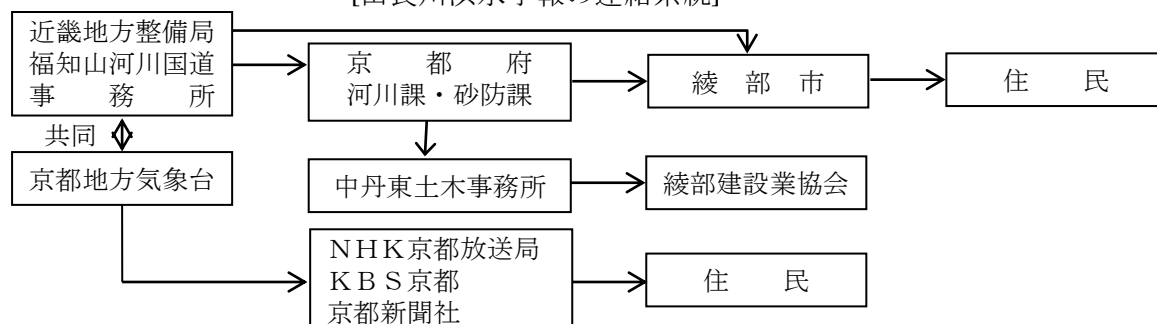
河川名	区域	水位観測所	洪水予報発表者
由良川 中 流	左岸：綾部市野田町西ノ谷 105 番地先から福知山市前田地先まで 右岸：綾部市味方町鷺谷 6 番地先から福知山市猪崎地先まで	綾 部	近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長 京都地方気象台長
由良川 下 流	左岸：福知山市前田地先 右岸：福知山市猪崎地先 } から海まで	福知山	

（2）洪水予報基準点

水系名	基準点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
由良川	綾 部	3.50m	5.00m	6.00m	8.12m

※ 氾濫危険水位（危険水位）とは、基準点が受け持つ予報区域において洪水により堤防の決壊等の災害が起こる（無堤部は浸水被害が発生する）おそれがある水位

〔由良川洪水予報の連絡系統〕

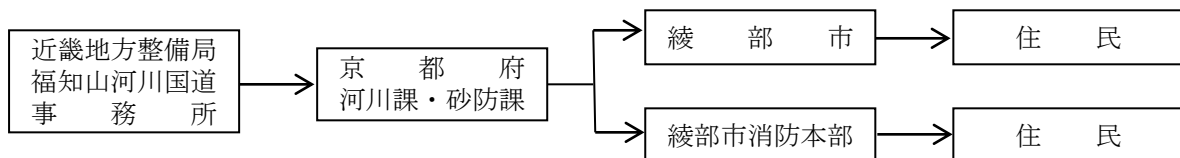


2 国土交通省が行う水防警報

国土交通大臣が洪水により、国民の経済上重大な被害を生ずるおそれがあると指定した河川について水防警報を行うもので、水防管理団体の水防活動に指針を与える。

河川名	区域	名称	対象水位観測所				水防警報発表者
			地名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	
由良川 幹 川	左岸：綾部市野田町西ノ谷 105 番地先 右岸：綾部市味方町鷺谷 6 番地先から海まで	綾部	綾部市味方町	河口より 51.90 km	2.00m	3.50m	近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長

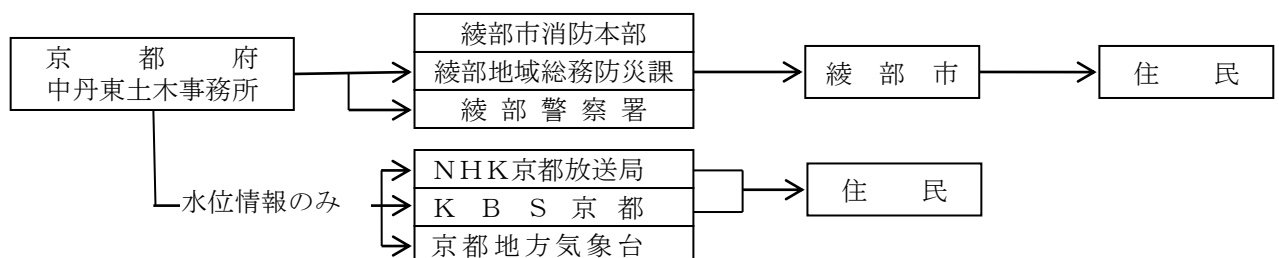
[由良川幹川水防警報の連絡系統]



3 知事が行う水防警報及び水位情報の通知、周知の実施区間等

河川名	区 域	対象水位観測所							発表者	指定年月日	
		名称	所在地	水防団待機(水位)	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	堤防高		水防警報	水位情報通知・周知
犀 川	起点：西坂川合流点 終点：由良川合流点	新庄	綾部市新庄町東 81-1 地先	1.00m	1.70m	1.70m	2.00m	4.59m	京都府中丹東土木事務所長	H17.7.29	H19.5.30
八田川	起点：起点 終点：由良川合流点	湧垣	綾部市湧垣町久田 25-8 地先	1.10m	1.90m					H17.7.29	
上林川	起点：神塚橋(府道小浜綾部線) 終点：十倉下橋(農道)	八津合	綾部市八津合町寺町	1.00m	2.00m	2.00m	2.50m	4.93m		H18.6.2	H19.5.30

[犀川・上林川・八田川水防警報・水位情報の連絡系統]



第4 火災気象通報

1 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに京都地方気象台が京都府知事に対して通報し、京都府を通じて綾部市や綾部市消防本部に伝達

される。

2 火災気象通報の基準

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

3 火災警報

市長は、火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発表することができる。

第2節 防災業務体制整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の非常参集体制の整備、防災関係機関相互の連携体制の強化、防災中枢機能の確保、充実を図る。

第1 防災組織の整備

綾部市、防災関係機関、市民及び事業所は、日ごろから防災組織の整備推進に努め、防災体制の確立を図る。

1 市

市は、関係法令及び例規等に基づき、次の組織を設置する。また、設置した場合には、その機能が十分発揮できるよう、各組織の構成員は、日ごろからそれぞれの職務内容及び手順の把握に努めるものとする。

(1) 綾部市防災会議

① 設置の根拠等

綾部市防災会議は、災害対策基本法第16条第1項の規定に基づいて設置され、その業務は、綾部市防災会議条例及び綾部市防災会議運営規則に定められている。

② 所掌事務

- i 綾部市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
- ii 前号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により定められたその権限に属する事務

③ 組織

綾部市防災会議は、綾部市防災会議条例に定められたとおり組織する。

(2) 災害対策本部及び災害警戒本部

① 設置の根拠等

災害が発生したとき、又は災害の発生が予測される場合に、災害対策本部が、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づいて設置され、その業務は、綾部市災害対策本部条例及び綾部市災害対策本部規程に定められている。

また、災害対策本部設置以前の体制として、必要なときは、綾部市災害対策本部規程第5条の規定に基づき、災害警戒本部を設置する。

② 所掌事務

市地域防災計画の定めるところにより、災害に関する情報を収集し、市域の災害予防及び応急対策を実施する。

③ 組織

災害対策本部及び災害警戒本部の組織については、綾部市災害対策本部規程により定める。

2 防災関係機関

市域を所管し、又は綾部市内にある京都府の機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等の防災関係機関は、災害対策基本

法第47条の規定に基づき、綾部市地域防災計画及び応急対策の的確かつ円滑な実施のため、必要な組織を整備し、絶えずその改善に努める。

3 市民の防災意識の向上と自主防災組織の形成促進

(1) 市民の防災意識の向上

災害対策の基本は、いうまでもなく「自分の身の安全は、自分で守る。」という原則に則り、地域住民が防災意識を高め、災害に備える機運の醸成にある。

市は、広報等によって市民の防災意識の向上を図る。

(2) 自主防災組織の形成促進

災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、地域住民自らがつくる自主防災組織の充実と防災訓練等の防災活動の促進を図る。

4 事業所

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定に基づいて「消防計画」を策定する事業所、地域の安全と密接な関連がある事業所については、災害の未然防止に努め、従業員及び利用者の安全を確保するとともに、災害の拡大防止に努める義務を負う。

各事業所は、自衛的かつ自主的な防災組織を編成し、事業所内における安全確保のほか、地域の消防団、自主防災組織及び地域住民とも密接な連携を図り、地域の安全に寄与するものとする。

第2 防災関係機関相互の連携体制

1 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時から連携を強化する。

また、ヘリポート等の救援活動拠点の確保に努める。

2 市は、近隣市と締結した相互応援協定に基づき、その効果的な運用を図るとともに、広域災害に備えて府内、府外の広域的な市町村間において相互応援協定の締結を促進する。協定すべき内容としては、消防応援、救急応援、相互備蓄、救援物資・資機材応援、コンピュータバックアップ、職員派遣及び避難者、傷病者の受入れ等とし、相手方の市町村と十分に協議のうえ、締結する。

また、あらかじめ関係事業者等との間に応援等に関する協定を締結するなど、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に連携して活動するための体制を整備する。

3 市は、災害時に府や防災関係機関等への応援要請、自衛隊への通知等が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、要請の内容、受入方法等を整備しておく。

【資料編 災害時応援協定 資料 1-5～31】

第3 行政機能維持対策計画

1 業務継続性の確保

市及び府、防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の維持のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画

の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。この際、躊躇なく避難指示等を発令するなど迅速かつ円滑な災害応急対策を行えるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、職員の動員確保、特に交通遮断が予見される場合は早めの参集指示、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うため、市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、危機管理部門の役割の明確化と住民対応窓口との分担、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定等、電気・水・食料等の確保、災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保についても計画で定めておくものとする。

2 防災中枢機能等の確保、充実

市、府及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点等の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備や近畿総合通信局への通信機器・電源車の貸与要請等非常用通信手段の確保を図るものとする。

また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

なお、災害対応にあたる要員の活動支援その他の用途に充てるため、食料、飲料水及び毛布等の防寒用具を確保するよう努める。

3 各種データの整備保全

市及び府は、災害復旧・復興への備え及び復興の円滑化のため、自治体クラウドの活用等により、あらかじめ各種データの総合的な保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）について整備しておくものとする。

第3節 医療救護体制整備計画

災害時における負傷者等の緊急救助活動に万全を期すため、市消防本部における緊急救助体制の整備を図るとともに、綾部医師会、救急告示医療機関、市民の協力の下、救急体制の整備に努める。

第1 緊急救助体制の整備

1 救急救助体制の整備

消防署は、災害時に輻輳し、かつ、重複するおそれのある救急救助要請に的確に対応するため、救急救助体制について、あらかじめ要員の教育及び訓練を行い、その充実又は強化を図る。

2 救急救助用資機材

救急救助用資機材の備蓄を進め、自主防災組織等市民の協力を得て、日ごろからその使用法及び救急救助の方法について習熟しておくものとする。併せて、救急指定病院等との連携の下、救急救助活動が実施できるよう必要な体制の整備を図る。

3 救急医療情報通信体制の整備

市消防本部、救急告示医療機関、綾部医師会等による相互の情報通信機能の確保を行う。また、各医療機関の空き病床数等の医療情報が、常時又は必要に応じ、把握できるよう体制を整備する。

4 要配慮者に対する救急救助体制の整備

要配慮者の災害時の安全確保のため、避難計画の検討を行うとともに、自治会、NPO・ボランティア及び事業所防災組織等に協力を要請し、地域ぐるみで要配慮者に対する救急救助体制の整備に努める。

5 消防職員等の救急救助活動能力向上の推進

市消防本部は、消防職員及び消防団員に対して、救急救助活動を効率的に実施するための教育指導及び訓練を推進し、当該活動能力の向上に努める。

6 医療救護所を設置したときの広報・通信体制

救急救助を行う機関又は民間団体等が負傷者を緊急かつ的確に救護所に搬送するため、救護所設置の広報、救護班への通信方法等が、地域住民に的確に伝わるよう、あらかじめ整備を図る。

7 市民による救急体制の整備

大災害が発生した場合には、落下物の直撃、倒壊家屋・転倒物の下敷き等により、多数の傷病者が発生し、さらに、同時多発火災が生じると、消防・医療機関等の救急能力をはるかに越える事態も予想される。

このような場合に備え、市民が自発的に救急活動を行い、一刻を争う重傷者等の手当を可能な限り行うことのできる体制づくりを進めるものとし、次の事項について可能なものから推進し、周知徹底を図る。

(1) 応急手当の方法等の救急知識の普及啓発

- (2) 自主防災組織、自治会、NPO・ボランティア、各種団体及び市民等への救急活動の協力依頼
- (3) 傷病者多数の場合の搬送基準の明確化及び周知徹底
- (4) 市職員による傷病者の搬送

第2 救急体制の整備

1 救護体制の整備

大災害が発生した場合には、医療機関そのものが被災して医療機能が縮小し、その上、倒壊家屋の下敷きになるなど、多数の傷病者が集中して対応しきれないことが予想される。このため、あらかじめ綾部医師会、綾部市立病院、日本赤十字社京都府支部及び他の医療機関の協力を要請し、日ごろから十分な連絡調整を図り、緊急の場合の救護体制の確立に備えるものとする。

2 救護所の設置

災害の状況に応じた医療班の編成方法、現地救護所の設置場所及び方法等について、あらかじめ検討しておくものとする。

市は、京都府中丹東保健所、綾部医師会及び日本赤十字社京都府支部等の医療機関と連携し、救護所を設置する体制を整える。

3 協力の要請

大震災が発生し、綾部市、綾部医師会及び管内の医療機関等でも対応できない場合は、府及び近隣市町村等に協力を要請するものとする。

4 搬送手段の確保

救護班のトリアージにより医療施設に搬送を要する重症患者等について、搬送手段の確保のため、市職員が協力するほか、自主防災組織等の市民の協力を得られるよう、広報、防災教育で周知を図る。

5 医療資機材等の備蓄

震災発生後、緊急を要する医療資機材等について、備蓄を推進する。また、防災関係機関や関連業者との協力により、医療資機材の調達を図れるようにしておく。さらに、不足が見込まれる場合に備え、京都府、近隣市町村等に協力要請が行えるようにしておく。

第3 基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院

	2 次 医療圏名	病院名	電話番号	衛星通信系防災情報 システム電話番号	災害派遣 医療チーム
基 幹 災 害 拠 点 病 院	—	京都第一赤十字病院	075-561-1121	7(8)-767-8109	○
地 域 災 害 拠 点 病 院	中丹医療圏	市立福知山市民病院	0773-22-2101	8-838-8101	○

第4 救急告示医療機関

医療機関名	診療科目	住所	電話
綾部市立病院	一般内科、精神科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、小児科、一般外科、整形外科、呼吸器外科、心臓血管外科、消化器外科、乳腺外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、内分泌・糖尿病内科	青野町	43-0123

第5 ドクターヘリの共同運航

ドクターヘリの運用については、関西広域連合で策定される関西広域救急医療連携計画に定められている広域的なドクターヘリの配置・運航や災害時における区域医療提供体制により運用する。

※ 京都・兵庫・鳥取3府県ドクターヘリ

平成 22 年 4 月から公立豊岡病院を基地病院として、運行が開始され、原則として、京都府北部、兵庫県北部及び鳥取県東部が対象区域、平成 23 年 4 月に関西広域連合に事業移管

第4節 避難体制整備計画

災害発生時には、市民が自らの判断で避難行動を取ることが原則である。

市民は、災害種別毎に自宅等でどのような災害リスクがあるのか、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないか、いどこに避難すべきなのか、また要配慮者をどのように支援するのか、必要な携行品は何かなどについて、あらかじめ確認・認識し、避難行動を決めておく必要がある。

このため、市は、災害の危険がある区域にいる市民に命を守るための避難行動をさせるため、あらかじめ市民一人ひとりが自主的に明るいうちからの早めの避難行動を取る判断ができる知識と情報を提供、普及するとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等、避難計画の策定を行い、市民の安全の確保に努める。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう務めるものとする。

また、市は、国及び府から示された想定最大規模降雨時の浸水範囲や浸水深等を踏まえ、垂直避難が不可能な地域については広域的な避難ができるよう避難体制の整備に努めるものとする。

第1 避難情報等の周知徹底

1 事前措置

市長、水防管理者等関係機関は、指定緊急避難場所等へ移動する立退き避難や屋内に留まる屋内安全確保の万全を図るため、火災・河川の氾濫・崖崩れ・土石流・地すべり等の危険の予想される地域内の住民に、避難指示等の意味、自主的に早めの避難行動をとる、急激に災害が切迫し発生した場合は次善行動をとる等適切な避難行動のあり方や、災害危険情報（地域ごとの災害リスク）や災害時の情報の入手方法、指定緊急避難場所、避難経路等についてあらかじめ徹底させておく。その際、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、避難の際は発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきことについて日ごろから市民への周知徹底に努めるものとする。また、河川近傍や浸水深の大きい区域については、早期の立退き避難が必要となることを周知し、迅速で確実な立退き避難をするよう普及啓発を図る。

また、市長は、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にした「綾部市避難情報等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

なお、国・府と連携して、自主防災組織に対し、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成を支援する。

その際、避難指示等の発令対象を災害リスクのある区域等に絞り込んでおく。

2 避難指示等の周知

市は、災害により危険区域内の居住者に避難するべきことを知らせる伝達手段をあら

はじめ周知しておく。

また、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、居住者等の自らの判断により、上階への避難や高層階にとどまること等により、計画的に身の安全を確保する屋内安全確保についても留意するものとする。

なお、避難指示等を発令する際には、内閣府「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、防災情報等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように周知するものとする。

このため、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

また、警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難する必要があることを周知徹底する必要があるものの、災害が既に発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない状況において、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する警戒レベル5緊急安全確保についても指示することができるものとする。

第2 指定緊急避難場所の指定等

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

- (1) 指定緊急避難場所については、市は、想定される災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。
- (2) 指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねることができるが、その際は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当であることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。
- (3) 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定避難所として指定する。市は、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者の要配慮者のため、保健福祉センターを福祉避難所とする。また、介護保険施設、障害者支援施設等との間で協定締結を促進し、福祉避難所を指定するよう努める。特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療

機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

【資料編 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 資料1-18】

第3 想定最大規模降雨時における避難体制

市は、想定最大規模降雨時の浸水範囲や浸水深等を踏まえ、各河川の計画高水位に達する可能性がある場合は、速やかに「洪水○」と表示した指定緊急避難場所及び指定避難所を閉鎖し「洪水◎」と表示した指定緊急避難場所及び指定避難所へと避難体制を移行する。

(表の凡例)

- ※ 洪水◎；想定最大規模降雨時（1／1，000）において使用可能（垂直避難を含む。）な指定緊急避難場所及び指定避難所
 - ※ 洪水○；計画規模降雨時（1／100）において使用可能（垂直避難を含む。）な指定緊急避難場所及び指定避難所
 - ※ (Y)；土砂災害警戒区域（イエロー区域）
 - ※ (R)；土砂災害特別警戒区域（レッド区域）
 - ※ ○(Y)；急傾斜地対策工事が完了した施設
- 注）土砂災害に対する指定緊急避難場所及び指定避難所の使用の可否に当たっては、建物の構造や上階の有無も考慮して判定するものとする。

《指定緊急避難場所》

地区	名 称	所 在 地	電話番号	開設時		
				洪水	土砂災害	地震
綾部	市民センター	西町三丁目南大坪 39 番地の 10	42-1320	◎	○	○
	綾部小学校	上野町上野168番地	42-0290	◎	○	○
	綾部中学校	宮代町明知 7 番地	42-0292	◎	○	○
	綾部会館	味方町石風呂 50 番地の 5	42-8565	○	○	○
	野田公会堂	野田町広田谷 8 番地	—	◎	○	×
	寺町公会堂	寺町門田 1 番地	—	◎	○	×
	並松公会堂	並松町上番取 26 番地	—	○	○	○
	正暦寺	寺町堂ノ前 45 番地	42-0980	◎	○	○
	大本みろく殿	本宮町 1 番地の 1	42-6988	◎	○	×
	宮代コミュニティセンター	宮代町土代 2 番地の 3	42-9845	◎	○	○
	綾部小学校運動場	上野町上野 168 番地	—	◎	○	○
	綾部中学校運動場	宮代町明知 7 番地	—	◎	×(Y)	○
	綾部高等学校東分校運動場	川糸町堀ノ内 39 番地	—	○	○	○
	第一市民グラウンド	川糸町天王森 1 番地の 1	—	×	○	○
	紫水ヶ丘公園	味方町薬師谷 75 番地	—	◎	○	○
	田野グラウンド	田野町田野山 2 番地の 167	—	◎	○	○
中筋	ふれあいセンター	大島町内山田 32 番地	42-9399	◎	○	○
	中筋小学校	大島町外山田 8 番地の 1	42-0294	◎	○	○
	大島町西公会堂	大島町岡ノ段 27 番地	—	◎	○(Y)	○
	高津コミュニティセンター	高津町西ノ開市 8 番地の 1	42-7477	×	○	○
	高津公会堂	高津町荒倉 17 番地の 1	42-0269	○	○	○

第2編 災害予防計画

第2章 災害に強いシステムづくり

地区	名 称	所 在 地	電話番号	開設時		
				洪水	土砂災害	地震
中筋	宮代コミュニティセンター	宮代町土代2番地の3	42-9845	◎	○	○
	中筋小学校運動場	大島町外山田8番地の1	—	×	○	○
	綾部高等学校運動場	岡町長田18番地	—	×	○	○
	高津グラウンド	高津町西ノ開市8番地の1	—	×	○	○
吉美	農業振興センター	多田町寺田2番地の2	42-6772	◎	○	○
	吉美小学校	有岡町田坂16番地	42-0295	◎	○	○
	綾部市中央公民館	里町久田21番地の20	42-7782	◎	○	○
	吉美小学校運動場	有岡町田坂16番地	—	◎	○	○
	吉美こども園屋外遊技場	有岡町樋ノ本26番地	—	◎	×(Y)	○
	高倉公園グラウンド	城山町11番地	—	◎	○	○
	久田山公園	里町久田21番地の20	—	◎	○	○
西八田	農村婦人の家	岡安町岡22番地の1	44-1124	◎	○	○
	西八田小学校	岡安町家ノ下10番地	44-0145	◎	○	○
	上八田町公民館	上八田町市場岡9番地	44-1048	◎	○	×
	下八田町公民館	下八田町宮ノ越14番地の2	42-7809	○	○	×
	上谷集会所	下八田町上谷14番地の1	—	◎	○	×
	西八田小学校運動場	岡安町家ノ下10番地	—	◎	○	○
	農村婦人の家駐車場	岡安町岡22番地の1	—	◎	○	○
	渕垣グラウンド	渕垣町木寺18番地	—	◎	○	○
	七百石運動場	七百石町政次14番地の乙	—	◎	○	○
東八田	東八田公民館	梅迫町溝尻1番地の16	44-1188	◎	○	○
	東八田小学校	上杉町中嶋2番地	44-0004	◎	○	○
	八田中学校	梅迫町大野20番地	44-0024	◎	○	○
	研修センター	上杉町日後30番地	44-1785	◎	○	○
	黒谷公民館	黒谷町東谷3番地	44-1739	◎	○	○
	八代公民館	八代町谷2番地	44-1169	◎	○	×
	野瀬公民館	上杉町野瀬1番地	44-1177	◎	○	×
	東八田小学校運動場	上杉町中嶋2番地	—	◎	○	○
	八田中学校運動場	梅迫町大野20番地	—	◎	○	○
	綾部市総合運動公園グラウンド	上杉町大宝山10番地	—	◎	×(Y)	○
	旧東八田幼稚園園庭	上杉町渋市2番地の1	—	◎	×(Y)	○
山家	基幹集落センター	鷹栖町豊後田32番地	46-0345	◎	○	○
	東綾小学校・東綾中学校	鷹栖町小丸山25番地	46-0033	◎	○	○
	長瀬公会堂	鷹栖町下長瀬92番地	—	◎	×(Y)	○
	東綾小学校・東綾中学校運動場	鷹栖町小丸山25番地	—	◎	○	○
	山家城址公園	広瀬町上ノ町85番地の丁	—	◎	×(Y)	○
口上林	健康ファミリーセンター	武吉町中井根35番地	45-1821	◎	○	○
	十倉中町公会堂	十倉中町上川原71番地の3	45-1548	○	○	○
	十倉向町公会堂	十倉向町仲村40番地	45-1664	○	○	×
	忠町公民館	忠町坊ノ口27番地	45-1920	○	○(Y)	×
	井根公会堂	井根町太田8番地の1	45-1832	◎	○(Y)	×
	東部グラウンド	十倉中町段畠60番地	—	◎	○	○

地区	名 称	所 在 地	電話番号	開設時		
				洪水	土砂災害	地震
豊里	豊里コミュニティセンター	栗町大野 1 番地の 202	47-0150	◎	○	○
	豊里小学校	栗町花貝 2 番地	47-0013	×	○	○
	豊里中学校	豊里町三宅 53 番地	47-0020	◎	○	○
	上位田公民館	位田町浦壁 79 番地の 1	48-0925	○	○	○
	岩井集会所	位田町岩井 114 番地	—	◎	○	×
	浄泉寺	位田町田岸 63 番地	47-0236	◎	○(Y)	×
	惣持院	小西町中小路 24 番地	48-0480	◎	×(R)	×
	私市公会堂	私市町中村段 127 番地	48-0727	○	×(Y)	○
	小畑地区農業構造改善センター	小畑町中安 77 番地	—	◎	○	○
	豊里小学校運動場	栗町花貝 2 番地	—	×	○	○
	里山交流研修センター中庭・駐車場	鍛冶屋町茅倉 9 番地	—	◎	×(Y)	○
	豊里中学校運動場	豊里町三宅 53 番地	—	◎	○	○
	農業大学校グラウンド	位田町桧前 30 番地	—	◎	○	○
	うずい野農村広場	小畑町埋野 84 番地	—	◎	○	○
	私市円山古墳公園駐車場	私市町円山 8 番地の 2	—	◎	○	○
	今田広場	今田町長源名 49 番地の 1	—	○	○	○
物部	物部営農指導センター	物部町東野 46 番地の 1	49-0001	◎	○	○
	物部小学校	物部町北前田 51 番地	49-0025	◎	○	○
	物部会館	物部町西樋ノ口 25 番地	49-0094	◎	○	○
	何北中学校	物部町高倉前 8 番地	49-0002	◎	○	○
	物部小学校運動場	物部町北前田 51 番地	—	◎	○	○
	何北中学校運動場	物部町高倉前 8 番地	—	◎	○	○
	西部グラウンド	物部町東野 24 番地の 1	—	◎	○	○
	物部保育園運動広場	物部町建田 15 番地	—	○	○	○
	ふれあい広場	物部町西樋ノ口 55 番地の 1	—	○	○	○
	白道路広場	白道路町河井田 70 番地	—	◎	○	○
志賀郷	志賀郷公民館・多目的ホール	志賀郷町北町 17 番地	49-0201	◎	○	○
	志賀小学校	志賀郷町丁田 8 番地	49-0207	◎	○	○
	志賀公会堂	志賀郷町家際 10 番地	49-1340	◎	○	×
	仁和公会堂	仁和町仲田 4 番地の 1	49-2405	◎	○	○
	西方公会堂	西方町貝尻 18 番地	49-1472	◎	×(Y)	×
	篠田町集会所(深山集会所)	篠田町祝田 8 番地	49-0229	◎	×(Y)	○
	篠田町公会堂	篠田町広畑 23 番地	49-1212	◎	○(Y)	×
	志賀小学校運動場	志賀郷町丁田 8 番地	—	○	○	○
	宮丘広場	別所町宮岡 34 番地の 1	—	◎	○	○
中上林	観光センター	八津合町縄手 1 番地	54-0002	○	○	○
	上林小学校・上林中学校	八津合町片山 17 番地	54-0001	◎	○	○
	大町公会堂	五津合町西地 12 番地	54-0657	◎	○	×
	五泉荘	五泉町西巻 12 番地	54-0207	◎	○(Y)	○
	上林小学校・上林中学校運動場	八津合町片山 17 番地	—	◎	×(Y)	○
	観光センター駐車場	八津合町縄手 1 番地	—	○	○	○
	中上林むらおこし研修館前広場	八津合町古城山 1 番地の 3	—	◎	○	○

第2編 災害予防計画

第2章 災害に強いシステムづくり

地区	名 称	所 在 地	電話番号	開設時		
				洪水	土砂災害	地震
中森	五泉荘（公園）	五泉町西巻 12 番地	—	◎	×(Y)	○
奥上林	林業者等健康管理センター	故屋岡町三反田 15 番地	55-0001	◎	○	○
	旧あやべ山の家	睦寄町今竹10番地の1	55-0443	◎	×(Y)	○
	小仲公会堂	故屋岡町小中谷 1 番地	55-0495	◎	×(R)	○
	古和木公民館	故屋岡町平垣 36 番地	55-0108	◎	○(Y)	×
	光野公民館	光野町遊里ノ本 13 番地	55-0486	◎	×(R)	○
	老富会館	老富町ヒシリ 7 番地の 1	—	◎	○(Y)	○
	旧奥上林研修センターグラウンド	睦寄町行道前 27 番地	—	○	×(Y)	○
	二王公園	睦寄町和上 50 番地	—	◎	×(Y)	○

《指定避難所》

地区	施 設 名	所在地	電話 番号	収容 人員 (人)	開設時		
					洪水	土砂災害	地震
綾部	市民センター	西町三丁目南大坪 39 番地の 10	42-1320	700	◎	○	○
	綾部小学校	上野町上野168番地	42-0290	285	◎	○	○
	綾部中学校	宮代町明知 7 番地	42-0292	400	◎	○(Y)	○
	綾部高等学校東分校	川糸町堀ノ内 39 番地	42-0453	210	○	○	○
	綾部市まちづくりセンター	若竹町 8 番地の 1	42-3280	75	◎	○	○
	I・Tビル	西町一丁目 49 番地の 1	42-1920	200	◎	○	○
	宮代コミュニティセンター	宮代町土代 2 番地の 3	42-9845	140	◎	○	○
	綾部会館	味方町石風呂 50 番地の 5	42-8565	100	○	○	○
	田野コミュニティセンター	田野町赤坂 55 番地	42-8617	40	◎	×(Y)	○
	林業センター	宮代町前田 20 番地の 5	42-1035	70	○	○	○
	大本綾部梅松苑松香館	本宮町東四ツ辻 3・4 番地	42-0187	180	◎	○	○
中筋	ふれあいセンター	大島町内山田 32 番地	42-9399	110	◎	○	○
	中筋小学校	大島町外山田 8 番地の 1	42-0294	170	◎	○	○
	綾部高等学校	岡町長田 18 番地	42-0451	600	×	○	○
	高津コミュニティセンター	高津町西ノ開市 8 番地の 1	42-7477	130	×	○	○
	宮代コミュニティセンター	宮代町土代 2 番地の 3	42-9845	140	◎	○	○
吉美	農業振興センター	多田町寺田 2 番地の 2	42-6772	100	◎	○	○
	吉美小学校	有岡町田坂 16 番地	42-0295	200	◎	○	○
	清山荘	里町潜り 9 番地の 1	42-4601	40	◎	○	○
	綾部市中央公民館	里町久田 21 番地の 20	42-7782	270	◎	○	○
西八田	農村婦人の家	岡安町岡 22 番地の 1	44-1124	65	◎	○	○
	西八田小学校	岡安町家ノ下 10 番地	44-0145	125	◎	○	○
	綾部工業団地・交流プラザ	とよさか町 4 番地	43-1236	30	◎	○	○
東八田	東八田公民館	梅迫町溝尻 1 番地の 16	44-1188	60	◎	○	○
	東八田小学校	上杉町中嶋 2 番地	44-0004	110	◎	○	○
	八田中学校	梅迫町大野 20 番地	44-0024	200	◎	○	○
	研修センター	上杉町日後 30 番地	44-1785	55	◎	○	○
	総合運動公園体育館	上杉町大宝山 10 番地	44-0990	720	◎	○	○

地区	施設名	所在地	電話番号	収容人員(人)	開設時		
					洪水	土砂災害	地震
山家	基幹集落センター	鷹栖町豊後田 32 番地	46-0345	70	◎	○	○
	東綾小学校・東綾中学校	鷹栖町小丸山 25 番地	46-0033	200	◎	○	○
	山家城址公園梅里苑	広瀬町上ノ町 85 番地	—	25	◎	○	×
	山家城址館	広瀬町上ノ町 85 番地の庚	—	25	◎	○	○
口森	健康ファミリーセンター	武吉町中井根 35 番地	45-1821	70	◎	○	○
豊里	豊里コミュニティセンター	栗町大野 1 番地の 202	47-0150	280	◎	○	○
	豊里小学校	栗町花貝 2 番地	47-0013	220	×	○	○
	豊里中学校	豊里町三宅 53 番地	47-0020	200	◎	○	○
	農業大学校	位田町桧前 30 番地	48-0321	210	◎	○	○
	里山交流研修センター (里山交流館)	鍛冶屋町茅倉 9 番地	47-0040	55	◎	○	○
	栗文化センター	栗町相定 47 番地の 3	48-0311	100	×	○	○
物部	物部営農指導センター	物部町東野 46 番地の 1	49-0001	80	◎	○	○
	物部小学校	物部町北前田 51 番地	49-0025	100	◎	○	○
	物部会館	物部町西樋ノ口 25 番地	49-0094	55	◎	○	○
	何北中学校	物部町高倉前 8 番地	49-0002	200	◎	○	○
	物部保育園	物部町建田 15 番地	49-0026	40	○	○	○
志賀郷	志賀郷公民館・多目的ホール	志賀郷町北町 17 番地	49-0201	120	◎	○	○
	志賀小学校	志賀郷町丁田 8 番地	49-0207	110	◎	○	○
中上林	観光センター	八津合町縄手 1 番地	54-0002	90	○	○	○
	上林小学校・上林中学校	八津合町片山 17 番地	54-0001	200	◎	○	○
	五泉荘	五泉町西巻 12 番地	54-0207	25	◎	○(Y)	○
奥上林	林業者等健康管理センター	故屋岡町三反田 15 番地	55-0001	70	◎	○(Y)	○
	旧あやべ山の家	睦寄町今竹 10 番地の 1	55-0443	55	◎	×(Y)	○

※ 収容人員は、避難者 1 人当たりの必要面積を、おおむね 3.3 m²として算定

2 自治会等が自主的に設置する避難所

住民が水害や土砂災害などから身を守るため、自主的に避難する施設として、自治会等が自主避難所を指定している。

【資料編 災害時の自主避難所（自治会指定） 資料 3-32】

第4 指定避難所の整備

1 飲料水の確保

- (1) 施設の整備を図り、避難者収容の場合の飲料水として、又は火災発生時の消火用水としての整備を図る。
- (2) 飲料水、防災用水を確保するため、耐震性貯水槽の整備を検討する。

2 指定避難所の安全性等の確保

指定避難所の安全性等を確保するため、次の事項について調査を行い、問題のあるものから、順次、整備を行い、安全性の確保に努める。

- (1) 指定避難所敷地内の安全性等

ブロック塀・重量塀等の生垣への転換、防火樹等の植栽、収容面積の確保、給水・給食施設、防災備蓄倉庫、耐震性貯水槽、通信施設、トイレの整備等

(2) 指定避難所周辺部の安全性

木造住宅密集地や危険物施設等による火災の危険性、土砂災害の危険性、安全な避難路の所在等

3 指定避難所周辺の整備

(1) 木造建物密集地については、建物の不燃化や公共空地の確保を推進する。

(2) ブロック塀等の重量塀については、生け垣やフェンスへの転換を推進する。

4 避難施設が不足する場合

避難者が多く、指定避難所で避難者を収容しきれない場合は、他の公共施設を開放して臨時の避難所とする。

綾部市以外のものが管理する公共施設は、災害対策本部長が当該管理者に要請して臨時の避難所とし、若しくは神社・寺院・民間施設等についても、同様に要請し、臨時の避難所とする。

5 屋外施設の場合

屋外施設の場合は、自衛隊のテント村を含むテント等を手配し、臨時の避難所とする。

6 電力の確保

行政機能を維持し、迅速な対応を行うため、停電時に自立可能な太陽光発電システム等の導入に努める。

第5 災害救助法による避難所開設基準等

1 対象

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

2 設置方法

学校、公会堂、神社、仏閣、旅館等の既存の建物を利用するのが普通とするが、これがない場合は野外に仮設した幕舎、バラックを仮設する。

3 費用の限度

(1) 基本額 避難所設置費 1人 1日当たり 330円

(2) 加算額 冬季(10月から3月まで)については、別に定める額を加算する。

4 開設期間

災害発生から7日間

第6 避難路等の整備

震災時、避難のための道路は、避難者にとって不可欠であり、避難路の安全性の確保、指定避難所等と併せたネットワーク化が重要である。

特に、公園・広場等の指定緊急避難場所と学校等の指定避難所とを結ぶ道路は、避難のための重要な道路であるので、準防火地域の指定等とも併せた整備を促進するものとする。

1 避難路の条件

避難のための道路は、市民が避難するため指定避難所、指定緊急避難場所及び防災拠点をつなぐ道路であり、危険物施設による出火・爆発の危険がなく、浸水や土砂災害等により通行不能になる恐れがない道路とする。

2 避難路の整備

- (1) 避難誘導標識の整備に努める。その際、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。
- (2) 災害時に道路空間が確実に利用できるよう日ごろから京都府綾部警察署の協力を得て、違法駐車 of 厳しい取締りを行う。
- (3) 自動販売機等の敷地外への設置を厳しく取り締まり、地震による転倒等を避けるため、固定化を義務付ける。
- (4) 避難路は、次のことにより、逐次、ふさわしい整備を図るものとする。
 - ① 避難路が土砂災害警戒区域等災害危険地区を通過する等、通行不能となるおそれがある場合には、通行の安全性が確保されるよう整備を図る。
 - ② ブロック塀・門柱等の危険物の生け垣等への転換等を図る。
 - ③ 幅員の確保に努めるとともに、防火樹等の植栽に努める。
 - ④ 街路事業、土地区画整理事業等の計画の中で、避難時に有効な避難路として道路の整備を検討する。

第7 避難協力体制の整備

日頃から避難に備え、自治会、自主防災組織、自衛消防組織、NPO・ボランティア等に協力を要請し、避難方法の検討を始め、避難協力体制の整備に努める。

また、広報、防災訓練、地域の話合い等を通じ、地域住民の理解を求める。

- 1 指定避難所の開設、運営を円滑に行うため、あらかじめ災害時の対応マニュアルを作成し、自主防災組織等の協力を得ながら、開設・運営を効果的に行うこととする。
その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。
- 2 強風、降雨時の避難の呼び掛けは、風雨に遮られて聞き取りにくいいため、より確実な情報伝達の手法を取り入れていく。
- 3 高齢者、障害者等の要配慮者の避難誘導、介助等を円滑に行うため、民生児童委員、自主防災組織、ボランティア、関係機関等と協議しその対策を講ずると共に、要配慮者支援対策マニュアルに基づき、要配慮者支援台帳を作成し、その支援の充実を図る。
- 4 社会福祉施設の利用者は、当該施設の責任者を中心に避難計画を定め対応するものとするが、市は避難準備情報等を当該施設に迅速、確実に伝達し利用者の被害の軽減を図る。また、当該施設からの応援要請等があった場合には、可能な限りの支援を行う。
- 5 観光客、外国人等の地理に乏しい者に対する避難誘導の方法を、あらかじめ検討し

ておく。

第8 広域一時滞在

市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。

市は、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。

市は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

【資料編 通行不能となるおそれのある避難路 資料 2-15】

第9 車中泊避難計画

- 1 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生するおそれがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、あらかじめ体制整備を図る。さらに、一時的に車で避難する避難者に対応するため、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）を確保する。なお、住民の屋外避難に当たっては、あらかじめ指定する指定避難所への避難が基本であって、車中泊避難を推奨するものではない。
- 2 市は、車中泊の対応方針について、指定避難所における駐車可能台数を把握し、あらかじめ具体的に車中泊避難が可能な場所を選定するとともに、エコノミークラス症候群防止をはじめとした環境整備、支援物資の備蓄等を行う。また、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）について、施設管理者と必要に応じて開設のタイミング等を事前調整する。

第10 新型インフルエンザ等府内感染者発生に備えた対策

市は、新型インフルエンザ等感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応も含め、平常時から防災担当部と福祉担当部と連携して、避難所における避難者の過密を抑制するため、災害発生時における避難所収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を検討する。

また、避難者の健康状態の確認方法や避難所の衛生環境の確保方法、発熱、咳等の症状がある者が出た場合の対応方法を定める。

第5節 食料、飲料水及び生活必需品確保計画

災害時の生活物資等の確保については、自助・共助により行われる物資の確保を基本としつつ、市及び府はそれを補完するために、生命・健康維持の重点備蓄品目を中心とした備蓄を計画的に実施する。

第1 物資の備蓄

- 1 災害に備え、食料、飲料水、生活必需品等を備蓄する。
- 2 備蓄物資のうち、耐用年数、賞味期限のあるものは、随時、入替えを行う。
- 3 災害が発生した場合、直ちに使用できるよう、常時、点検・整備を実施する。

第2 備蓄支援

大災害発生の場合、上記の備蓄物資では、対処できない場合に備えて、次のような措置を講ずる。

1 近隣の市町村等との相互応援協定

局地災害に備えて近隣市町村、あるいは広域災害に備えて府外を含む広域の市町村との間で物資提供及び職員派遣等を行うための相互応援協定を締結する。

2 民間協定

大地震等に備えて、関係事業所等と協定を結び、必要物資の在庫の補充を依頼するほか、その優先的供給を受けることとする。

また、市域商店に対しては、災害時に積極的な協力が得られるよう、平常時からのコミュニケーションの強化に努める。

3 市民協力

- (1) 日ごろから市民の防災意識の高揚に努め、日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組（ローリングストック）等を活用するなどして、家庭等において3日分（可能であれば1週間分以上）の食料、飲料水その他必要な生活物資の備蓄に努めるとともに、アレルギー対応食や離乳食等の個人や家庭等の実情に応じた工夫を行うよう広報啓発する。
- (2) その際には、食料、日用品等をバック等に詰めておき、震災時には、いつでも非常持ち出しが可能なように周知を図る。
- (3) 大災害時における、被災者への物資提供の協力をあらかじめ依頼しておく。

第3 備蓄倉庫等の整備

- 1 綾部市は、災害用の備蓄品の整備と並行して備蓄倉庫を整備する。
- 2 必要な非常用食料・生活必需品・医療品等の他、各種資機材の備蓄についても検討する。

第4 給水設備等の整備

災害が発生し、上水道用配水管が被災して、水道配管による給水が不能に陥った場合に備えて、市民への生活給水を行うための応急給水体制及び資機材等をあらかじめ整備するなど、必要な対策を講ずるものとする。

1 飲料水等の確保及び給水体制の整備

- (1) 水道の応急復旧工事に必要な資機材を常備する。
- (2) 民間企業と契約し、災害時に飲料水を速やかに確保できるよう備える。
- (3) 給水用資機材の整備

給水タンクの整備及びこれを運搬する給水車又は給水タンク車の効果的な運用方法を検討する。

(4) 耐震性貯水槽

地震時における給水施設等が破損し、応急復旧対策が完了するまでの間、被災者に飲料水を供給するために、指定避難所等に耐震性貯水槽の設置を検討する。

(5) 生活用水の確保

2 給水用資機材等の整備

(1) 緊急給水体制の整備

医療用水等、緊急に給水を要する施設等を常時把握するとともに、出動体制を整え、緊急事態に備える。

(2) 給水用資機材の整備

- ① 給水車又は給水タンク車から被災者へ給水する場合に必要な貯水タンク、ポリタンク、飲料水袋等の備蓄を推進する。
- ② 災害発生時には、業者から調達できるよう、あらかじめ協定を締結するなど、適切な措置を講ずる。

(3) 飲料水が不足する場合

- ① 浄水機、水質検査資機材及び消毒薬品等の備蓄を検討する。
- ② 飲料水として使用可能な井戸を把握しておく。
- ③ プールに常時水を貯めておき、災害時に利用を図る。

(4) 協力体制の整備

- ① 自治会、NPO・自主防災組織、ボランティア、消防団等に対して、貯水槽及び給水拠点予定地に関する情報を提供し、災害時の給水活動の中心的な担い手となるよう働き掛ける。
- ② 指定給水装置工事事業者との協力体制を確立し、災害時の応急給水に必要な措置に万全を期す。
- ③ 市町村の相互応援協定にも、給水資機材の相互応援を盛り込む。
- ④ 市域の食料品、生活必需品及び資機材等を取り扱う業者との間で、災害時の応急物資調達に関する協定を締結するなど、適切な措置を講ずる。

【資料編 備蓄物資一覧 資料3-9】

【資料編 災害時応援協定 資料1-5～31】

第6節 文教災害予防計画

学校等の園児、児童、生徒、教職員等の生命、身体の安全を図り、文教施設及び設備を災害から守るため、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設・設備の点検、整備等を行う。

第1 計画の方針

市立小・中学校、幼稚園（以下「学校等」という。）においては、災害時の安全確保方策、日常の安全指導體制、教職員の参集体制、情報連絡体制等の防災に関する計画及び対応マニュアル等を整備する。

また、災害による学校等の施設・設備等の被害を予防し、人命の安全確保と教育活動遂行上の障害を取り除くための措置を講ずる。

第2 防災体制の整備

学校等において、その自然的条件・社会的条件等を踏まえ、実態に即した適切な防災体制の充実を図るため、学校等が避難所になった場合の運営方法、施設使用上の留意点も含め、市の災害対策担当部局やPTA、地域の自主防災組織等と連携しつつ、具体的な計画を策定する。

また、発災時別の避難、保護者への引渡し又は学校での保護方策等、幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全確保が適切に行われるための対応マニュアル等を作成するとともに、その内容の徹底を図る。

1 学校等における防災体制

学校等の防災に関する計画において、教職員の安全意識を高め、適切な安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を定める。

災害発生時における体制については、学校が避難所に指定されている場合も含め、地域の実情等に応じ、教職員の参集体制、初動体制及び避難所の運営に係る体制について定める。

また、災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、学校と綾部市教育委員会（以下「市教委」という。）、綾部市災害（警戒）対策本部（以下「市本部」という。）との間の情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等との間の情報連絡体制を整備する。

なお、保護者には学校等の防災体制及び対応方策、特に発災時別基本ルール及び児童生徒等の引渡し方法並びに学校での保護方策を周知しておく。

2 児童生徒等の安全確保等のための教職員の対応マニュアル等の作成

児童生徒等の発達段階、学校種別の特性及び地域の実情等を考慮し、次の事項を定める。

（1）発災時別の教職員の対応方策

- ・ 在校時
- ・ 学校外の諸活動時

- ・登下校時
- ・夜間、休日等

登下校時の発災の場合は、児童生徒等に自宅又は学校のいずれか近い方に向かうことを基本とする。

(2) 保護者との連絡、引渡し方法及び学校での保護方策

(3) 施設・設備の被災状況の点検等

3 避難所としての運営方策等

市本部の職員が配置されるまでの間、避難所運営に係る業務の全部又は一部について対応することを想定した運営体制及び具体的な対応方策について定める。

また、参集状況により、少人数で避難所の開設等の業務に対応せざるを得ない場合を想定し、初動体制についても定めておく。

避難所としての施設の使用については、主として避難者収容のために必要なスペース、負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース及び避難所運営のための管理に必要なスペース等に区分し、あらかじめ使用の順位を定めておく。

第3 施設・設備等の災害予防対策

1 施設の点検及び補修等の実施

電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井、庇等の二次部材を含め、施設設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講じる。

2 防災機能の整備

(1) 避難設備等の整備

災害時に学校等において、迅速かつ適切な消防、避難及び救助ができるよう避難器具、誘導灯及び誘導標識等の避難設備をはじめ、必要な施設・設備等の整備を促進する。

(2) 避難所としての機能整備

市地域防災計画に避難所として位置づけられた学校等の施設については、周辺住民を収容することを想定し、教育施設としての機能向上を図りつつ、必要に応じた防災機能の整備、充実を促進する。

3 設備・備品の安全対策

災害において、設備・備品の転倒、破損等による被害を防止するため、視聴覚機器、事務機器、書架等の固定、転倒防止や薬品、実験実習機器等危険物管理の徹底を図る等の適切な予防措置を講じる。

第4 防災訓練の実施

学校等において、各々の防災に関する計画に基づき、家庭や地域（自主防災組織）、関係機関等との連携を図りつつ、児童生徒等、学校等及び地域の実情に即して、また、障害の有無等にも配慮しながら、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の実施に努める。

第5 教育活動への配慮

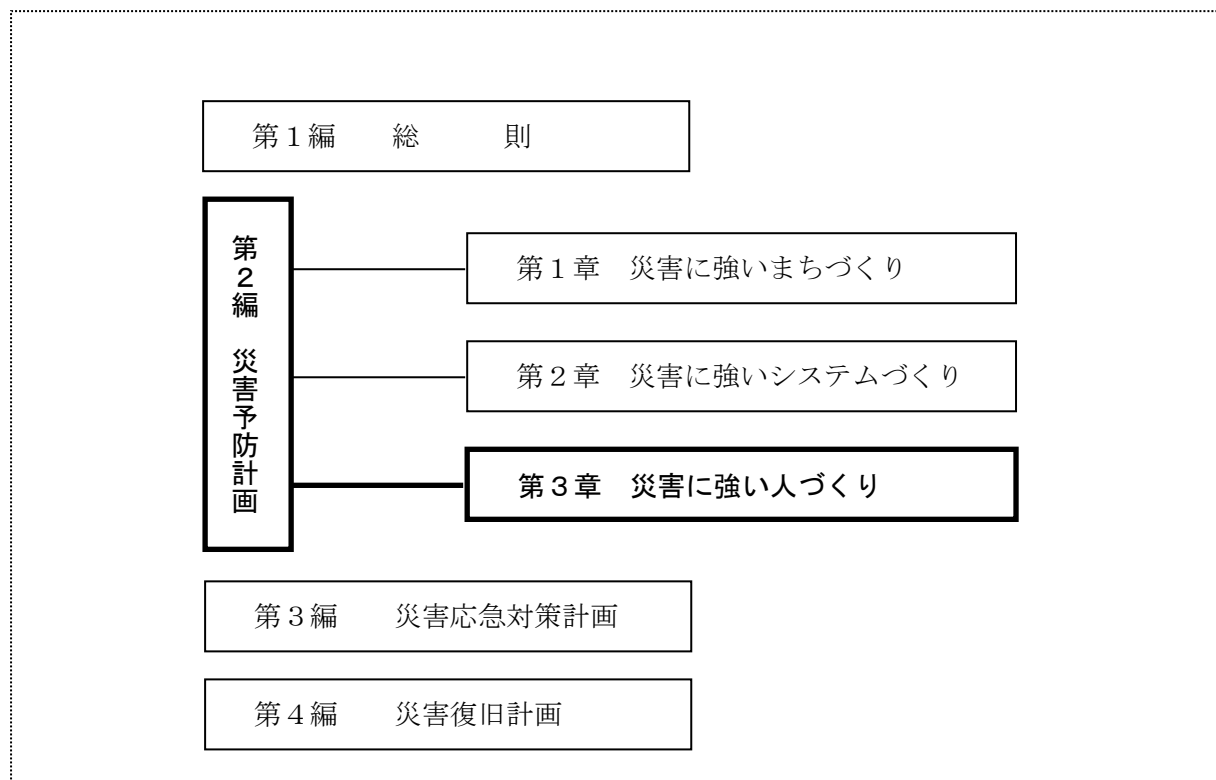
1 避難所としての活用

市は、学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法について、事前に教育委員会の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

2 敷地の活用

市及び府は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

第3章 災害に強い人づくり



	予ー
第1節 ボランティア支援体制の整備	53
第2節 要配慮者対策計画	54
第3節 防災訓練計画	58
第4節 防災知識等普及計画	60
第5節 自主防災組織等育成計画	63
第6節 企業等防災対策促進計画	66

第1節 ボランティア支援体制の整備

災害発生の初期において、ボランティアの協力は、被災者の救援並びに指定避難所の開設及び運営等に極めて有効である。

ボランティアには、組織化されたもの、パソコンネットワークによる全国組織化を進めているものもあり、提供できる技能も多岐にわたるが、近年、急速に台頭したボランティア活動の機運を定着させるためにも、ボランティア活動の性格又は特長に合わせた受入体制を計画する。

第1 ボランティアの育成

防災ボランティアの育成を行うため、次のことを行う。

- 1 市の機構に、ボランティア推進のための組織を置く。
- 2 市は、市社会福祉協議会が設置する綾部市災害ボランティアセンターと密接に連携を図るとともに、その育成を支援するものとする。
- 3 市域のボランティア活動を掌握し、相互に関係を深め、これを組織化し、提供可能な技能等で、登録可能なものは登録する。
- 4 ボランティアリーダー及びアドバイザーの育成を図る。
- 5 平常時、防災に関する協力をボランティア組織を通じ、あるいは、非組織ボランティアには、広報等により、随時、依頼する。
- 6 ボランティアに防災教育を行う。
- 7 災害時の対応方針を、あらかじめ相互に検討し、徹底を目指す。
- 8 市域のボランティアが、市外等のボランティアのための綾部市災害ボランティアセンターの運営に参加することについて、あらかじめ依頼する。
- 9 災害時に、ボランティアに協力を依頼すべき事項を明確にしておく。
- 10 自治会等の各種団体に、防災活動・ボランティア等についての情報提供をあらかじめ行い、災害時にボランティア的な役割を担ってもらえるように努める。

第2 災害時にボランティアに協力を依頼すべき主要な事項

- 1 綾部市災害ボランティアセンターの支援又は運営
- 2 救急救助活動
- 3 救援物資管理等の支援（受入れ、運搬、分類、在庫整理、配送、配分等）
- 4 給水活動支援（配送、給水管理事務等）

第2節 要配慮者対策計画

高齢者、障害者、乳幼児、妊婦及び外国人等の要配慮者に対して、災害時に必要な支援策を円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な対策を講じる。

第1 要配慮者に係る支援体制の整備

市は、福祉担当部をはじめ関係部局の連携のもとに、支援体制を整備するものとし、災害時の職員体制や業務分担について定める。

特に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）については、避難行動要支援者名簿を作成し、情報の把握に努めるとともに、個別避難計画の作成を進める。

第2 避難行動要支援者対策

市は、「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」に基づき、避難行動要支援者の把握を行い、情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認を行う。

1 避難行動要支援者名簿の作成

市は、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

その際、災害時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等に携わる関係者として、消防機関、警察機関、民生児童委員、社会福祉協議会、自治会・自主防災組織等へ避難行動要支援者名簿を情報提供することについて本人の理解を求めるように努める。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

（1）避難行動要支援者名簿に掲載する対象者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する対象者の範囲は、次のとおりとする。

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当するもの

- ① 介護認定3・4・5を受けている者
- ② 身体障害者手帳1・2級を所持する身体障害者
- ③ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ⑤ 障害福祉サービスを利用する難病患者
- ⑥ 上記以外で自力避難が困難であると市に申し出た者で、情報提供に同意した者

（2）避難行動要支援者名簿の記載事項及びその入手方法

避難行動要支援者名簿には、要支援者に関する次の事項を記載し、又は記録する。

- | | | | | |
|----------------------------|------|------|------|-----------|
| ① 所属自治会 | ② 住所 | ③ 氏名 | ④ 性別 | ⑤ 生年月日、年齢 |
| ⑥ 電話番号その他の連絡先 | | | | |
| ⑦ 登録を必要とする事由（避難支援を必要とする事由） | | | | |

避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、市の関係部局で把握している情報及び「あんしんカード」に登録され、情報提供に同意された者の情報を集約する。

また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報について避難行動要支援者名簿の作成に必要と認められるときは京都府知事及び関係機関に要配慮者に関する情報の提供を求めるものとする。

2 個別避難計画の作成

市は、綾部市防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という）を作成するよう努めるものとする。

その際、災害時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等に携わる関係者へ個別避難計画情報を提供することについて本人及び避難支援等を実施する者に理解を求めるよう努める。また、個別避難計画については、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、タイムライン（避難計画）又は地区防災計画等を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

3 避難支援等関係者

市は、避難行動要支援者本人（及び個別避難計画にあたっては避難支援等を実施する者）の同意を得て、避難支援等関係者に対し、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供するとともに、災害時に迅速に避難ができるよう地域住民との交流を促す。また、社会福祉事業者も含め、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人による自宅の災害リスクの確認、避難行動要支援者に対する避難行動の呼びかけなど情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、個別避難計画の作成促進や実効性の検証を踏まえた見直し、避難訓練の実施等について一層努める。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

また、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法の規定に基づき、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度において、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

避難支援等関係者は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織、自治会
- (2) 民生児童委員
- (3) 市社会福祉協議会
- (4) 消防団
- (5) 警察署、消防署
- (6) 市関係部局（福祉担当部等）

第3 要配慮者の安全確保

市は、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、発災時に迅速、適切に行動できるよう避難誘導、搬送・介護等に係るマニュアル（点字版を含む。）の作成、配布に努め、避難誘導時における安全確保に努める。

また、社会福祉協議会等の関係機関や地域の自主防災組織等と連携し、発災時の安否確認及び情報伝達に係るシステムの構築に努める。

さらに、市は、福祉避難所に、あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを明示することにより、福祉避難所への直接の避難を促進する。

第4 要配慮者の生活確保

市は、避難所において要配慮者のニーズに適切に対応できるよう、平常時から防災担当部と福祉担当部との連携のもと、要配慮者に関する情報を収集し、避難行動要支援者名簿の作成に努める。また、避難所をユニバーサルデザインにするための取組や要配慮者の避難スペース、要配慮者のニーズに対応できる福祉避難コーナーの設置及び要配慮者に適切に対応できる災害派遣福祉チーム（DWA T）又は福祉避難サポートリーダー並びに福祉避難サポーター等の人材の確保、または社会福祉施設や宿泊施設との協定締結により福祉避難所を事前指定する等、要配慮者の避難生活の支援に努める。

なお、避難所開設が長期間となる場合には、京都府災害時要配慮者避難センターへ災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣要請を行うものとする。

第5 社会福祉施設等の対策

社会福祉施設等の施設責任者は、災害発生時において利用者の安全を確保するため、次の事項を行うものとする。

- 1 消防法等により整備を必要とする防災施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備
- 2 職員及び利用者に対し、避難経路、避難方法などを周知徹底し、定期的に避難訓練を

実施するなど防災管理体制の整備

- 3 災害時における利用者の避難場所、収容施設等の確保、関係機関等との情報交換、連絡協議
- 4 被災した施設の利用者等の避難所確保の観点から、災害時に被害を受けなかった施設は、他施設の施設利用者等の受入を行う福祉避難所としての機能整備及び他施設との連携を図る。
- 5 市は、社会福祉施設等の施設責任者から避難経路、避難方法などの相談があった場合には、その相談に応じ適切な助言等を行う。
- 6 市は、社会福祉施設の避難確保に関する計画作成や避難訓練の実施について、対象施設への周知や指導を行うよう努める。

第6 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に所在する社会福祉施設等の対策

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者施設等については、水害や土砂災害に対し、その利用者等が避難行動に時間を要するため早めの対策を取る必要があることから、水防警報や土砂災害警戒情報が発令された場合の情報伝達方法をあらかじめ定め、利用者が災害時に円滑かつ迅速に避難できるよう努めるものとする。

第7 外国人、観光客等への対策

言語、生活習慣が異なる外国人や地理に不案内な観光客等に対して、指定避難所などの標識については外国語の併記や絵による表示等、指定避難所での連絡事項等に関しては災害時多言語情報作成ツールにより、それぞれの言語による表記に心がけるとともに、不安感の解消として通訳等の手配を行う。

ホテル、旅館及び観光地の従業員に防災教育を実施し、国内外の観光客に対する防災サービスを提供するよう指導する。

【資料編 浸水想定区域内の社会福祉施設等 資料 3-10】

【資料編 土砂災害警戒区域内の社会福祉施設等 資料 3-11】

第3節 防災訓練計画

災害対策活動の習熟、防災関係機関の連携強化、市民の防災意識の高揚等を図るため、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な各種訓練を定期的、継続的に実施するとともに、訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第1 防災訓練計画

1 計画の方針

非常災害に備えて防災関係業務に従事する職員等の災害応急対策の完全な遂行及び地域住民の防災対策の完全な遂行を図るとともに地域住民の防災対策の認識を高め、万全を期することを目的とする。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するものとする。

また、地域防災計画及び防災ハザードマップを災害時に活用できるよう関係機関と協議して訓練実施要綱を定めるものとする。

2 総合防災訓練

- (1) 地域防災計画に基づき、関係機関が協議し総合的かつ実践的訓練を適宜実施する。
- (2) 地域の災害リスクに基づき、現実在即した可能な範囲で実施するものとし、参加各機関の消防、水防、救助、救護動員、通信連絡等の訓練を総合して実施する。
- (3) 訓練の円滑化を図るため、参加各機関で構成する訓練推進本部を設けるとともに気象、雨量状況等を設定する。
- (4) 訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。
- (5) その他細部については協議のうえ決定する。地域防災計画に基づき、関係機関が協議し総合的かつ実戦的訓練を適宜実施する。

3 水防訓練

- (1) 水防法に基づき年1回以上水防訓練を実施しなければならない。
- (2) 水防訓練実施計画は次による。

訓練科目	対象	時期
水防工法	消防団幹部全員	毎年6月30日まで
通信訓練	本部 各分団	消防訓練とあわせて行う

4 災害救助訓練

5 災害通信連絡訓練

災害対策本部として年1回以上実施する。局線電話、消防無線、有線放送によるものとする。

6 動員計画

職員の動員計画は毎年5月31日までに行う。

7 消防教養訓練

消防は厳正なる規律の保持と迅速、的確で秩序ある団体行動が要求される。消防隊員は常にこれの涵養に努め、消防業務の完遂を期さなければならない。

8 土砂災害訓練

関係機関と協力し、土砂災害に対する防災訓練を実施するよう努める。

9 市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、自主防災組織は、市及び関係機関の指導の下に、初期消火、応急救護、避難、要配慮者の安全確認・避難誘導等の訓練を行う。

第2 複合災害を想定した訓練

地震、風水害、原子力発電所事故等が複合的に発生した場合を想定した訓練を実施する。

第4節 防災知識等普及計画

市民自身が、自らのまち、自らの生命と財産を、自らの手によって守る責務を自覚し、防災意識を高めるとともに、その知識及び技術を身につけることが基本である。このため、各種防災知識普及啓発事業等を通じて、市民の防災意識の向上に努める。

また、市職員、事業所及び市民の災害対応力（防災上の基礎技術）の向上を図り、災害時に、的確な防災活動がとれるよう指導・育成に努め、災害に強い地域社会の形成を目指す。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第1 市民の防災意識の高揚

- 1 市民又は事業所に対して、地域の防災に関する広報活動を積極的に行い、防災知識の普及、市民自身による防災活動の必要性、防災意識の高揚を図る。
- 2 自治会その他各種組織に働きかけて、自主防災活動の組織化に努める。
- 3 土砂災害警戒情報、緊急地震速報等の普及・啓発に努める。

第2 市民に対する防災知識の普及

- 1 普及させるべき防災知識の内容
 - (1) 災害の種類・特質等 ⇒ 火災、地震及び土砂災害等
 - (2) 発災時のための準備 ⇒ 食料、飲料水及び非常持出品の準備
 - (3) 避難と避難誘導 ⇒ 緊急避難、避難心得及び携帯品等
 - (4) 救助・救急 ⇒ 救助に役立つ小物類、救護知識及び応急手当の知識等
 - (5) 耐震建築物 ⇒ 建築物の耐震診断法、耐震構造の基礎知識、家具の転倒防止及び落下物対策
 - (6) ブロック塀 ⇒ 門柱対策等
 - (7) コミュニティの形成 ⇒ 近所付き合い、助け合い及び奉仕（ボランティア）の心、より良いまちづくり
 - (8) 防火対策 ⇒ 防火心得及び初期消火
 - (9) 戸外の危険対策 ⇒ 電線、ブロック塀、門柱、落下物及び橋等
 - (10) 要配慮者対策 ⇒ 高齢者、障害者、幼児子ども、妊婦、旅行者及び外国人等
 - (11) 旅行先での防災 ⇒ ホテル、旅館及び観光地等
 - (12) 安否確認の方法 ⇒ 「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板サービス」などの安否情報伝達手段の確保
 - (13) 帰宅困難時の対応 ⇒ 帰宅困難者支援ステーションの活用
 - (14) 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
 - (15) 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
 - (16) 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣からの物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力

- (17) 災害に便乗した詐欺メール等の誤った情報に注意し、情報の正確性について確認すること

2 防災知識普及の媒体

防災知識の普及に当たっては、広報紙、防災啓発パンフレット・ハザードマップ、ビデオ、新聞・テレビ、広報車・消防車等による広報、防災関連のイベントや講演会等、様々な機会や媒体を活用する。

3 学校等における防災教育

市及び府は、学校における体系的な防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図る。

各学校においては、防災に関する学習と指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な基礎的・基本的事項を理解させるとともに自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

特に、すべての小・中学校においては、地域特有の防災課題に応じた避難訓練と合わせて実践的な防災教育の実施に努める。

(1) 児童生徒等に対する教育

災害時及び災害予防活動時における児童生徒等の安全の確保及び災害への対応能力育成のため、教科、道徳、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等の教育活動全体を通じて、発災のメカニズムの基礎的な知識、発災時の救急行動、応急手当等の指導を行うとともにボランティア精神を培うための教育を推進する。

(2) 教職員に対する教育

教職員の災害への対応能力を高めるため、研修会等を通じ、災害、防災に関する専門的知識のかん養及び応急手当等の技能の向上を図る。

4 家庭での防災教育

- (1) 地震による人的被害等を軽減するために、平常時から、各家庭において防災対策を講じるよう、自治会、自主防災組織等を通じて浸透を図る。

- (2) 家庭については、消火器等の設置及び使用方法、初期消火及び地域住民との助け合いを中心に、防災意識の高揚、防災知識及び防災技術の修得等について指導する。

5 防災訓練を通じた市民の防災意識の高揚

市民参加型の防災訓練を行い、これを通じて市民の防災意識の高揚を図る。

6 社会教育等を通じての普及

- (1) 社会教育施設における学級・講座等を通じての普及を図る。

- (2) P T A、青少年団体、女性団体等社会教育関係団体の会合、各種講演、集会等を通じての普及を図る。

- (3) その他の関係団体の諸活動を通じての普及を図る。

第3 職員に対する防災教育

綾部市職員の防災に関する意識・知識の向上を図るため、各種防災講習会及び研修会等を開催するほか、必要に応じて手引書の作成及び各種訓練等を通じ、災害時における役割

分担等について周知徹底を図る。

- 1 平常時の心構え
- 2 市の災害対策活動について
 - (1) 災害対策活動の概要
 - (2) 災害時、綾部市災害対策本部の一員としての立場及び心構え
 - (3) 災害時の役割の分担
 - (4) 災害時の指揮系統の確立
 - (5) 災害・被害情報の収集及び伝達の要領並びに報告書式の活用
 - (6) 発災時、平常業務にない活動への取組方について
- 3 災害知識について
 - (1) 風水害及び地震災害の基礎知識
 - (2) 災害に対する地域の危険性
 - (3) 災害情報等

第4 防災上、重要な施設管理者等に対する教育計画

- 1 危険物施設及びスーパー等の不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対して、防災知識の普及を図り、各施設が防災活動の必要性を自覚するように促し、防災教育の実施に努める。
- 2 危険物製造所・取扱所、危険物貯蔵所等の事業所、あるいは消防法によって事業所消防計画を策定すべき事業所に対し、危険物及び火気器具の管理並びに防災機器の管理又は取扱等に関する計画的な査察及び指導を行い、防災体制の確立に努める。
- 3 消防法によって事業所消防計画を策定すべき事業所及び綾部市の施設については、施設ごとに防災体制の確立並びに消防計画、避難計画及びそのほかの防災計画の立案等を指導する。

第5節 自主防災組織等育成計画

市民一人一人が、災害時に「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき、市民の自発的な防災活動の組織化を図るとともに、防災関係機関と一体となった防災対策が実施できるよう、ネットワーク会議を開催しその組織形成及び育成に努める。なお、その際、女性の参加の促進に努めるものとする。

第1 市民の防災意識の向上と自主防災組織の形成及び強化

1 自主防災組織の形成促進

地域住民自らが自治会等を核とする自主防災組織の形成を図り、防災活動の促進、併せて、綾部市自主防災組織等ネットワーク会議との連携を強化し、災害時の対応等について災害対策本部との役割分担等を明確にしつつ地域住民の被害軽減に向けた取組を行う。

2 自主防災組織の防災活動の内容

市民の防災意識の向上と、自主防災組織の形成を通じて行う活動内容は、個人の意識の程度を踏まえつつ行われるが、例としては、次のようなものが挙げられる。

(1) 平常時の活動：災害予防対策

- ① 自分たちのまち意識の高揚
- ② まちは自分たちで守る意識の定着
- ③ 自らの防災知識及び技術の習得
- ④ 域住民に対する防災知識や防災情報の入手方法及び技術の普及・啓発活動
- ⑤ 綾部市の行う防災活動への参加及び協力
- ⑥ 地域住民の行う防災活動への参加、協力及び指導
- ⑦ 防災訓練の実施又は参加
- ⑧ 発災時の具体的な役割及び活動指針の準備
- ⑨ 防災用資機材の整備及び点検
- ⑩ 地域内の危険箇所の把握、安全点検の実施及びマップ化の推進
- ⑪ 自主防災組織間相互の連携
- ⑫ 自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定
- ⑬ 指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定
- ⑭ 取るべき避難行動を時系列で整理した避難計画（タイムライン）の策定
- ⑮ 発災時の情報収集の担当者や情報収集方法の準備
- ⑯ 避難経路や避難場所の確認及び地域住民への周知
- ⑰ その他防災予防に関すること

(2) 災害時の活動

- ① 災害に対する警戒活動
- ② 出火防止、初期消火活動
- ③ 浸水排除
- ④ 地域内の災害情報（含危険箇所）、被害情報の収集、伝達の協力
- ⑤ 負傷者の救出、応急手当、搬送
- ⑥ 避難指示等が発令された場合の市民への伝達、避難後の確認等
- ⑦ 避難誘導、避難所の開設と運営
- ⑧ 指定避難所に収容されていない被害者への救援活動
- ⑨ 給水、給食、生活必需品等について炊き出し、配送、配給、給水等の実施
- ⑩ 救援物資の早期分類と配分
- ⑪ その他災害応急対策活動に関すること

第2 自主防災組織の設置育成

1 設置育成の基本原則

自主防災組織の設置育成は、地域住民が連帯及び協同して災害を未然に防止し、又は被害を軽減するために、地域の実情に応じて自主的に設置し、運営することを基本原則として、地域住民の理解と協力を得た上で、効率的に推進していくものとする。なお、女性等多様な視点に配慮した活動に取り組むため、自主防災リーダーについて多様な人材を確保するよう努めるものとする。

2 育成指導

防災に関する市民意識の高揚を図り、自治会等を核とした自主防災組織の形成に努め、防災上の知識、技能の向上を目的とした研修会等の開催に努める。

3 他組織等との連携

- (1) 自主防災組織間の連携を促進する。
- (2) 綾部市災害ボランティアセンターをはじめとするボランティア等の他の組織との連携を促進する。
- (3) 市と地元消防団等との連携を促進する。

4 綾部市自主防災育成事業補助金

自主防災組織及び自治会等の自主的な防災活動を促進するため、その活動に対して助成を行う。

第3 施設の自主防災計画

1 計画の方針

公衆の出入りする場所及び多数の者の勤務する場所並びに危険物の製造、貯蔵及び取扱施設等においては、その施設の代表者又は責任者は、施設の自主防災組織を編成し、消防・防災計画を策定するものとする。なお、消防法に基づく消防計画、予防規定等の計画を作成している施設は、この計画に適合しているものとみなす。

2 対象施設

(1) 工場、学校、マーケット等の公衆の出入りする場所、又は多数の者の勤務する場所で、消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物

(2) 石油類、高圧ガス、火薬類、劇物等の製造、貯蔵、保管及び取扱施設

3 施設の自主防災計画の策定指導

災害を予防し、又は災害による被害を軽減するため、効率的な活動が出来るよう、あらかじめ防災計画を定めておくとともに、この計画には、次の事項を記載する。

(1) 事業所の職員の任務分担

(2) 自主的に防災訓練ができるよう、その時期、内容についての計画を策定

(3) 防災上の知識及び技能の向上

(4) 災害対策用資材の整備

(5) 負傷者の救出及び教護等

(6) 避難場所及び避難方法

(7) 地域住民との協力関係

4 他組織等との連携

(1) 他の自主防災組織との連携を促進する。

(2) ボランティア等、他の組織との連携を促進する。

(3) 綾部市自主防災組織等ネットワーク会議への加入を促進する。

第4 地区防災計画の作成

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として、市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

第6節 企業等防災対策促進計画

災害の多いわが国では、市や府はもちろん、企業、住民が協力して災害に強い綾部市を作
ることは、被害軽減につながり、社会秩序の維持と市民福祉の確保に大きく寄与するもので
ある。企業等は災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域
貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努
めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取組を実践し、地
域防災力の向上に寄与する。

第1 事業所等における防災活動の推進

事業所等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時に果たすことができる役割（従業
員及び顧客の安全、事業継続の維持、地域住民との連携）を十分に認識し、各事業所等
において防災体制の整備、防災訓練の実施、災害時行動マニュアルの作成、事業継続計画の
策定などの防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者
や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者等は、災害時応援協定の締結
や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、事業所等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等によ
り被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努め
るものとする。

そのため市は、防災訓練への参加の呼びかけや啓発事業の実施、情報提供・収集等を行
う。

市及び府、商工会議所・商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取
組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化計画の策定支
援に努めるものとする。

第2 災害時における出勤抑制

豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動すること
のないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせ
るために適切な措置を講ずるよう努める。

第3 事業所等における自主防災体制の整備

大地震が発生した場合、学校、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険
物等を製造保管する施設、多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危
険物類の流出、爆発等により大規模な被害発生が予想されるため、これらの被害の防止
と軽減を図るため、施設の管理者は、自衛消防組織等を編成し、あらかじめ消防計画、
災害時行動マニュアル等を作成するとともに、防災訓練を定期的の実施するよう努める。

第4 事業所等における備蓄

事業所等は、重要業務の継続や早急な復旧を図るとともに、発災直後における一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等に必要な食料、飲料水、毛布等の防寒用具等の備蓄に努める。

また、学校、旅館、病院等多数の者が利用又は出入する施設においては、来訪者で帰宅困難になる者のために必要となる物資等の備蓄を検討する。

第5 災害時の企業等の事業継続

1 事業継続の必要性

経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下においては、企業等も、災害時に事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う必要がある。

また、被災地の雇用や供給者から消費者までの流通過程における企業等のつながりを確保するうえでも「災害に強い企業」が望まれる。

2 事業継続計画の策定

企業等は、被災しても重要事業を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させ、中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るため、「事業継続計画」を策定・運用し、継続的に改善するよう努めるとともに、防災対策の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

なお、災害時における事業継続のための従業員の参集については、交通遮断が予見される際に早めに参集を指示するなどの従業員の動員体制を確保する一方で、従業員の家庭環境等を考慮することとし、それに応じた「事業継続計画」の策定に努めるものとする。

また、「事業継続計画」の策定にあたっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、地域との共生に配慮するとともに、「事業継続計画策定・運用促進方策に関する検討会」、（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン」、「京都BCP推進会議」、（京都府防災会議）が示した「事業継続計画モデルプラン（入門編）」等を参考として、計画策定に努める。

3 事業継続計画の普及啓発

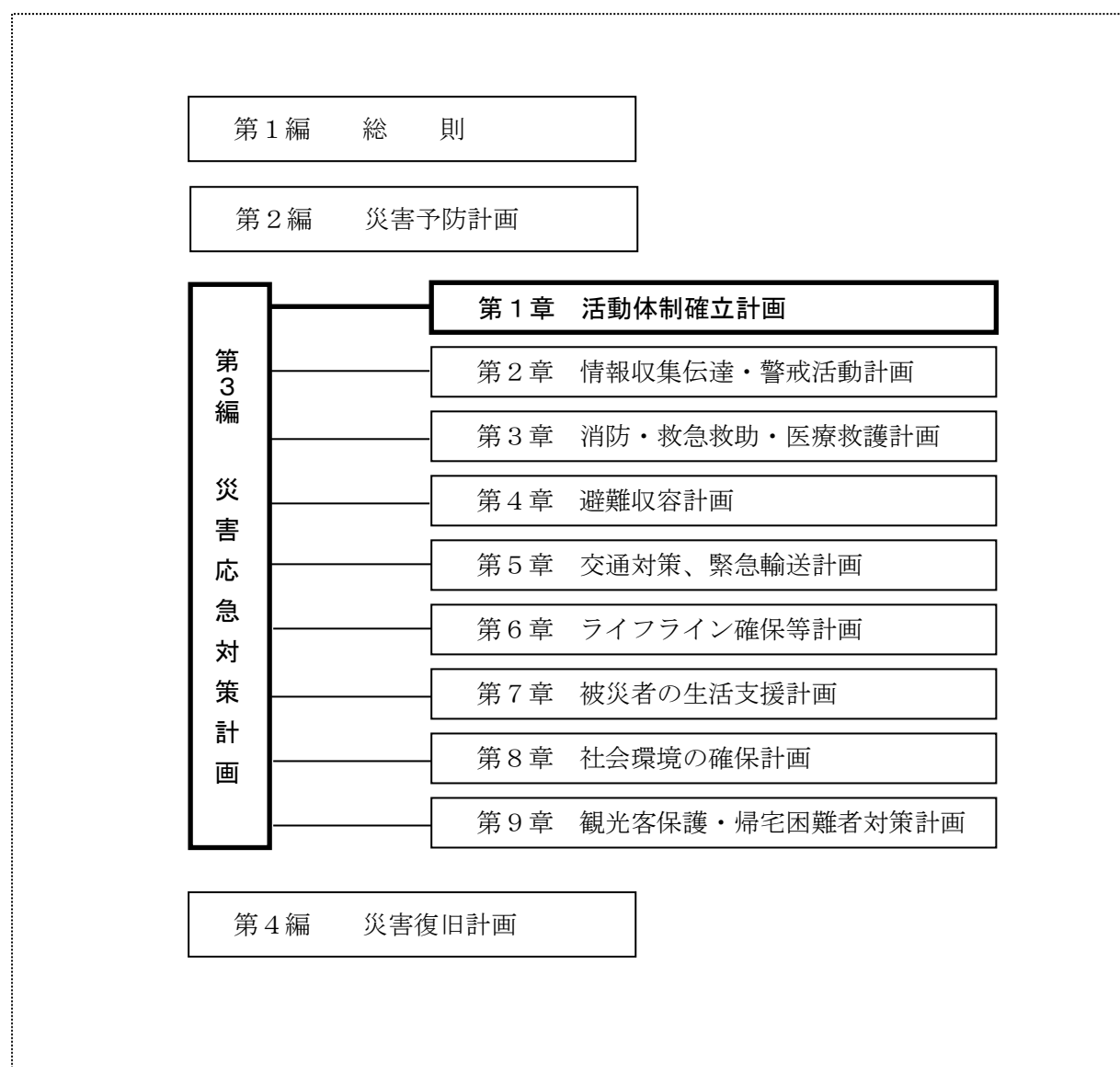
市及び府は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画策定支援及び事業継続マネジメント構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる条件整備に取り組む。また、国や関係団体等と連携し、事業継続計画策定に関するセミナーの開催等を行い、企業の事業継続計画の普及啓発に努める。

第3編 災害応急対策計画

一般対策計画編
第1編 総 則
第2編 災害予防計画
第3編 災害応急対策計画
第4編 災害復旧計画
震災対策計画編
資 料 編

	応一
第1章 活動体制確立計画	1
第2章 情報収集伝達・警戒活動計画	10
第3章 消防・救急救助・医療救護計画	21
第4章 避難収容計画	30
第5章 交通対策、緊急輸送計画	46
第6章 ライフライン確保等計画	55
第7章 被災者の生活支援計画	64
第8章 社会環境の確保計画	85
第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画	95

第1章 活動体制確立計画



第1節	活動体制計画	2	応一
第2節	広域的応援計画	6	
第3節	自衛隊災害派遣要請計画	7	
第4節	受援計画	9	

第1節 活動体制計画

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本市の災害の予防及び災害応急対策を実施するため必要な応急体制を速やかに確立する。

第1 災害警戒体制

1 災害警戒本部の設置

災害警戒本部の設置及び閉鎖については、副市長、市長公室長、消防長及び危機管理監が協議し、決定する。ただし、次の場合は本文の規定にかかわらず設置する。

- (1) 市域に警報（暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪）が発表されたとき。
- (2) 由良川幹川等に由良川中流氾濫注意情報などが発表されたとき。
- (3) 市域に震度4の地震が発生したとき。

2 災害警戒本部の職員配備体制

(1) 災害警戒本部1号配備

- ① 市域に気象予警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。
- ② 1のただし書により災害警戒本部を設置したとき。

(2) 災害警戒本部2号配備

- ① 大雨その他異常な自然現象により、公共施設（主として土木、農林水産施設）に災害が発生しはじめたとき。
- ② 台風が近畿地方に接近することが予想されるとき。
- (3) 職員の配備体制については、第4動員計画による。

3 災害警戒本部の業務内容

- (1) 本部長の指示事項の伝達
- (2) 降雨情報、河川水位の観測及び気象通報等の収集並びに伝達
- (3) 府及び防災関係機関との連絡調整
- (4) 危険個所の状況把握及び応急措置
- (5) 被害状況の調査及び収集

4 災害対策本部が設置された場合においては、災害警戒本部は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

5 事故対策本部の設置

一時に多数の人命に危険が生ずる突発的事故（列車転覆、航空機墜落、爆発、放射性物質等の流出等）が発生した場合は「〇〇事故対策本部」を設置し、事故対策計画編に基づき、関係機関と直ちに協議して救急医療、救出、その他の応急救助を実施する。

ただし、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、直ちに災害対策本部に切り換え必要な対策を実施する。

6 災害警戒本部の組織

綾部市災害警戒本部・災害対策本部動員計画に定める。

第2 災害対策本部

1 災害対策本部の設置

災害対策本部の設置及び閉鎖については、次の判断基準により、市長（本部長）が決定する。

ただし、本文の規定にかかわらず、市域に震度5弱以上の地震が発生した場合は自動的に災害対策本部を設置する。

（1）設置基準

- ① 暴風雨若しくは大雨のため、相当の被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき。
- ② 由良川綾部基準点の水位が、氾濫注意水位に達し、住家の浸水等、市域に相当の被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき。
- ③ 台風が近畿地方に接近することが確実となり、市域に相当の被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき。
- ④ 大規模な地震、火災等予想しがたい災害が発生し、市域に相当の被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき。
- ⑤ 累年のない豪雪のため、交通の途絶、住家の倒壊等、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたとき。
- ⑥ 一時に多数の人命に危険が生ずる突発的事故（列車転覆、航空機墜落、爆発、放射性物質の流出等）が発生し、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたとき。
- ⑦ その他、市長が必要と認めるとき。

（2）閉鎖基準

被害が拡大するおそれが解消し、応急対策活動がおおむね終了したとき。

2 災害対策本部の職員配備体制

災害対策本部の動員は、災害対策本部の指令に基づき各部局室長及び各班長が災害の状況に応じ、臨機応変に実施するものとする。

ただし、本文の規定にかかわらず、市域に震度5弱以上の地震が発生した場合は全職員の動員とする。

なお、職員の配備体制については、綾部市災害警戒本部・災害対策本部動員計画に定める。

3 災害対策本部の組織等

（1）災害対策本部の運用

- ① 災害対策本部の組織は、
 - ・指揮命令系統を確立すること。
 - ・できる限り簡素化し名目的、形式的なものを排除すること。
 - ・責任分担を明確にすること。等を考慮し組織すること。
- ② 災害対策本部の活動は、災害の規模程度によってそれぞれの体制をとるものとする。
- ③ 災害対策本部の運営は、対策本部会議で決定した災害の予防及び応急対策の総合的

な基本方針に基づき事務分掌の迅速な処理に努める。

- ④ 災害対策本部の各部各班の活動の実施細目については、各部活動計画により定めるものとする。

(2) 災害対策本部の組織

綾部市災害警戒本部・災害対策本部動員計画に定める。

(3) 災害対策本部の事務分掌

綾部市災害警戒本部・災害対策本部動員計画に定める。

第3 動員計画

1 計画の方針

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ適確に実施するため、災害対策本部要員及びその他の動員についてその要領等を定める。

2 災害警戒本部の動員

(1) 動員の連絡系統

1号配備－自主参集する。

2号配備－



(2) 動員の方法

平常執務時間中－庁内放送、庁内イントラネットポータルページ及び庁内電話等により（1）の系統で動員する。

勤務時間外－携帯電話への同報メール、電話連絡等により（1）の系統で動員する。ただし、被害が予想される災害については自己覚知し、自主参集する。

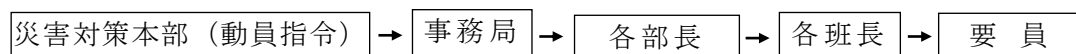
(3) 災害警戒本部の動員表

災害警戒本部の動員表は、綾部市災害警戒本部・災害対策本部動員計画に定める。

3 災害対策本部の動員

(1) 動員の連絡系統

災害対策本部の動員の連絡系統は、次のとおりとする。ただし、震度5弱以上の地震が発生した場合については、自主参集とする。



(2) 動員の方法

災害警戒本部動員方法に準じ動員する。

(3) 消防職（団）員の動員

消防職（団）員の動員については、別に定める消防計画及び水防計画によるも

のとする。

(4) 動員計画、各課の分掌事務

綾部市災害警戒本部・災害対策本部動員計画に定める。

【別添】綾部市災害警戒本部・災害対策本部動員計画

第2節 広域的応援計画

市域に大きな災害が発生し、市の組織及び人員による災害応急活動のみでは対応しきれない場合、他の市町村に対して応援を要請する。この場合、局地災害であれば、近隣市町村に応援を要請するものとし、大規模な広域災害の場合は、災害対策基本法及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、京都府と連絡調整を図り、応援を要請する。また、他市町村が被災し、応援を要請された場合には支障のない限り要請に応じて応援するものとし、人的支援の実施においては、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するよう努めるものとする。

第1 広域応援体制

大規模災害に備え、相互応援活動を円滑に行うため、府内市町をはじめ他府県の市町とも、相互応援協定の締結に努め、締結市町と平常時から連携強化に努める。

第2 協定すべき内容

協定すべき内容としては、消防応援、救急応援、相互備蓄、救援物資・資機材応援、コンピュータバックアップ、職員派遣及び避難者、傷病者の受入れ等とし、相手方の市町村と十分に協議の上、締結する。

【資料編 災害時応援協定書 資料1-5～22】

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時において、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合は、自衛隊法の規定に基づき、災害派遣統制を行う。

第1 災害派遣要請基準

天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため下記のようにやむを得ない事由があるときは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定に基づき府知事に対して自衛隊の派遣要請を行うよう求める。

1 予防対策派遣

災害予防対策上、自衛隊の派遣による以外には方法がないと認められる場合

2 応急対策派遣

災害応急対策上、市、消防団等では十分な応急（緊急）措置が望めない場合

第2 災害派遣要請要領

- 1 自衛隊の派遣要請の要求は、市長が必要と認めた場合に、知事に対し3に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって行うものとする。

ただし、通信の途絶等により、京都府中丹広域振興局を通じて知事に要請の要求をすることができない場合には、市の地域に係る災害の状況を直接指定部隊等の長に対して通知することができる。

なお、この場合は、速やかにその旨を府知事に報告するものとする。

連 絡 先 陸上自衛隊第7普通科連隊

	勤務時間内	勤務時間外
N T T回線	TEL 0773-22-4141（内線 235） FAX 0773-22-4141（内線 299）	TEL 0773-22-4141（内線 302） FAX 0773-22-4141（内線 299）
衛星通信系防災 情報システム	衛星 7-835-8103 FAX 7-835-8100 地上 8-835-8103 FAX 8-835-8100	衛星 7-835-8108 FAX 7-835-8100 地上 8-835-8108 FAX 8-835-8100

- 2 上記の事務処理は、災害対策本部事務局において行うものとする。

- 3 知事が行う派遣の要請は、原則として文書によるものとし、次の事項を記載するものとする。

ただし、事態が急迫して文章によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話によることができる。この場合、事後において速やかに文章を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び派遣を要請する事由
- （2）派遣を希望する期間
- （3）派遣を希望する区域及び活動内容
- （4）その他参考となるべき事項

第3 派遣隊の活動区域

自衛隊派遣各部隊の綾部市における活動区域は、第3師団長が定めるところにより第7普通科連隊が活動する区域とする。

舞鶴地方総監部とは、その都度協議により定めるものとする。

第4 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動については、災害対策本部及び関係機関と連絡協力の上、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 避難者等（行方不明者、負傷者）の搜索活動
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路及び水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付け又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置

第5 使用器材、資材等の準備

自衛隊で保持する使用可能器材、資材以外の器材等については、市において準備するものとする。

第6 経費負担区分

災害派遣部隊の次の経費については原則として市で負担するが、負担することが適当でないものについては、府の負担とする。

- 1 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料
- 2 1に規定するもののほか必要経費で協議の整ったもの。

第7 派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と周密に調整し、自衛隊に対し文書でもって撤収の要請を行う。

【資料編 ヘリポート一覧表 資料 3-12】

【資料編 ヘリコプター発着基準及び表示要領 資料 3-13】

第4節 受援計画

第1 応援の要請

市は、災害時において、府、国、自衛隊、消防機関、他市町村及び民間ボランティアや企業等の応援等を迅速、効果的に受けるため、速やかに応援要請を行うことができるよう、あらかじめ受援計画を作成する。

なお、受援計画の作成に当たっては、関西広域連合が定める「関西防災・減災プラン」との整合を図ることにより、実効性を確保する。

第2 受入に必要な業務や体制の確立

- 1 救命救助・消火部隊受入
- 2 重症患者広域搬送・DMAT、救護班受入
- 3 救援物資受入
- 4 応援要員受入
- 5 広域避難

第3 国土交通省近畿地方整備局による応援計画

災害が発生又はその恐れのある場合、被害拡大を防ぐための緊急対応実施やリエゾン（情報連絡員）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣を行う。

- 1 応援の内容
 - （1）被害情報の収集
 - （2）災害応急復旧
 - （3）二次災害の防止
 - （4）その他必要と認められる事項

- 2 応援の要請、実施

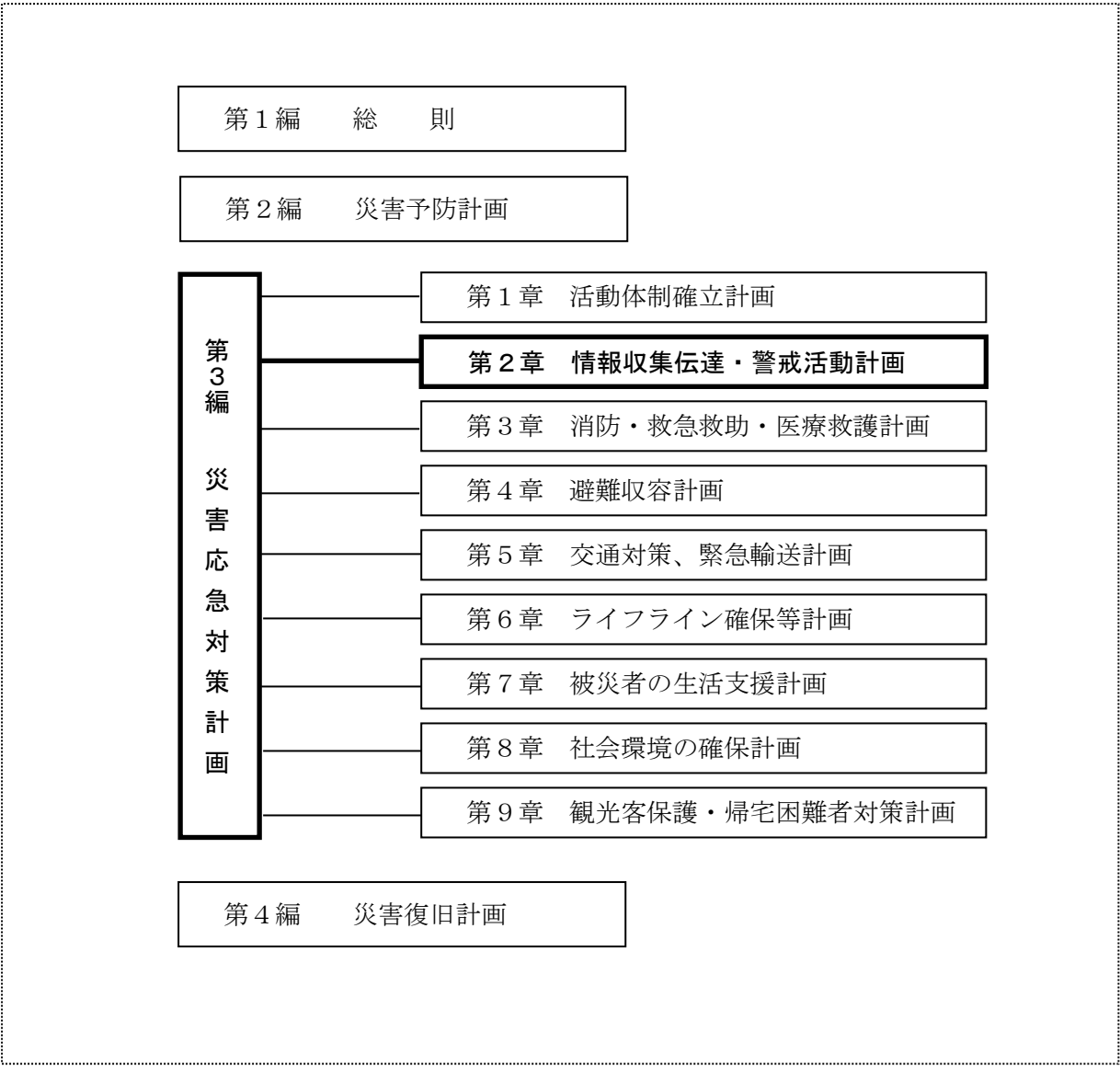
府は、近畿地方整備局へ口頭又は電話等により応援要請を行う。

近畿地方整備局は、災害対策用資機材及び人員配置の状況を勘案して、可能な応援を行う。

- 3 応援要請によらない応援

災害が発生した場合、その事態に照らし特に緊急を要し、府からの要請を待ついとまがないと確認されるときは、近畿地方整備局は、独自の判断により応援を行う。

第2章 情報収集伝達・警戒活動計画



第1節	災害情報収集伝達計画	11
第2節	通信運用計画	16
第3節	広報活動計画	19

第1節 災害情報収集伝達計画

災害発生時において、応急対策を円滑に実施するため、市域の災害の発生状況、社会秩序の状況、各施設の被害状況を調査するとともに、京都府、その他防災関係機関に報告し、その応急対策と災害の軽減に万全を期すものとする。

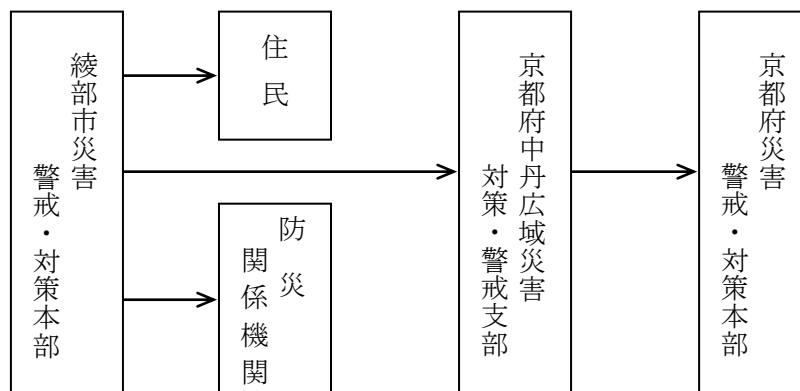
第1 情報の収集・伝達

災害が発生した市域の災害の発生状況、社会秩序の状況、各施設の被害状況を調査するとともに、京都府、その他防災関係機関の有機的連携の下に、迅速かつ的確に情報の収集を図り、この伝達等の周知徹底を図るものとする。

第2 情報伝達経路

災害情報等の伝達経路は、次のとおりである。この経路より住民等に対して周知徹底を図る。

情報伝達経路図



第3 異常現象を発見した場合

災害が発生するおそれのある異常現象を発見したときは、次の方法により防災関係機関に通報を行う。

1 発見者の通報

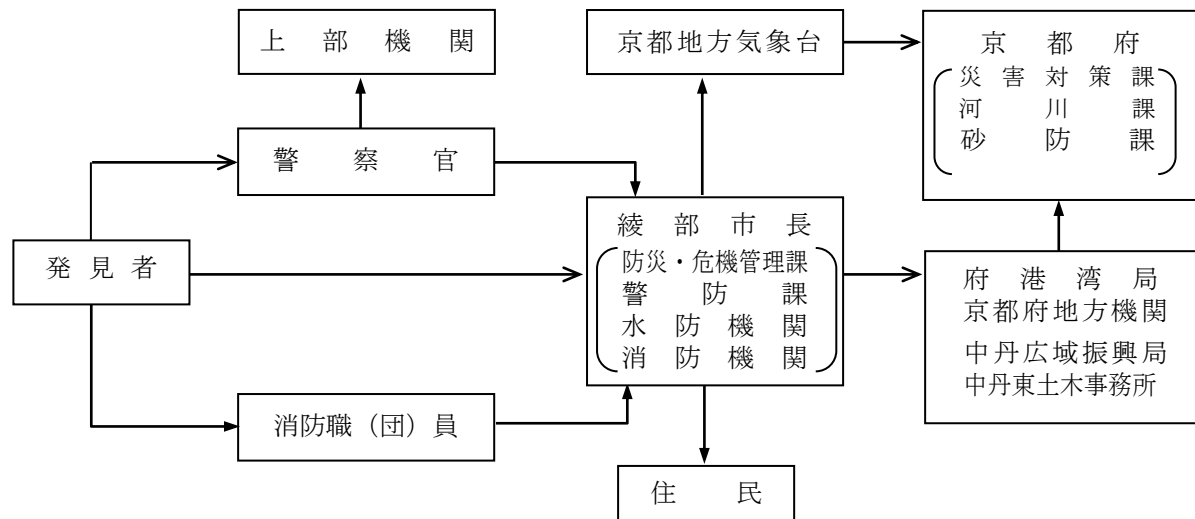
異常現象を発見した者は、直ちに市長、警察官及び消防団員等に通報する。

2 警察官、消防団員の通報

通報を受けた警察官又は消防団員は、直ちに市長及び上部機関に通報する。

3 綾部市長の通報

1及び2により通報を受けた市長は、直ちに消防本部及び府、地方機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。



第4 被害情報収集伝達

市は、市域において災害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめるとともに、被害状況及び措置した事項並びに今後の措置に関する事項について、知事に報告しなければならない。

1 応急被災情報と詳細情報の区分

応急被災情報は、災害直後の混乱期において、市が行うべき災害対策を見出すための概括的な情報であり、府等への報告、又は災害救助法の公正な適用のために必要な詳細かつ正確な被害情報（以下「詳細情報」という。）とは区別して処理を行う。

2 収集すべき情報

災害直後の混乱期において、収集すべき応急情報は、おおむね次のとおりである。

- (1) 人命に係る危険の有無及び人的被害の発生状況
- (2) 救護所の必要性の有無
- (3) 避難の必要性の有無及び避難状況
- (4) 住家の状況（被災地区及び被災種別等）
- (5) 公共施設の状況（公共建築物、道路、橋梁、河川、ため池等）
- (6) 通信施設と道路交通状況
- (7) 電気、ガス、電話、水道、下水道等のライフライン施設の状況
- (8) 延焼火災の動向、土砂災害、危険物施設等の二次災害の危険性
- (9) 二次災害による避難指示及び警戒区域設定の必要性の有無
- (10) 無被害又は被害の少ない地区の情報
- (11) 市民の動向及び治安の状況
- (12) 観光客の状況
- (13) 職員の活動情報
- (14) 防災関係機関の活動情報
- (15) 民間諸団体及び住民の活動情報

3 応急情報の緊急把握

各部・班が災害直後に自主的に緊急出動等することにより、収集すべき主要な応急情報は、次のとおりである。

担 当 部 署	応 急 情 報 収 集 活 動 内 容
現 地 調 査 班	○本部運営部の依頼による現地調査 ○警察・消防・関西電力・関西電力送配電・NTT・JR等の防災関係機関への問い合わせ及び情報の収集
各 部 及 び 市 民 対 策 班	○市民の問い合わせ・通報・苦情等の受付・処理事項の情報化及び報告 ○報道情報・監視カメラ・ヘリコプターテレビシステム等の情報収集、広報用情報の収集及びこれらの整理・報告
各 部	○職員参集情報のとりまとめと本部運営部への緊急提出 ○現場活動時に収集した被災情報の情報部情報整理班への提出 ○緊急情報及び異常事態等の緊急報告 ○所管公共施設の周辺の被害状況の調査・報告 ○本部及び情報部指示事項の調査・報告
農 林 商 工 部 及 び 建 設 部	○道路・橋梁の被害状況の緊急調査・報告 ○交通状況・道路規制等道路の使用状況の把握・報告 ○市の緊急を要する諸施設（例えば指定緊急避難場所に用いられる公園）の緊急調査及び報告 ○河川・ため池等の堤防、土砂災害等及び危険物等、二次災害危険箇所の緊急調査・報告 ○都市施設の被害状況の把握・報告
保 健 部	○医療班の要否、後方医療の可能性及び支援要請の要否並びにその内容等の把握のため医療機関の被災状況、負傷者の発生状況等の緊急把握 ○老人施設等、外部利用者がある福祉施設の緊急調査・報告 ○要配慮者の安否、支援状況の把握
上 下 水 道 部	○上水道施設の緊急調査、給水活動の要否の把握及びこれらの報告 ○下水道施設の緊急調査・報告 ○処理施設の被災状況の把握・報告
消 防 部	○倒壊・出火・負傷者・要救助者・死者等、市域の被害の発生状況の調査・報告 ○通報・出動・消火・救助・救急等の活動情報や被害情報の収集
教 育 部	○児童・生徒・園児・教職員等の状況・安否に関すること ○避難所に指定された教育施設等、緊急に把握を要するものの被害調査・報告 ○教育施設以外で避難所に指定された施設で、緊急に把握を要するものの被害調査・報告
救 助 部	○園児・保育士等の避難状況、安否等の情報 ○物資輸送拠点の被災状況、道路・橋梁の被害状況の緊急調査・報告、交通状況・道路規制等道路の使用可能状況の把握・報告

職員の参集情報、情報部現地調査班による調査情報、市民からの通報等は、応急被災情報報告書に記載し、各部で早急にとりまとめ、逐次、情報部情報整理班に提出する。

4 応急情報の整理・報告

応急情報のうち、被害情報は、情報部で整理して本部運営部に報告を行う。

また、災害現地活動を行う部・班の活動情報は、本部運営部が整理して情報部に報告す

る。

(1) 収集した応急情報の整理・伝達

- ① 詳細情報の整理は、応急情報の整理後に行うこととし、応急情報から整理を行う。
応急情報の整理中に詳細情報があった場合は、いったん応急情報として整理した後、
詳細情報整理のため、別途、保管する。
- ② 情報の重複処理・整理漏れを避けるため、まず地図情報を作業図と照会記入し、重複部分は、データ加算から除外する。

(2) 本部運営部運営班の整理・報告

- ① 各部・班の参集、出勤及び現場等の活動状況並びに応援及び交代等の活動情報並びに防災関係機関の活動情報並びに民間諸団体の活動情報並びに住民の活動情報等について、とりまとめて整理し、報告する。
- ② 緊急情報・重大情報は、まず、災害対策本部に緊急報告し、その後、整理を行う。
- ③ 整理し、まとめられた応急情報の本部報告は、常に最新情報を提供するため、小刻みに行う。
- ④ 整理し、まとめられた情報は、必要な部・班に的確に提出する。
- ⑤ 作業図に記入される図面情報は、災害対策本部、情報部市民対策班その他必要な箇所に掲示する災害マップに、随時、転記する。

(3) 京都府への報告

上記の応急情報をとりまとめ、京都府衛星通信系防災情報システムにより府に報告する。

5 情報の一元管理化

初期の混乱期において、情報部に現地調査班、市民対策班、情報整理班を置いて、すべての収集情報を整理して伝達する。混乱期終了後においても、情報整理班は継続し、収集した詳細情報の整理・伝達に当たる。

【資料編 応急被災状況報告書 資料3-16】

【資料編 災害概況速報書 資料3-17】

第5 詳細情報の収集整理

1 詳細情報の収集整理

詳細情報の収集は初期混乱期を脱却した時期に、情報部情報整理班を中心にして行う。
被害が大きい場合は、他班から応援を行う。

混乱期脱却後において、収集すべき詳細情報は、前項の情報の他、次に掲げる情報である。

- (1) 死者・重傷者等の人的被害
- (2) 全壊・全焼等の住家被害
- (3) 公共建物等の被害
- (4) 田・畑の流失・冠水等の被害
- (5) 道路・橋梁等の交通施設被害

- (6) 砂防・崖くずれ・土石流等の自然的被害
- (7) 応急対策の状況（指定避難所、応急給水・給食、救護所、医療機関の活動等）
- (8) ライフライン、鉄道等の復旧の時期

2 情報の収集基準

情報収集は、災害救助法に定める被害程度認定基準に掲げる内容に従い、収集整理を行う。

3 京都府等への報告

災害対策本部においてとりまとめた被害状況は、速やかに府災害対策本部へ報告する。

府に報告すべき情報の区分は、以下のとおりとする。なお、災害発生後、相当の期間が経過している場合においては、府に対する報告は、京都府衛星通信系防災情報システムによって行う。

(1) 災害概況速報書

初期段階での被害の有無及びその程度等については、災害概況速報書（市災害対策本部用及び府災害対策本部用）により報告する。

(2) 被害状況報告書

被害状況がある程度まとまった段階において、逐次、被害状況報告書により報告する。

(3) 被害確定報告書

被害が確定した後、15日以内に被害確定報告書により報告する。

(4) 被害詳細報告

被害が確定した後、被害詳細報告を行う。

(5) 被害写真報告

被害状況の写真を、可能な限り添付する。

(6) 報告先

府に対する災害被害の報告は、京都府中丹広域災害対策・警戒支部（京都府中丹広域振興局）を経由し、府災害対策本部（京都府危機管理部災害対策課）に行う。

4 報告の方法

府への報告は、原則として京都府防災情報システムをもって行うこととし、災害の経過に応じて把握した情報から、逐時、入力し報告を行う。

【資料編 被害状況報告書 資料3-18】

第2節 通信運用計画

災害時において、通信連絡の迅速化かつ円滑化を図るため、防災行政無線、消防無線等、その通信施設の整備に努める。災害情報の伝達に当たっては、防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。また、有線通信手段が途絶する事態に至った場合でも、災害情報の伝達、市域の被害状況を把握するために、災害現場との連絡等、災害情報の収集・伝達体制を確立する。

第1 通信施設の整備

1 有線通信施設

順次、専用電話の新設、携帯電話の導入等により施設整備を図る。

2 無線通信施設

災害時における情報伝達を円滑にするため、地域防災系システムによる防災行政無線を整備している。災害時に予想される通信混乱に際しては、非常通信経路（下表参照）に従って、府災害対策本部へ被害報告等の通信連絡を行う。

次に、災害時における有線電気通信施設の途絶に備え、防災関係機関が所有する無線通信施設の利用等についての協力をあらかじめ依頼する。災害時に有線通信回線の利用が不可能な場合、京都地区非常無線通信協会無線局加盟機関に依頼することにより、企業及びアマチュアが所有する無線通信施設を優先利用するとともに、無線局の運用を円滑に実施するために、無線技師の養成に努める。

さらに、コミュニティFM放送の活用により、市民に地震情報を的確に伝達する。

非常通信経路

市町村名	総合信頼度	非常通信経路
綾部市	A	綾部市役所 —●—●—●—●— 京都府（災害対策課） 1.5km
	A	…………… 綾部警察署 ———— 府警察本部 ～～～～ 京都府（災害対策課） 1.9km
	A	…………… 国土交通省綾部国道維持出張所 ———— 京都府（災害対策課） 0.8km 2.2km
	B	…………… J R綾部駅 ～～～～ J R二条駅 …………… 京都府（災害対策課） 0.6km

————— 無線区間 ～～～～ 有線区間 …………… 使送区間 —●—●—●—●— 有線無線二重化区間

3 消防無線

綾部市消防署及び上林出張所を基地局として、消防自動車及び消防指令車等に50局を消防無線として設置している。

4 非常無線

総務大臣は、電波法（昭和25年法律第131号）第74条に基づき、災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれのある場合に、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、秩序の維持のため、必要がある場合は「非常無線」を発動することとしている。

市は、災害発生時に、一般加入電話回線が途絶した場合に備え、無線を設置する企業及びアマチュア無線の協力を依頼できるよう、あらかじめ協力を要請しておくものとする。

5 全国瞬時警報システム（J-アラート）

緊急地震速報や武力攻撃事態等の対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、国から通信衛星を用いて発信される情報を受信し、エフエムいかるや防災行政無線等を通じて市民に瞬時に伝達する。

各施設への通信はIP告知システムを利用し、補足情報等の放送は随時行う。

6 防災行政無線

市内23カ所の屋外拡声子局と各自治会、避難所等に設置した戸別受信機から放送やサイレン吹鳴を実施し市民に情報伝達を行う。

一般加入電話回線が途絶した場合は、市内16カ所の屋外拡声子局に備え付けの双方向通信端末を用いて情報伝達を行う。

【資料編 綾部市防災行政無線設備一覧 資料3-36】

第2 通信設備

1 機器の転倒防止

地震等災害による通信設備の被害を防止するため、それらの転倒防止、通信室の耐震化等、日ごろから必要な措置を講ずるものとする。

2 定期点検等

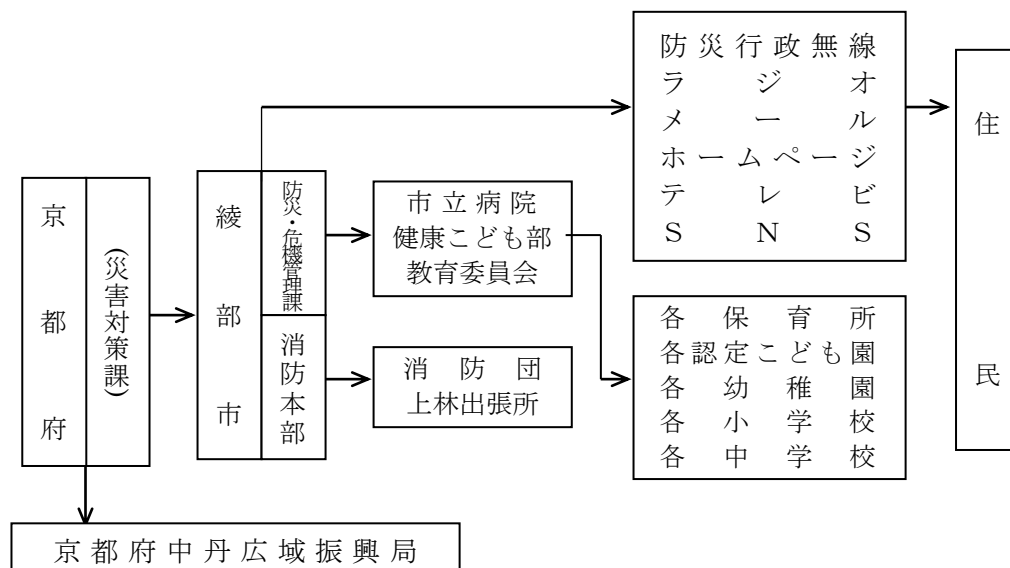
突発的な災害時にも、直ちに使用できるよう定期点検を行う。

3 予備電源等の設置及び整備

災害時の停電に備え、通信施設及び通信室のため、発動発電機等の非常電源を設置するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所へ設置等を図る。コンピューターについても同様とする。

第3 災害情報通信系統

災害時における情報伝達システムを、次のように設定する。



第3節 広報活動計画

災害時において、被災地や隣接地域の住民に対し、住民が適切な判断による行動がとれるよう、防災関係機関と協調して、災害の状況、応急対策活動の方針等に関して迅速かつ正確、積極的な広報活動を行い、住民の心の平静、住民間の協調関係の育成及び復興意欲の高揚を図るとともに、秩序ある行動をとるよう呼び掛けを行う。

第1 綾部市の行う広報活動

1 報道機関に対する発表

- (1) 災害の種別
- (2) 発生の日時及び場所
- (3) 被害の状況
- (4) 住民に対する避難指示等の状況
- (5) 応急対策実施状況
- (6) 交通機関の運行状況、交通規制の状況に関する情報
- (7) 住民及び被災者に対する協力及び注意事項

2 住民への広報要領

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害の防止等に必要な被害の推移、高齢者等避難、避難指示、応急措置の状況等が確実に行き渡るよう、次の方法により広報を行う。

- (1) 新聞、ラジオ、テレビ等に対する報道の要請
- (2) 防災行政無線（戸別受信機を含む。）、防災ラジオ、メールマガジン、緊急速報メール（NTTドコモではエリアメール）、コミュニティFM、あやべーる、SNS、ライブビジョン、携帯アプリ等による広報
- (3) 広報紙、チラシ、ポスター、ホームページ等の情報通信環境の利用

また、災害発生時等に住民に速やかな広報が行えるよう、あらかじめ防災関係機関等と調整を図っておくとともに、災害の態様や経過時間ごとに必要な広報用放送文例を備えておく。

3 広聴活動

被災者のための相談窓口を設け、被災者の要望を広く聴く。

第2 防災関係機関の行う広報活動

綾部警察署・西日本電信電話株式会社京都支店・関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社及び放送局等の防災関係機関は、災害が発生した場合、市と協調を図り、あらかじめ定められた広報計画により、治安・交通の状況、応急対策の実施状況、復旧の見通し、復旧時の留意事項等について、ラジオ、テレビ等の報道機関、広報車等により広報活動を行う。

第3 関係機関の相互協力

災害の広報にあたって必要があるときは、他の関係機関に対し情報の提供を求めるとともに、Ｌアラート（災害情報共有システム）を利用した被害の状況や応急復旧等に関する情報の提供を行うなど、相互に資料の交換を行う。

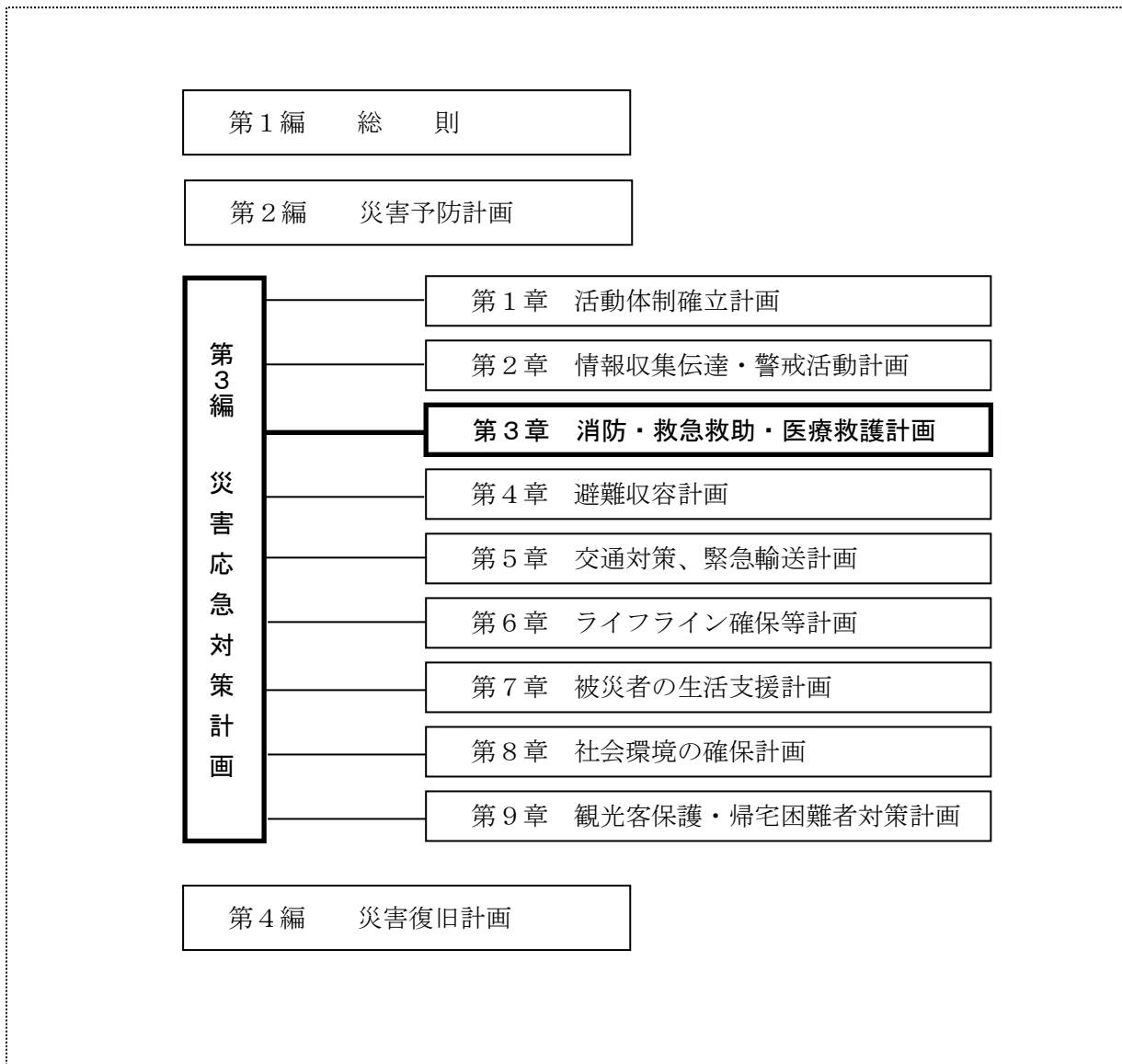
第4 広報の際に留意すべき事項

- 1 災害発生時における報道機関、調査団体等の来訪による混乱に備えて、広報班に報道機関用の窓口を設ける。
- 2 市民に対して広報する際は、高齢者、障害者及び外国人等の要配慮者に留意する。
- 3 必要に応じ、府に報告し、調整を行う。
- 4 放送機関の情報も、併せて収集する。

第5 広聴活動

- 1 被災地及び避難所等に臨時被災相談所等を関係機関の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多彩な生活等の問題について適切に相談に応じるほか、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努める。
- 2 各機関は必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。
- 3 市及び府は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市及び府は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3章 消防・救急救助・医療救護計画



第1節	消防活動計画		22
第2節	救急救助計画		25
第3節	医療救護計画		27

第1節 消防活動計画

火災が発生し、又は発生の恐れがある場合は市民の生命、身体及び財産の保護に努める。被害を軽減するための対策は別に定めるほか、本計画の定めるところによる。

ただし、第1から第8までの規定は、綾部市災害対策本部を設置するに至るまでの計画とする。

第1 消防機構組織

- 1 消防本部、消防署及び消防団の機構は、資料3-2による。
- 2 消防本部の組織については綾部市消防本部規則（昭和54年綾部市規則第11号）に、消防署の組織については綾部市消防署組織規程（昭和54年綾部市消防長訓令甲第1号）に、消防団の組織については綾部市消防団規則（昭和54年綾部市規則第19号）に定めるところによる。

【資料編 消防本部 消防署 消防団 機構 資料3-2】

第2 消防施設

- 1 施設の設置基準及び充当率は、資料3-3による。
- 2 施設の配置は、資料3-4による。
- 3 施設の整備強化については、基準に満たない地域に対する施設の強化を進めるとともに、既施設で老朽化しているもの又は特に修理を必要とするもの等について整備強化を図るものとする。

【資料編 消防施設設備基準並びに充当率 資料3-3】

【資料編 消防施設配置表 資料3-4】

第3 火災の予防

- 1 火災予防上の基準及び制限等については、綾部市火災予防条例（昭和37年綾部市条例第14号）及び綾部市火災予防条例施行規則（昭和37年綾部市規則第36号）に定めるところによる。
- 2 本市において防火管理者の選任を必要とする防火対象物は、資料3-5による。
- 3 防火管理者制度の機能を充分発揮させるため、防火管理者組織の発足の促進並びに育成指導を行い、体制の確立を図るものとする。
- 4 消防法第4条、第4条の2及び第16条の5の規定による予防査察効果を上げるため、地域ごとの実態に応じた重点的な査察計画をたて、実施するとともに、継続指導によりその効果を図るものとする。
- 5 一般家庭に対して火災予防に関する最も具体的な知識の啓発を図るため、各種団体主催による防火座談会の開催の促進、火災予防相談所の開設等に努める。
- 6 消防法第3章危険物の貯蔵、取扱、施設の指導、許認可事務は消防署で行ない、危険物災害防止に万全を期す。

【資料編 防火管理者の選任を必要とする防火対象物 資3-5】（再掲）

第4 火災の警戒

- 1 気象通報を受け、火災予防上危険であると認めるときは、綾部市火災予防条例施行規則第14条に基づき、火災警報を発令する。
- 2 火災警報発令中における火の使用制限については、綾部市火災予防条例第30条に基づき制限するものとする。
- 3 警戒は次により実施する。
 - (1) 火災警報発令中又は火災の予防上特に警戒を必要と認めるときは、警報が解除されるまで、又はその必要がないと認めるまでの間、消防本部及び消防団を警戒体制におくものとする。
 - (2) 火災警報発令の場合
消防団長は各分団に対し本部員、ポンプ機関要員、警戒要員等の出動を命じ、機械器具の点検整備、担当地域内の警戒を実施させるものとする。
 - (3) その他特に警戒を必要とする場合
消防団長は、消防関係機関から要請のあったとき又は特に警戒を必要と認めたときは、団の一部又は全部を警戒体制におくものとする。

第5 火災の通報及び情報収集

- 1 火災発見者の通報場所は、綾部市火災予防条例施行規則第15条に定める場所とする。
- 2 火災の通報並びに情報連絡系統は、資料3-6による。
- 3 火災の早期通報の徹底を市民に対して啓発し、敏速な処置により早期出動、初期消火に努め、でき得る限り消防署の出動範囲を広めるよう努力する。

【資料編 情報連絡系統図 資料3-6】

第6 火災発生による出動

- 1 市街地及びその周辺で火災発生の通報を受けたときは、消防署は直ちに出動する。火災の状況により消防用サイレンをもって近火出動信号を吹鳴し、綾部分団の出動を要請する。火災現場位置については、局線又は携帯無線電話をもって綾部分団長に通報する。サイレン故障の場合は、警鐘を打鐘するとともにJR綾部駅（電話42-0401）に警笛吹鳴を依頼する。
- 2 前項以外の地域における火災発生による出動は、地元分団及び近隣分団がサイレン又は警鐘信号等により火災発生を感知したとき直ちに火災現場に出動し、消火活動を行うものとする。火災発生の通報を受けた消防本部は、上司に報告し火災の状況により消防署に出動を命じるとともに火災原因調査のために現場へ出動し、一部は連絡のため本部に位置し情報の収集、応援の指示等の業務を行うものとする。
- 3 火災発生の近隣分団は、分団長の判断によりまず機動力のあるポンプの応援出動を要請するものとする。その他の分団は本部よりの要請に応じて出動するものとする。

- 4 近隣市町との相互応援協定について、別に締結してある協定書のとおり舞鶴市、福知山市、宮津市、京丹波町、福井県若狭消防組合とする。又、京都府下市町村との相互応援協定については、京都府広域消防相互応援協定書のとおりとする。
- 5 各分団長は、火災鎮火後直ちに人員及び機械器具の点検を行い、別に定める様式により出動人員、機械器具の異常の有無を報告するものとする。
- 6 消火活動を実施する機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第7 消防訓練

- 1 消防団員の教養及び火災出動訓練実施については、次の計画に基づき実施するものとする。

区 分	実施回数	実 施 項 目
新入団員研修	1 回	学科、規律訓練、操法訓練
幹 部 研 修	1 ～ 2 回	教養講座、部隊指揮訓練、操法訓練
火 災 出 動	1 ～ 2 回	非常召集訓練、烈風強風下における火災防御訓練
団 長 点 検	1 回	総合訓練

- 2 消防署員の訓練及び教養並びに日常の業務については、消防本部において計画実施する。

第8 消防思想の普及

消防思想の普及については、次の計画によるものとする。

普及方法	対 象	内 容
説 明 会	団員 一般	火災予防条例 同施行規則の普及
講 習 会	一般	一般家庭における少量危険物、石油、ガス器具、電熱器
座 談 会	各種団体	家庭又は事業所における消防知識の普及
巡回映画会	一般	一般火災予防の普及
市広報(機関紙)	一般	火災予防条例抜すい説明、消防協力者の紹介、記事等
実 演 説 明	事業所一般	救急法、避難訓練、ポンプ、消火栓使用方法等
ビラの配布	一般	火災予防に関するポスター

第9 大火に対する防御措置

- 1 市街地における大火は、消防活動の困難と人的、物的被害の甚大が予想されるので、特に資料 3-7 により防御措置を行い被害を最小限にとどめるものとする。
- 2 市街地外における大火については、資料 3-8 により防御措置を講ずるものとする。

【資料編 強風下における市街地大規模火災防ぎょ措置計画 資料 3-7】

【資料編 その他の大規模火災防ぎょ措置計画 資料 3-8】

第2節 救急救助計画

災害時には、応急手当・救急を要する者が多数発生することが予想される。また、患者が一時に医療機関に集中し、緊急に治療を施すべき重傷病者に対する応急医療救護が行き届かない事態が予想され、それらに対処するため、救急・救助に関する応急対策を実施する。

第1 方針

大地震等災害が発生した場合、倒壊家屋等による生き埋め、火災による負傷者が多数発生する。災害対策本部は、消防本部をはじめ、自主防災組織、地域住民、防災関係機関（陸上自衛隊第7普通科連隊、京都府綾部警察署、日本赤十字社京都府支部等）等の連携のもと、迅速かつ的確な応急救助活動に当たる。

第2 要員・資機材等の確保

- 1 救出・救護に必要な資機材等は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。市は、平素から消防署、消防団の器具保管場所等に救急資機材を備蓄する。
- 2 災害対策本部は、地震等災害が発生した場合、救助活動を実施するために、地域の建設事業所等から、迅速に建設機械及びその操作に従事する要員を調達する。

第3 実施計画

倒壊した家屋に生き埋めになった者等の救助活動は、時間の経過とともに救命率が急速に低下するため、迅速な対応を行う。

1 救助活動の実施

- （1）消防本部は、救助隊を編成し、陸上自衛隊第7普通科連隊及び京都府綾部警察署等とともに救助活動を行う。また、地域の自主防災組織や住民は、それらの機関の救助活動に協力し、あるいは自主的な救助活動を行う。市は、必要に応じ救助のため職員を応援に派遣するものとする。
- （2）救助活動に先立って情報収集を行い、要救助者が多いと想定される地区を重点的に救助を開始する。
- （3）救助活動には、バール、チェンソー、ジャッキ等の簡易救出器具の外、必要に応じて建設機械、梯子車等を調達して行う。
- （4）救助活動が長期に及ぶ可能性がある場合は、交替要員を配置する。
- （5）市は、平素から自主防災組織の育成に努め、救助・救急訓練を実施しておく。

2 救急活動

- （1）重傷者から、順次、救急搬送を実施する。
- （2）消防署、指定避難所等に応急救護所を必要に応じて設置し、負傷者の応急救護、医療機関への搬送を行う。なお、負傷者が多数発生している場合の応急救護所等への搬送は、必要により付近住民及び自主防災組織等の協力を求めて実施する。
- （3）救護所が設置されている場合は、診療の可否等の確認をする。その設置がない場合

- は、必要により医療救護班の早期派遣を依頼する。
- (4) 医療機関に対し、診療、収容の可否等の確認を行うとともに、情報の提供に努める。

第4 応援要請

災害対策本部は、市域で地震等災害が発生した場合、被害の状況を検討の上、必要に応じて自衛隊及び府等に対して応援要請を行う。

第5 応援部隊による救急・救助活動

消防、警察、自衛隊等の応援部隊の到着とともに、それらの機関が救助・救急活動を行う。なお、救助・救急活動を効率的に実施するため、消防署員、警察官、綾部市職員、自衛官、医師等が緊密な連携のもと、これを行う。

第6 孤立地区等からの救助

市は、交通の途絶又は山間へき地等により、陸路からの救助が困難な場合で、緊急に負傷者の救出若しくは避難者等を収容・搬送する必要がある場合は、京都府警察本部のヘリコプター等の出動要請を含め、迅速な救急・救助活動に努める。

第7 惨事ストレス対策

救出救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第8 安否不明者等の情報収集

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第3節 医療救護計画

災害により、多くの負傷者が発生し、重軽傷者が、一斉に市域の医療機関に集中した場合、緊急を要する重傷者への医療が行き届かない事態が懸念される。これを避けるため、救護所を設置し、応急医療及びトリアージ（負傷度・緊急度による患者の治療優先順位の決定）に徹するとともに、市域の医療機関は、重傷者等を中心とした医療に専念する。

第1 医療救護の対象、範囲等

1 対象者

医療を必要とする状態にあり、かつ、災害のため、医療処置を受けられなかった者であること

2 実施者

災害時における医療及び助産は、市が応急対策として実施する。災害救助法を適用した場合は、市の要請があった場合及び府が必要と認めた場合は、府が行う。また、府は、状況に応じ、国、他府県等の関係機関に対して広域的な支援の要請を行う。

3 範囲

医療救護の範囲は、応急的な次のものとする。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術、その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

4 期間

災害発生の日から14日以内

第2 助産救護の対象、範囲等

1 対象者

災害救助法による助産基準に準じて、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であり、かつ、災害のため、助産の手当てを受けられなかった者であること

2 範囲

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処理
- (3) 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

3 期間

災害発生前後7日以内に分べんした日から7日以内

第3 救護所設置のための手続き

1 情報収集

時間の経過とともに救助者の救命率が低下することから、救助された負傷者を短時間に適切な処置が取れる態勢の整備が求められる。このため、被災した負傷者数、市域の医療機関の被災状況、救護班編成の余力の有無、管内・管外を含めた収容可能病院の把握等、情報の収集に努め、的確な医療救護活動を行う。

2 医療救護班の編成

負傷者が集中的に出ている地域がある場合には、医療救護班を編成し、救護所を設置する。

- (1) 医療関係機関に対して、医師その他医療関係者の出動等を要請し、医療救護班を編成する。
- (2) 市において後方医療に徹する必要があるため、医療救護活動が困難な場合は、府知事等に対して、医療救護班の派遣を要請する。

3 救護所の設置

日本赤十字社京都府支部等の協力を得て、負傷者の多い地区周辺で安全な場所、指定避難所（学校医務室）、公民館、病院前のオープンスペース、綾部市のその他の公共施設等に救護所を設置する。

4 周 知

救護所の設置が決定されたときは、直ちに災害対策本部、医療・救助・救急関係機関に報告を行うとともに、広報車等により関係する地域住民に広報活動を行い、周知徹底を図る。

第4 医療・助産・救護活動

1 救護所での活動

後方医療機関は、重傷病者を優先的に治療することを原則とし、救護所においては、次のような活動を行う。なお、災害の状況によっては、被災地等を巡回し、医療・助産・救護活動を実施する。

- (1) 負傷者の傷害等の程度の判別
- (2) 重傷病者に対する応急措置
- (3) 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定（トリアージの実施）
- (4) 転送困難な患者に対する医療
- (5) 軽傷者に対する医療
- (6) 被災者の精神的・心理的ケア
- (7) 死亡の確認
- (8) 医療救護活動の記録、災害対策本部への収容状況等の報告

2 後方医療施設での活動

市域の医療施設を後方医療機関とし、主として次の医療活動を実施する。

- (1) 重傷病者に対する優先医療
- (2) 助産
- (3) 遺体の検案

3 その他

地震等災害時には多数の負傷者が予想されるので、次のことについても考慮する。

- (1) 既入院患者への措置
- (2) 多数来院患者、負傷者の受入れ体制の整備
- (3) 医療・救護活動に参加する医師・看護師の食料、必需品、執務時間、交替要員等への配慮
- (4) 災害対策本部と医療関係機関、府中丹東保健所及び日本赤十字社京都府支部等との連絡体制の整備

第5 傷病者搬送体制

1 搬送

被災現場から救護所及び後方医療施設への搬送は、消防団、住民、防災関係機関等の協力を得て実施する。

2 搬送方法

救護所及び後方医療施設への搬送は、救急車、公用車、調達車両等によるほか、必要に応じて担架で搬送する。

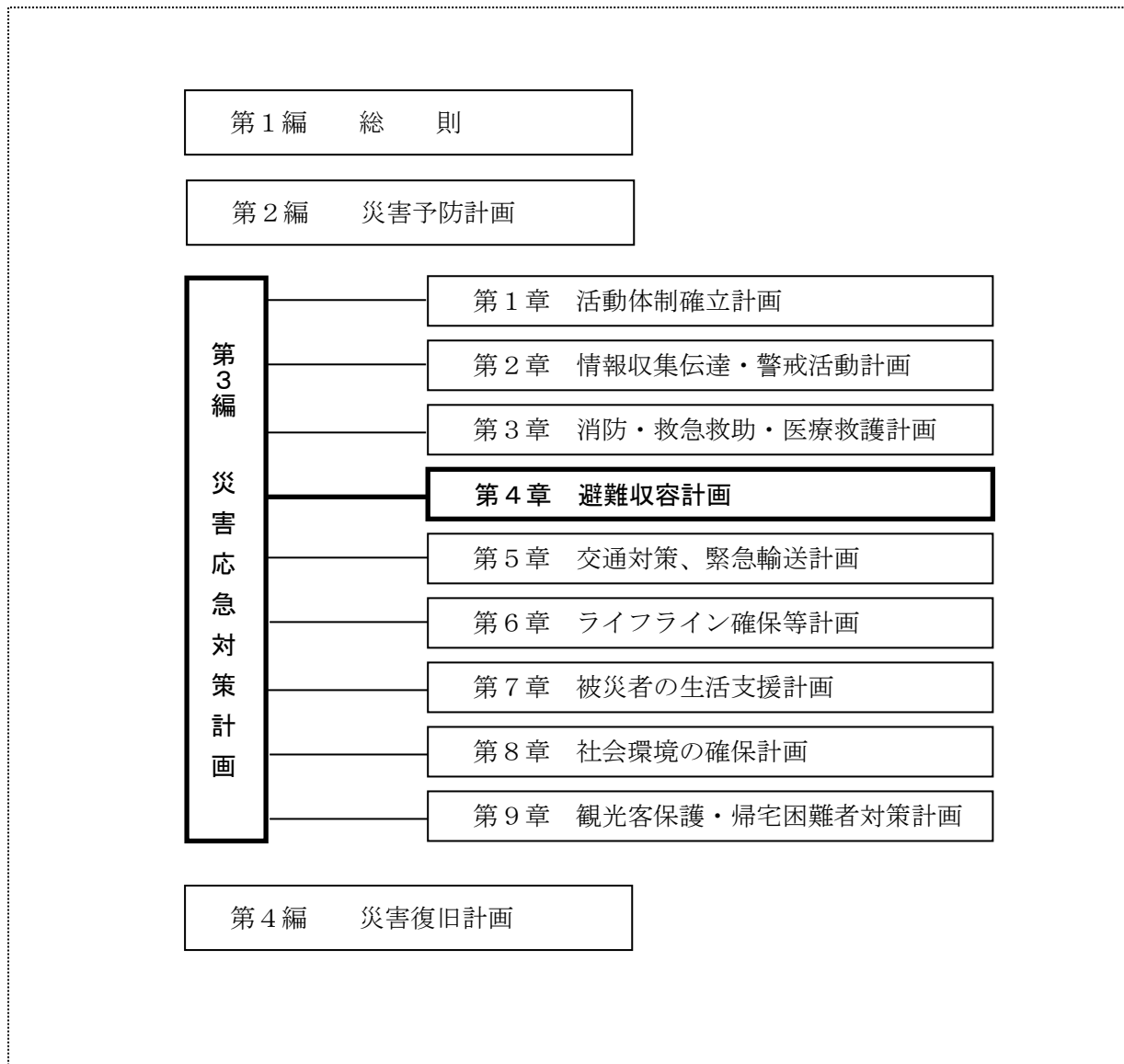
第6 医薬品・資機材の確保

医薬品・医療用資機材等については、医療救護活動においてできるだけ携行する。また、負傷者が多く、医薬品、医療資機材等が不足するときは、関係業者等から調達し、なお不足するときは、京都府に調達を要請する。

救急告示医療機関

医 療 機 関 名	診 療 科 目	住 所	電 話
綾 部 市 立 病 院	一般内科、精神科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、小児科、一般外科、整形外科、呼吸器外科、心臓血管外科、消化器外科、乳腺外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、内分泌・糖尿病内科	青野町	43-0123

第4章 避難收容計画



第1節	避難計画、避難所の開設・運営	31
第2節	要配慮者応急対策計画	43

第1節 避難計画、避難所の開設・運営

災害発生時には、市民が自らの判断で避難行動を取ることが原則である。

市民は、気象予警報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。このとき、市民は必要に応じて避難指示等発令前であっても、自主的に早めの避難行動を行うための目安に従った行動を開始することとする。また、避難指示等が発令された場合は、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。

さらに、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への自主的な避難のほか、自らの判断で上階への避難や高層階に留まる等により、計画的に身の安全を確保する屋内安全確保、また、それらの避難ができない場合は比較的安全な次善の避難場所への避難も重要である。

このため、市は、市民が自ら避難行動の判断ができるよう、台風発生情報や豪雨予測時に事前準備を呼びかけるとともに適切に避難指示等を発令し、周知を徹底することとする。

なお、事前準備の呼びかけに当たっては、事前登録によるメールや SNS、アプリケーション等を積極的に活用する。

第1 避難の指示等

1 高齢者等避難

市は、避難指示を発令する前段階において一般市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等の特に避難行動に時間を要する者に対しては、避難を開始しなければならない段階として、その避難行動支援対策と対応しつつ、高齢者等避難を発令する。

2 避難指示

市は災害が発生する恐れが高い場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。

さらに、既に災害が発生又は切迫している状況であり、指定緊急避難場所等に立退き避難することがかえって危険な恐れがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、命を守るための緊急安全確保を指示する。

なお、避難指示等の発令に当たっては、対象地域と危険が高まっている地域に限定するとともに、災害の切迫感・臨場感を住民に伝えることで避難行動を後押しするよう努める。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

夜間や暴風時の立退き避難は危険を伴うため、夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合はまだ日が明るいうちから避難情報を発令したり、暴風が吹き始める前に立退き避難が完了するように暴風警報が発表され次第避難情報を発令する等、居住者等が

安全に立退き避難をできるよう早めに避難情報を発令する。

警戒レベル	区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
警戒レベル4	指示	市長	災害対策基本法第60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示 (市は府に報告)
		知事			市長が上記の事務を行うことができないとき。	
警戒レベル4	指示 (緊急)	市長	災害対策基本法第60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、かつ急を要すると認めるとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示 (市は府に報告)
		知事			市長が上記の事務を行うことができないとき。	
		警察官	災害対策基本法第61条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認める場合で、市長が指示できないと認めるとき又は市長から要求があったとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示 (市に通知)
		知事、その命を受けた職員又は水防管理者	水防法第29条	洪水について	洪水の氾濫により著しい危機が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示(水防管理者のときは、当該区域を管轄する警察署に報告)
		知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条	地すべりについて	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示(当該区域を管轄する警察署に報告)
		警察官	警察官職務執行法第4条	災害全般について	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において、特に急を要するとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。 (公安委員会に報告)
		災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	自衛隊法第94条	災害全般について	上記の場合において、警察官がその場にいないとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。 (防衛大臣の指定する者に報告)

3 避難指示等の内容及び周知

(1) 伝えるべき内容

避難指示等の場合、市民に伝えるべき内容は、次のとおりである。

- ① 避難対象地区
- ② 避難指示等の理由及び原因
- ③ 適切な避難のあり方(立退き避難、屋内安全確保又は緊急安全確保)
- ④ 避難先(場所)

⑤ 避難経路

⑥ その他必要な事項（避難に際しての注意事項、携行品など）

（2）避難指示等の周知

自治会、消防団等の協力を得て、次の方法により周知徹底を図る。なお、情報の伝わりにくい高齢者、障害者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行う。

① 自治会への電話連絡

② 防災行政無線、防災ラジオ、メールマガジン、エリアメール（緊急速報メール）、FMあやべ等による広報

③ 広報車による広報

（3）サイレン信号による伝達

サイレンによる避難信号は次による。避難信号はあらかじめ周知徹底しておくものとする。

避難情報の種類	サイレンによる吹鳴パターン
高 齢 者 等 避 難	10秒吹鳴～15秒休止～10秒吹鳴～15秒休止
避 難 指 示	10秒吹鳴～5秒休止～10秒吹鳴～5秒休止
緊 急 安 全 確 保	60秒吹鳴～5秒休止～60秒吹鳴～5秒休止

発信方法 ・信号は適宜の時間継続すること。

・危険が去ったときには、口頭伝達により周知させるものとする。

4 避難指示等の発令基準

（1）避難指示等は、市長又は水防管理者もしくはその他の実施者が事態に応じて行い、当該指示等をした旨を速やかに関係機関に通報する。なお、緊急の場合以外は、原則として実施者相互の連絡協議のもとに行うものとする。

（2）市長は避難指示等を行った場合その旨知事に報告する。また避難の必要がなくなったときは速やかにその旨を公示するとともに知事に報告する。

（3）避難指示等の一般基準

避難指示等の基準は、原則として次のような事態になったときに発するものとするが、具体の発令基準は、別途定める「綾部市避難情報等の判断・伝達マニュアル」によるものとする。

① 河川の氾濫や堤防の決壊等の危険が予想されるとき（浸水想定区域や過去の浸水箇所等）

② 山崩れ、崖崩れ等土砂災害の危険が予想されるとき（土砂災害警戒区域急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流等）

③ 同時多発火災等で、延焼の危険のあるとき

④ 危険物災害発生のおそれがあるとき

⑤ その他避難を必要とするとき

避難指示等により立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動

警戒レベル／避難情報	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	高齢者等避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

注1 立ち退き避難：災害リスクのある区域等の居住者等が災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること。

屋内安全確保：災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、計画的に上階への移動や高階層での待機をすること。

注2 必ず発令されるとは限らない。

＜「避難情報に関するガイドライン」より抜粋＞

避難指示等の発令参考情報（河川の氾濫等）

レベル相当情報	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の中小河川、内水等
河川の性格	・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が可能な河川	・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が困難な河川	・左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川、又は水路等
警戒レベル3 高齢者等避難	・氾濫警戒情報（洪水警報）【警戒レベル3相当情報】が発表されたとき（※1） ※1 氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達することが見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき	・避難判断水位に到達したとき（※1） ※1 上流の降雨状況や降雨予測等による洪水発生の可能性にも考慮	・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い

警戒レベル4	避難指示	・氾濫危険情報（洪水警報）【警戒レベル4相当情報】が発表されたとき（※2） ※2 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき ・堤防の決壊につながるような漏水等の発見	・氾濫危険水位（特別警戒水位）（※2）に到達したとき（※3） ※2 氾濫発生水位から一定時間（※4）の水位変化量を差し引いた水位避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 ※3 上流の降雨状況や降雨予測等により、危険水位に達しないことが明らかである場合を除く ※4 避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間	・近隣で浸水が拡大 ・排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる
警戒レベル5	緊急安全確保	（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） ・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見 ・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故） （災害発生を確認） ・堤防が決壊、越水・溢水の発生（水防団からの報告等により把握できた場合） ・氾濫発生情報（洪水警報）【警戒レベル5相当情報】が発表されたとき（※3） ※3 洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき ※災害が発生直前又は既に発生しているおそれを理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、災害発生を確認しても警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り繰り返し居住者等に伝達することに注力すること。	（災害が発生直前または既に発生しているおそれ） ・堤防の決壊につながるような漏水や亀裂等を発見 ・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故） （災害発生を確認） ・堤防が決壊、越水・溢水の発生（水防団からの報告等により把握できた場合） ※災害が発生直前又は既に発生しているおそれを理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、災害発生を確認しても警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り繰り返し居住者等に伝達することに注力すること。	（災害が発生直前または既に発生しているおそれ） ・排水先の河川の水位が高くなり内水ポンプの運転停止、水門閉鎖 （災害発生を確認） ・近隣で浸水が床上に及んでいる ※災害が発生直前又は既に発生しているおそれを理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、災害発生を確認しても警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り繰り返し居住者等に伝達することに注力すること。

（注）水位が堤防の天端高に近づくなど特に越水が差し迫った場合、樋門が閉鎖されポンプ閉鎖され稼働していない場合、ダム異常洪水時防災操作の事前連絡があったときや下流に甚大な被害が発生すると予測された場合など、特に災害発生のおそれが高いと考えられる場合は、すでに避難指示が発令されている場合であっても、再度発令することを含め、速やかに住民に警戒レベル4の情報を提供する。

避難指示等の発令参考情報（土砂災害）

レベル相当情報		土砂災害警戒区域（もしくは土砂災害危険箇所）
警戒レベル3	高齢者等避難	- 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「警戒（赤）」【警戒レベル3相当情報】と判定された場合 - 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報】に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 - 近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化）が発見された場合
警戒レベル4	避難指示	- 土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】が発表された場合 - 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 - 土砂災害警戒判定メッシュ情報で「危険（紫）」【警戒レベル4相当情報】と判定された場合 - 土砂災害の前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生、山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合
警戒レベル5	緊急安全確保	（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） - 土砂災害警戒情報システムにおいて、実況で土砂災害警戒情報基準線（CL）を超過した場合 - 土砂災害警戒判定メッシュ情報で「災害切迫（黒）」と判定された場合 （災害発生を確認） - 土砂災害が発生した場合

第2 避難の誘導

避難行動は住民が自らの判断で行うことが原則であるが、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。

市は、災害時には、避難行動要支援者本人（及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意の有無にかかわらず、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

1 避難準備

（1）市民の避難

市民の誘導は、警察官、消防職員、消防団員、自治会及び自主防災組織等の協力を得て行い、次の事項に配慮する。

- ① 避難に際しては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行う。
- ② 避難者は、可能な限り3日分の食料、飲料水（水筒等）、手拭、毛布等の日用品、携帯ラジオ、照明器具、救急薬品等を携行する。

- ③ 避難者は、できるだけ氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型を記入したもので、水にぬれてもよいもの）を準備する。
 - ④ 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替え、防寒雨具を携行する。
 - ⑤ 家具類等の大量の荷物は、持ち出さない。
 - ⑥ 平素から用意しておく物品等は、「非常持出し」と表示した袋等に入れ、迅速に持ち出せるようにしておく。
- (2) 学校、事業所等における誘導
- 学校、事業所、その他多数の人が集まる場所における地震発生による避難誘導は、原則として施設管理者等が実施する。
- (3) 交通機関等における誘導
- 交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災計画、避難計画に基づいて実施する。
- 2 避難者の誘導
- 市は、警察、自衛隊等防災関係機関や自主防災組織等の協力を得て、次の事項に留意して市民の避難誘導を実施するものとする。
- (1) できるだけ自治会、職場、学校等を単位とした集団避難を行う。
 - (2) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦及び傷病者等を優先して避難させる。
 - (3) 避難経路は、周囲の状況等を的確に判断して、できるだけ安全な経路を選定する。
- 3 避難方法
- 市民は、次の事項に留意して避難を行うものとする。
- (1) 二次災害等で火災が発生したときは、風向、風速、木造住宅の密集状況等から判断して、より安全な避難路、避難場所へ避難する。
 - (2) 高齢者、障害者、幼児など要配慮者の安否確認、移動補助等を行いながら、できるだけ自治会、町内会単位の集団で避難するものとする。
 - (3) 避難は、原則として徒歩で行うものとする。自動車は、道路混雑の原因ともなるので利用しない。また、自転車等も道路の損壊等により危険があるので、できるだけ利用しない。
- 4 移送の方法
- (1) 孤立集落又は避難途中で危険がある場合、又は高齢者、傷病者等の要配慮者のように通常的手段では避難できない住民は、車両、船等を利用して移送する。
 - (2) 車両等による移送も困難な場合は、ヘリコプターによる移送も検討する。
- ① 避難道路の選定
 - (ア) 避難道路には、警察官、消防団員等を配備する。
 - (イ) 必要に応じ、誘導標識、誘導灯、誘導柵を設置する。
 - (ウ) 道路上の障害物を除去する。
 - ② 避難者の確認
 - (ア) 避難の指示を発した地域に対しては、避難終了後、速やかに警察官、消防団員

等による巡視を行い、避難に遅れた者等の有無の確認に努め、その救出を行う。

- (イ) 避難の指示に従わない者については、説得に努め、状況に応じては、強制措置を講ずる。

第3 指定避難所の開設

1 指定避難所の開設

災害対策本部は、災害の状況により必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図り、被災者を収容保護する。災害救助法を適用した時は、知事の通知に基づき市が実施する。

指定避難所だけでは、施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお、避難所の開設に当たっては、指定避難所のほか、災害の状況に応じ、土砂災害や浸水被害のおそれのない場所の施設を選定するとともに、あらかじめ施設の安全性を確認する。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を開設するとともに、被災地以外にあるものを含め、民間賃貸住宅、ホテル・旅館等を実質的な福祉避難所として開設する等、多様な避難所の確保に努める。

なお、市は、京都府が京都府旅館ホテル生活衛生同業組合との間で締結した「災害等の発生時における宿泊施設提供等による支援協力に関する協定」に基づき、避難を必要とする地域住民や要配慮者等に対して、旅館・ホテル等の宿泊施設の一部を緊急的かつ一時的に避難する場所として提供できるよう京都府と連携を図る。

2 避難所開設の報告

- (1) 市長は、避難所を開設したときは、直ちに知事に対して、次の事項を報告する。

- ① 避難所開設の目的
- ② 避難所開設日時、場所及び施設名
- ③ 収容状況及び収容人員
- ④ 開設期間の見込み
- ⑤ その他参考となる事項

- (2) 避難所の責任者は、収容者を確実に把握し、一定時間ごとに、災害対策本部に対して、次の事項を報告する。

- ① 避難所収容者名簿
- ② 避難所開設日誌
- ③ 物品出納簿
- ④被災者救助明細書

3 避難所開設の広報

避難所を開設した場合は、速やかに住民に対して広報を行う。

4 避難所の指定及び避難者の収容

災害時における避難所として、学校及び公民館等の各種公共施設並びに民間施設を指

定し、防災マップの全戸配布等により、あらかじめ市民に周知徹底しておくとともに、災害の程度・状況に応じて、公営住宅、公的宿泊施設、その他未指定の公共施設、神社、寺院、公民館及び仮設テント等を避難所とし、避難者を収容の上、保護する。

5 避難所の運営管理

(1) 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市は、避難所の運営に関し、開設が長期化した場合に備え、あらかじめ自治会との負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による自主的な運営等を含む運営方法等についてのルールを明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

(2) 避難所ごとに、そこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、府等への報告を行う。

また、在宅での避難者については、高齢者、障害者等多様な属性を持つと想定されることから、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害者福祉事業者等は、被災者台帳、避難行動要支援者名簿等を活用しながら、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、市町村に提供するものとする。

(3) 避難所における生活環境に注意をはらい、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設等の有無及び利用頻度、医師や看護師、保健師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康管理や避難所の衛生状態の把握に努め、心身の健康問題の悪化防止や感染症等の疫病予防のため、必要な措置を講じるよう努める。

併せて、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(4) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。また、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

(5) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談

窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- (6) 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、地域の実情や他の避難者の心情等について勘定しながらあらかじめ定めた受入方法により、住民票の有無等に関わらず適切に受入れるものとする。
- (7) 市及び府は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (8) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- (9) 市は、避難者の情報手段確保のため、「災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定」に基づき特設公衆電話を設置する。

第4 避難者への情報伝達

被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、各機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報等については、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるように努める。

第5 浸水想定区域等における避難対策

1 警戒避難体制の整備

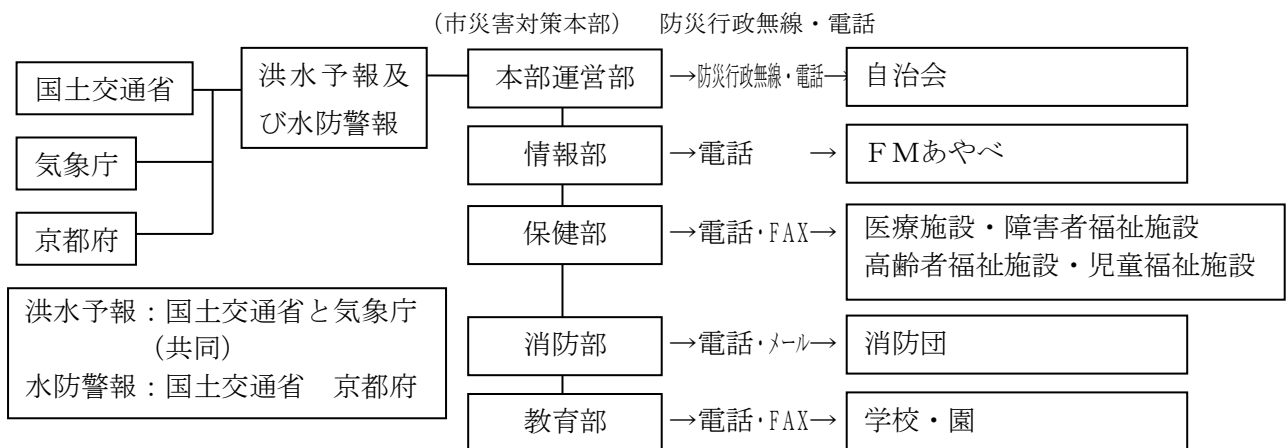
浸水想定区域ごとに、水害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助、その他水害を防止するために必要な避難体制の整備を行う。

2 浸水想定区域等の周知

浸水想定区域、水害に関する情報の伝達方法、浸水のおそれがある場合の避難に関する事項、その他浸水想定区域における円滑な警戒避難を確保する上で重要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

3 要配慮者対策

浸水想定区域内にある主として高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者が浸水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められている施設及び当該施設への避難情報等の伝達方法は次のとおりとする。



浸水区域に所在する要配慮者施設等の一覧は資料編に記載。

【資料編 浸水想定区域内の要配慮者施設 資料 3-10】

第6 土砂災害警戒区域等における避難対策

1 警戒避難体制の整備

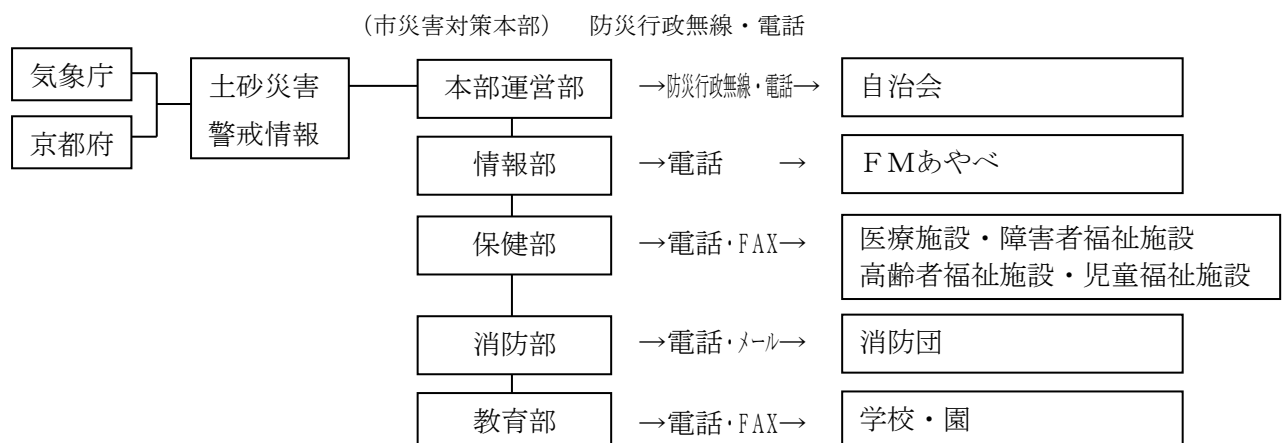
土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助、その他土砂災害を防止するために必要な避難体制に関する事項を行う。

2 土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害警戒区域、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で重要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

3 要配慮者対策

土砂災害警戒区域内にある主として高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者が土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められている施設及び当該施設への土砂災害警戒情報等の伝達方法は次のとおりとする。



土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者施設等の一覧は資料編に記載。

【資料編 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設 資料 3-11】

第7 車中泊避難対策

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。

また、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）として位置付けられた施設管理者は、車による避難を受入れる。

市は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。また、指定避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。

また、必要に応じて、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）の開設を要請する。

第2節 要配慮者応急対策計画

災害時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する要配慮者は、避難等に特別な配慮が必要な上、災害後の生活においても支障を生じることが予想されるため、これらの者に対して十分配慮した応急対策を実施する。

また、言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に必要な情報が伝わりにくく、避難等に支障を生じることが予想されるため、在住外国人と訪日外国人では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に十分配慮する。

第1 在宅の要配慮者の避難

1 災害発生時の避難行動要支援者の避難誘導、安否確認等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は府との連携のもとに、避難行動要支援者本人（及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意の有無にかかわらず、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やNPO・ボランティア等の協力も得て、避難行動要支援者の避難誘導、安否確認を行う。

また、避難所の調査を実施し、避難行動要支援者の所在確認を行う。

2 在宅の要配慮者に対しては、必要に応じ、福祉避難所等への誘導、社会福祉施設等への緊急入所等の対策を講ずる。

第2 社会福祉施設等の被災状況等の把握

災害対策本部は、老人ホーム等の入所施設について、京都府中丹広域災害対策・警戒支部と連携し、被災状況を把握する。また、保育所等の通所施設については、その被災状況について把握するとともに、これを京都府中丹広域災害対策・警戒支部へ報告する。

なお、把握を要する被災状況は、次のとおりである。

- (1) 施設入所者の被災状況
- (2) 施設・設備の被災状況
- (3) 他施設等からの被災者の受入れ可能人数
- (4) ライフライン・食料等に関する情報

社会福祉施設等は、平常時から災害時を想定した通信手段の確保に努める。

第3 社会福祉施設等の要配慮者の避難等

1 移送措置

施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等により、社会福祉施設の機能がマヒし、その使用が困難になった場合は、他の社会福祉施設に移送等の必要な措置を講ずる。

2 支援要請

社会福祉施設が被害を受け、多くの要配慮者が、市域のこれら施設に入所できない場合は、京都府中丹広域災害対策・警戒支部又は京都府災害対策本部に対し、要配慮者の

移送先のあつせんを要請する。

3 在宅要配慮者の受入れ

災害対策本部は、避難所又は自宅等で、介護等を要する被災者を発見した場合は、府災害対策本部、近隣市町村、近隣社会福祉施設、市社会福祉協議会等の関係機関と協力し、受入れ可能な社会福祉施設への移送等を行う。

4 社会福祉施設の体制

社会福祉施設は、平常時から災害を想定した防災計画の策定・訓練を実施するとともに、地域の自主防災組織、地域団体、N P O ・ ボランティア等との地震災害に備えた連携を強化するとともに、一定量の食料・飲料水・医薬品の備蓄等にも努め、入所者及び要配慮者のため、万全を期すものとする。

第4 高齢者に係る対策

1 高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを把握するため、市及び府は、災害ボランティア等の協力も得て、避難所における相談体制の整備及び在宅の高齢者の訪問相談を実施する。

2 市及び府は、高齢者のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。

3 市及び府は、管内の老人福祉施設等と連携し、高齢者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。

また、高齢者のうち重度要介護者については、府内及び近隣府県の老人福祉施設等への緊急入所の対策を講じる。

4 市及び府は、避難所及び仮設住宅の設置に当たっては、段差の解消など高齢者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

第5 障害者に係る対策

1 市及び府は、避難所運営のための資材として、障害者用トイレ、車いすなどの福祉機器、視覚障害者や聴覚障害者のための情報伝達機器（ラジオ・F A X、文字放送テレビなど）を確保し、必要に応じ、速やかに避難所に提供する。

2 市及び府は、手話通訳者等の意思疎通支援従事者とも連携し、視覚障害者や聴覚障害者との情報伝達システムの確立を図る。

3 市及び府は、避難所及び在宅障害者の調査により、手話通訳やガイドヘルパーなどのサービスのニーズを把握し、必要な人員を確保し、サービスの提供に努める。

4 市及び府は、管内の障害者福祉施設と連携し、障害者に必要な保健福祉サービスが速やかに提供できる体制の確保に努める。

また、重度障害者については、府内及び近隣府県の障害者支援施設等への緊急入所等の対策を講じる。

第6 乳幼児に係る対策

1 市は、ほ乳瓶、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保し、提供する。この場

合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請する。

- 2 市及び府は、避難所の責任者からの通報体制の確立等により、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。

要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握のうえ、親族等に情報提供し、状況に応じ府に協力を求める。

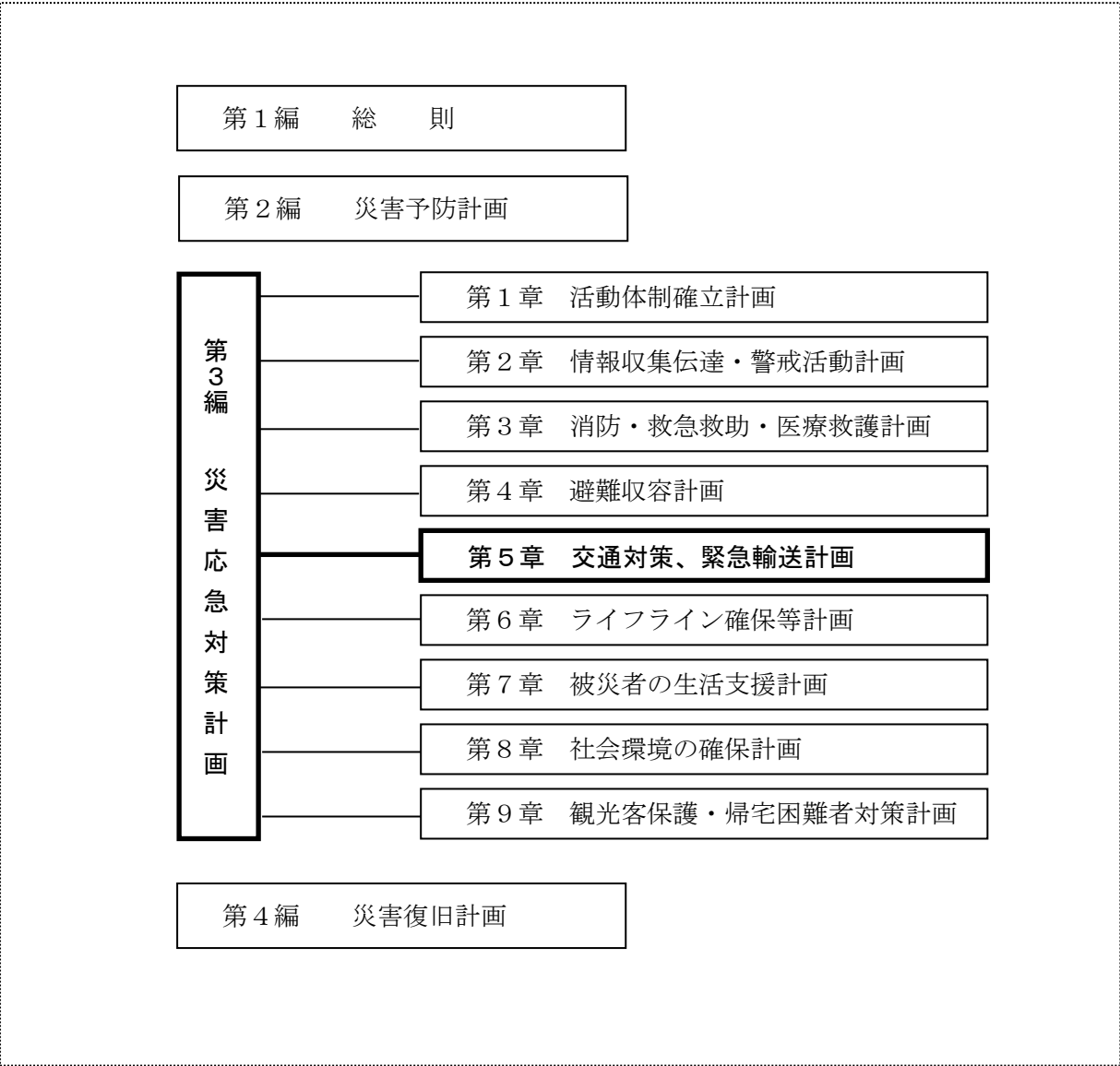
第7 妊産婦に係る対策

- 1 市は、妊産婦のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請する。
- 2 市及び府は、医療機関等の協力を得て、検診等必要な医療サービスが提供できる体制の確保に努める。

第8 外国人に係る対策

- 1 市及び府は、言語、生活習慣が異なる外国人に配慮し、ホームページや電子メール、ソーシャルネットワーキングサービス等さまざまな媒体を活用し、多言語（やさしい日本語を含む。）による情報提供に努める。
- 2 市及び府は、災害時の通訳・翻訳ボランティアとも連携して、外国人との情報伝達システムの確立に努める。
- 3 市及び府は、広報・広聴活動において、外国人にも十分配慮する。
- 4 市及び府は、避難所及び仮設住宅の設置・運営に当たっては、言語や生活習慣の異なる外国人に対し、避難生活に支障が生じることのないよう十分配慮した支援活動に努める。

第5章 交通対策、緊急輸送計画



第1節	交通対策計画	47
第2節	緊急輸送計画	52

第1節 交通対策計画

災害時の交通の確保のため、被害状況等を把握し、交通規制、道路標識等の設置、交通情報の収集、交通情報の部外広報など必要な措置を行う。

第1 道路対策のための緊急出動

1 被害状況等の緊急調査

- (1) 土木建築班は、地震等災害発生の場合、直ちに緊急出動し、緊急輸送路及び防災基幹施設等とのアクセス道（以下において「防災上重要な路線」という。）を中心に、被害状況、道路・橋梁の安全性及び道路上の障害物の状況等を緊急調査する。
- (2) 土木建築班は、自治会長又は自主防災組織等と連携をとり、住民から通報のあった道路・橋梁の危険箇所等についても、緊急に調査を行う。
- (3) 収集した道路に関する情報は、災害対策本部に報告するとともに、府災害対策本部に報告する。

2 交通対策

緊急調査等により、通行が危険な道路が発見された場合、又は緊急通行車両の通行を容易にする必要がある場合には、直ちに災害対策本部に連絡するとともに、綾部警察署（交番・駐在所）に連絡して、交通規制等の措置を講ずる。

また、道路を障害物が塞いでいる場合は、除去可能なものは応急処置を施すとともに、除去不可能なものについては、直ちに災害対策本部又は道路管理者に連絡し、その除去を指示又は依頼する。

3 道路の応急復旧等

- (1) 被害を受けた道路及び橋梁について、応急復旧を実施する。
- (2) 道路が損壊し、復旧が不可能で、他に交通の方法がない場合は、仮設道路を設置する。
- (3) 土砂崩れ等による通行障害が生じた場合は、二次災害防止に留意して、応急復旧を図る。
- (4) 路肩崩壊等の危険箇所には、標識灯等を配置する。
- (5) 必要に応じ、要員を配置して交通整理を行う。
- (6) 国及び府の管理する道路通行確保については、早期の対策を要請する。

4 応援の要請

道路の損壊が著しく、早期の応急復旧が不可能な場合は、自衛隊、府及び近隣市町等に応援を要請する。

5 市の管理しない道路等

市が管理しない道路、又はその道路が市域外にあるものであっても、その被害等が市民の生命、身体及び財産に重大な影響を与える状況にある場合は、調査、交通規制、障害物除去又は応急復旧等について、進んで必要な協力を行う。

6 交通情報の部外広報

交通情報の部外広報については、交通の規制状況及び当該交通規制に伴う迂回路又は通行の禁止制限解除の見通しについて迅速かつ適確な広報活動を行うものとする。

第2 交通規制

綾部警察署、道路管理者その他関係機関は、地震等災害が発生した場合において、必要と認められる場合、直ちに交通の安全確保のため交通規制を実施して、一般車両の乗り入れを制限し、災害応急対策活動の円滑化並びにそれに必要な人員、物資及び資機材等の輸送を確保し、あわせて、交通の混乱防止を図る。

1 実施責任者

地震等災害が発生した場合は、道路の破損、決壊その他の事由により、危険であると認められる場合等、実施責任者は、災害対策本部と密接な連携をとり、次表の区分により、区域又は区間を定めて、道路の通行を禁止又は制限をするなどの適切な処置をとる。

実 施 責 任 者		範 囲	根 拠 法
道路 管 理 者	国土交通大臣	1 道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合	道 路 法 第46条第1項
	京 都 府 綾 部 市	2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	
京都府公安委員会		1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するため、緊急輸送を確保する必要があると認められる場合	災害対策基本法 第76条第1項
京都府綾部警察署長		2 道路における危険を防止し、その他の交通の安全及び円滑を図るため、必要があると認める場合	道路交通法 第4条第1項
警 察 官		道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法 第5条第1項
警 察 官		道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

2 相互連絡

綾部警察署及び道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に通行の禁止若しくは制限の対象区域又は区間、期間及び理由を相互に通知する。

3 交通規制の実施要領

(1) 道路種別

① 市道の場合

災害対策本部本部長は、道路法（昭和27年法律第180号）に基づく交通規制が必要な道路の選定を行う。

② 市道以外の場合

急を要するため、その道路管理者に通報して規制をすることができないと認める

場合、災害対策本部本部長は、次のような応急的規制を行うが、この場合においても、できる限り速やかに道路管理者又は綾部警察署に連絡し、正規の規制が行われるよう配慮する。

(2) 迂回路の選定

各実施責任者が交通規制を行った場合は、防災関係機関と連絡協議の上、迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

(3) 標識等の設置

交通規制を行った場合は、法令の定めに基づき、規制条件等を表示した標識等を設置する。ただし、緊急を要する場合で、規定の標識等を設置することが困難なときは、必要に応じ、警察官又は関係職員が現地において指導するなどの措置を講ずる。

(4) 交通処理

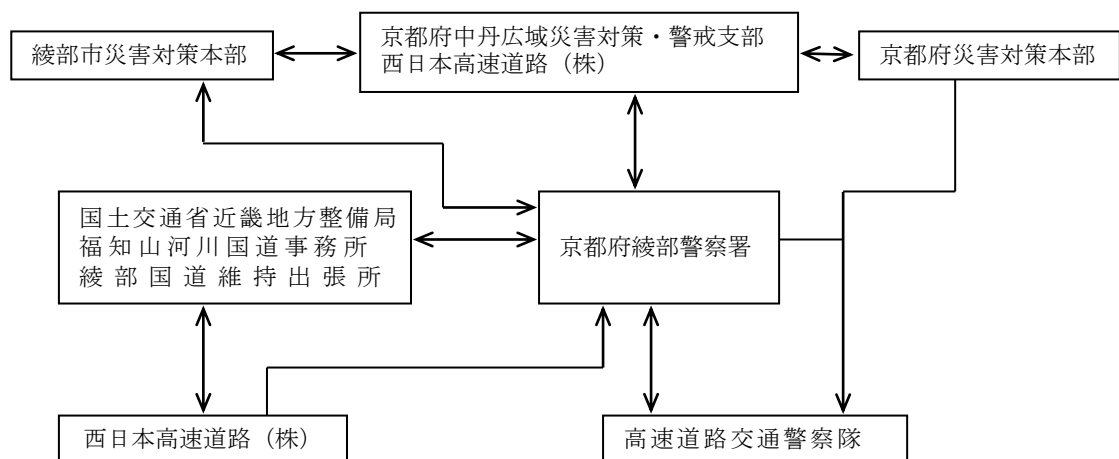
- ① 交通規制を行う地区について、パトロールカー等を重点的に配備するとともに、ロープ、柵等を使用して規制する。
- ② 交通規制が行われた場合、通行禁止車両については、速やかに区間以外又は道路以外の場所へ移動させる。ただし、移動が困難な場合は、できる限り道路の左側に沿って駐車させるなど、緊急通行車両の通行の障害とならないようにする。

4 通知・報告

交通規制を行ったときは、次の方法によって報告又は通知するものとする。

(1) 系 統

各機関における報告等は、次の系統による。



(2) 報告事項

各機関は、報告、通知等に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ① 禁止制限の種別と対象
- ② 規制する区間・区域
- ③ 規制する期間
- ④ 規制する理由
- ⑤ 迂回路その他の状況

【資料編 西日本高速道路(株)所管の高速道路の通行規制基準 資料 3-23】

【資料編 京都縦貫自動車道交通規制基準 資料 3-24】

第3 道路の障害物除去

道路管理者は、災害発生時において直ちに道路の巡視を行い、路上に散乱し、又は交通障害となっている構造物の破片、廃材及び土砂等の除去及び放置車両の移動作業を行う。

1 除去の方法

- (1) 障害物除去の実施機関は、災害発生後速やかに被害状況を調査し、状況に応じて自らの組織、労力、機械及び器具等を用い、又は土木建設業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行う。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないよう配慮して行う。
- (3) 緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して車両の運転者等に対する移動の命令、運転者の不在時等の場合には道路管理者自らが車両の移動を行う。

2 除去の優先順位

障害物の除去の優先順位は、以下のとおりである。

- (1) 避難路等住民の生命安全を確保するための重要な道路
- (2) 延焼防止のために消防隊が防御線を敷く道路等被害の拡大防止上、重要な道路
- (3) 緊急輸送上、重要な道路
- (4) その他災害応急対策活動上、重要な道路

3 府等に対する要請

市において障害物の除去が困難な場合は、府、関係機関及び他の市町等に対して応援要請を行う。

第4 緊急通行車両

- 1 災害対策基本法第 76 条の規定に基づき、府公安委員会が一定の区域又は道路区間を緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合、市は、災害応急対策用に使用する車両について、府又は府公安委員会に申し出て、緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受ける。
- 2 緊急通行車両の事前届出制度により、事前届出済証の交付を受けた車両は、交通規制実施時に確認申請があった場合、他に優先し、当該車両の使用者に対して、緊急通行車両の標章及び証明書を交付される。このため、市は、市有車両については、事前に緊急通行車両としての届出を行い、事前届出済証の交付を受けておく。
- 3 市有車両等では不足するために、市が調達した車両についても、緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受ける。

第5 道路除雪計画

豪雪による除雪は次により実施する。

1 実施責任者

道路管理者が行う。

2 除雪路線

(1) 一般市道について地元民の協力を得て除雪を実施する。

ただし、豪雪で機械力が必要な場合は関係機関と協力して、予算の事情等により主要な路線から実施する。

(2) 国道及び府道についても、当該道路管理者に除雪の協力を依頼する。

3 関係機関との協力体制

(1) 国及び府の場合には、維持管理区間の早期除雪を依頼する。

(2) 関係機関からの要請があれば、雪捨て場の設備、除雪の際の損失に対する補償の交渉、路面上にある物件に対する標示及び宿舎のあっせん等に対する協力をする。

(3) その他、輸送業者、建設業者の協力の依頼

4 除雪機械、オペレーターの動員体制

建設業者の除雪機械数を把握し、除雪の際には直ちに借上げできる体制にしておく。

5 市保有の除雪機械は、常に整備し、定位置におきオペレーターとともに直ちに出勤できる体制にしておく。

【資料編 災害対策基本法施行規則別記様式第2に定める標示 資料 3-19】

【資料編 緊急通行車両標章 資料 3-21】

【資料編 緊急通行車両確認証明書 資料 3-22】

第2節 緊急輸送計画

災害応急対策の実施に必要な要員及び物資の輸送は、災害応急対策活動の根幹となるものである。被害の状況、緊急度及び重要度等を考慮の上、緊急輸送活動のためのネットワークを組むとともに、配送拠点の設置、輸送手段、輸送要員を確保するなどにより、緊急輸送を行う。

第1 輸送計画

1 実施責任者

原則として被災者、災害応急対策要員の移送及び応急対策用資器材の輸送については市長が行うが、下記については府知事（災害救助法第30条第1項の規定により市長が行うこととした場合を除く。）が行う。

- (1) 災害救助法適用時（第30条を除く）の救助物資の輸送
- (2) その他市長と府知事が協議のうえ決定したもの

2 公用自動車の配車

配車計画については、災害対策本部本部運営部及び情報部において行い、詳細内容については災害対策本部活動計画において定める。

3 輸送又は移送の方法

原則として自動車又は鉄道によるほか人夫等の利用による輸送又は移送をする。

4 自動車の借上

- (1) 公用自動車を使用してなお不足を来す場合は、民間所有のものを借上げる。
- (2) (1) による借上げ手続きその他の必要事項は、災害対策本部本部運営部で措置する。
- (3) 輸送の万全を期するため、次に掲げる機関に対し、連絡又は必要な措置を講じ協力を要請する。

西日本旅客鉄道（株）綾部駅、日本通運（株）綾部物流センター、京都丹の国農業協同組合

5 民間自動車の借上

- (1) 公用自動車を使用してなお不足を来す場合は、活動計画に基づく各部の要請により、次の様式の借上証を自動車1台につき1枚発行する。
- (2) 借上証の発行は、一連番号により台帳に記録整理する。

6 災害救助法による輸送

- (1) 対象は次のとおりとし、費用は輸送費及び人夫賃の通常の実費とする。

ア 被災者の避難 イ 医療及び助産 ウ 被災者の救出 エ 飲料水の供給
オ 遺体の搜索 カ 遺体の処理 キ 救済用物資の整理配分

- (2) 期間 救助の実施が認められる期間内

【資料編 公用自動車の種別現有数 資料3-25】

【資料編 災害用応急自動車借上書式 資料3-26】

第2 緊急輸送ネットワーク等の確保

1 緊急輸送ネットワークの確保

緊急輸送は可能な経路と手段を結集し、可能な限りネットワーク化して行うものとし、ネットワークとして、次のものを組み入れる。

- (1) 緊急時確保路線等の道路並びに貨物自動車及び乗合自動車等の自動車による陸上輸送
- (2) 緊急ヘリポートの開設及びヘリコプターによる空輸
- (3) 交通途絶の場合の人力による輸送

2 輸送路の確保

地震等災害発生の場合、消防活動又は緊急輸送等の急を要する活動を最優先するのに必要な緊急輸送ルート、その他の主要道路の輸送路を確保する。

緊急輸送ルート

輸送ルート	設定する道路
第1次緊急輸送道路※	京都縦貫自動車道、近畿自動車道敦賀線、国道27号、主要地方道福知山綾部線、主要地方道舞鶴綾部福知山線、主要地方道綾部インター線
第2次緊急輸送道路※	国道173号、主要地方道小浜綾部線、主要地方道福知山綾部線、主要地方道舞鶴和知線、舞鶴綾部福知山線、淵垣上八田線
第3次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路・第2次緊急輸送道路と市役所、緊急消防援助隊・自衛隊等の集結場所、ヘリポート等を結ぶ道路
市内	第1次緊急輸送道路・第2次緊急輸送道路・第3次緊急輸送道路と府・市が指定した防災拠点を結ぶ道路
その他	必要に応じ、対策本部が定める道路

※ 京都府等が緊急輸送道路として指定している路線

3 航空交通の確保

陸上の輸送が不可能な場合は、ヘリコプター等の航空機の使用について、府に調達・あっせんを要請する。また、あらかじめ指定したヘリコプター緊急離着陸地の中からヘリポートを開設し、府及び防災関係機関にその周知徹底を図る。

4 鉄道輸送

道路の被害等により自動車輸送が困難なとき、あるいは他府県等の遠隔地において物資・資機材等を確保したときで、鉄道輸送が可能な場合は、鉄道管理者に要請し、物資・資機材等の輸送を実施する。

5 人力による輸送

地震等災害による道路被害が大きく、輸送機関の機能がマヒ状態になり、又は一層の輸送力の増強が必要な場合には、人力による輸送を実施する。

第3 物資配送センター

物資配送センターは、指定避難所、社会福祉施設等の被害者の救援に必要な食料、生活必需品等の物資（備蓄等も含む）の需要を把握し、その手配、調達、保管、指定避難所等への配送を行う拠点である。

物資配送センターは、緊急輸送路に近接している箇所であることを基本的な要件とし、その候補地を検討するものとする。また、物資配送センターについては、施設の耐震性の確保に努める。

第4 輸送手段及び陸上輸送要員の確保

1 車両等の調達

公用車を効率的に管理し、各班の要請に基づき、配車計画を作成する。その際、道路交通法施行令第13条に基づく「緊急自動車」の効率的配車に努める。公用車では対応が困難な場合や特殊車両等については、必要に応じて京都府トラック協会綾部支部等の関係団体や民間輸送業者等から借り上げを実施する。

2 燃料の調達

公用車、借上車両のすべてに必要な燃料の調達を行う。

3 車両等の配車・運用

（1）配車の請求

各部各班において車両を必要とする場合は、目的、車種、積載量、台数、引渡場所、使用日時、使用期間、必要要員数、作業種別等を明示の上、本部運営部に請求する。

（2）配車計画

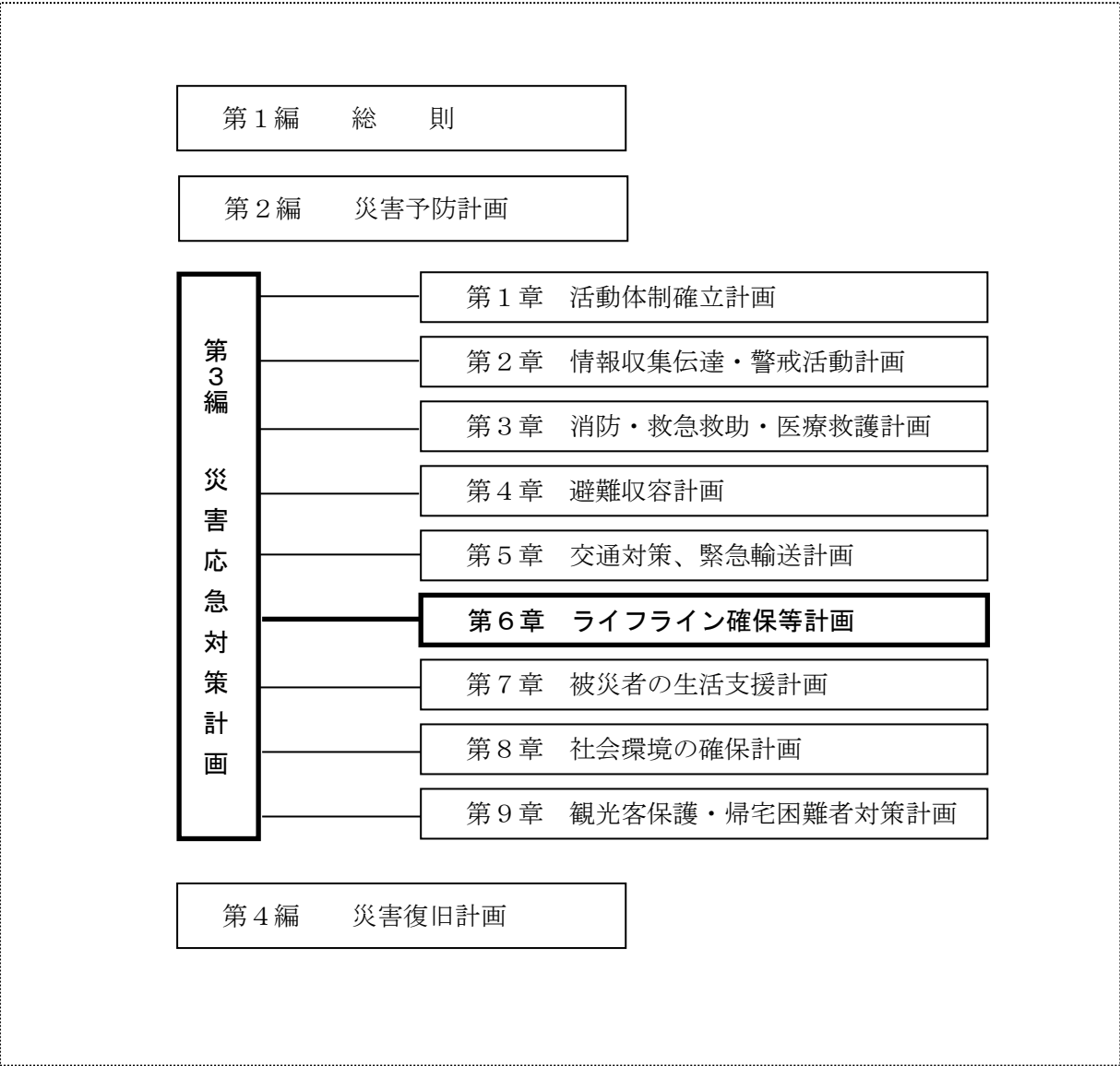
本部運営部は、緊急度、用途、必要とされる運搬力、走行性能等を考慮し、各班からの要請に対応する配車計画を作成した上で、配車を実施する。

4 輸送協定の締結

地震等災害により緊急に車両が必要になる場合に備え、京都府トラック協会綾部支部等の関係団体及び民間輸送業者等と事前に協議を行い、あらかじめ災害時に関する輸送協定の締結を行っておくものとする。

【資料編 ヘリポート一覧表 資料3-12】（再掲）

第6章 ライフライン確保等計画



	第1節	公共施設等応急復旧計画	56
	第2節	ライフライン等応急復旧計画	57
	第3節	農林水産業施設応急対策計画	61
	第4節	水防活動計画	63

第1節 公共施設等応急復旧計画

道路、河川などの公共土木施設や病院、社会福祉施設などの公共施設は、市民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであるため、迅速に機能回復に必要な応急措置を行うものとする。

第1 道路施設

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保に努める。この場合、被害の拡大が予想され二次災害の可能性のある箇所、緊急輸送道路に指定される路線等を優先する。

第2 河川管理施設

- (1) 河川管理者は、その管理する河川について、早急に被害状況を把握し、河川管理施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。
- (2) 河川管理施設が被害を受けたときは、必要に応じて、警察署等に状況を連絡するなど、二次災害の防止に努める。

第3 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

土砂災害防止施設について、危険性が高いと判断されるときは、関係機関や地域住民に周知するとともに、管理者である府に連絡し、応急工事を要請する。

第4 鉄道施設

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、速やかに応急復旧を行い、輸送業務の早期復旧を図るものとする。

第5 病院、社会福祉施設等公共施設

市及び府は、その所管する施設に関する被害状況等を把握するとともに、施設管理者に対して、災害時における施設の機能確保及び利用者等の安全確保のため、必要な応急措置、応急復旧等について指導を行う。

第6 廃棄物処理施設

- 1 市は、災害による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、仮集積場の候補地の選定等を行う。
- 2 市は、一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、処理機能に支障があるもの、二次災害のおそれがあるものなどについては、速やかに応急復旧を行う。

第2節 ライフライン等応急復旧計画

公共施設及びライフラインとして重要な電気、電話、ガス及び上下水道施設が、災害により被災した場合には、被害状況を迅速に調査し、諸施設が安定して機能するよう応急措置を講ずるとともに、二次災害を防止する。

第1 上水道施設

1 組織及び参集

市は、災害発生時、平常時組織から切り替える災害時組織をあらかじめ明確にしておくとともに、震度階等に応じた自主参集体制を職員に周知徹底しておく。これにより、震災発生とともに、直ちに上水道に関する応急対策活動を行う。

2 震災時等の応急措置

- (1) 各水道施設の被害調査を行う。
- (2) 被害の状況に応じて、配水の停止等の必要な措置を講ずる。
- (3) 綾部管工事業協同組合の協力を得て、被害箇所の修理を行う。
- (4) 必要に応じて、仮設配管を実施して応急給水に努める。

3 復旧活動の実施

- (1) 被害状況の調査に基づき、復旧計画を作成する。
- (2) 基幹施設の復旧を優先し、逐次、末端の施設の復旧を図る。
- (3) 復旧に当たっては、道路管理者・ガス・下水道管理者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

4 資機材・車両・人員等の確保

必要な資機材及び車両等については、市所有のものを使用し、状況に応じて緊急修繕等委託業者から調達する。また、人員についても、市職員を動員するほか、関係機関職員及び緊急修繕等委託業者等の応援を求める。

5 災害時の広報

市民に対し、適時、破損箇所、注意事項及び復旧作業の状況等の広報を行う。

第2 下水道施設等

1 組織及び参集

市では、震災等災害発生時、平常時組織から切り替える災害時組織をあらかじめ明確にしておくとともに、震度階等に応じた自主参集体制を職員に周知徹底しておく。これにより、震災発生とともに、直ちに公共下水道又は農業集落排水に関する応急対策活動を行う。

2 震災時等の応急措置

- (1) 綾部浄化センター・綾部第2浄化センター・各農業集落排水処理場の建物、処理施設及び施設機器の被害状況を調査する。

- (2) 管渠上部道路の陥没及び亀裂等の被災状況を調査する。
- (3) 目視あるいはテレビカメラによるモニタリングを行い、管渠内の被害状況を調査する。
- (4) 調査結果に基づき、道路陥没部への土砂投入、危険箇所の通行規制、可搬ポンプによる排水等、緊急的な措置を講ずる。

3 復旧活動の実施

被害状況調査の結果に基づき、復旧計画を作成する。また、本格的な復旧活動を実施するまでの間、下水処理機能を暫定的に確保するため、次の措置を講ずる。

- (1) 綾部浄化センター・綾部第2浄化センター・各農業集落排水処理場は、暫定機能を確保するための必要な措置を講ずる。
- (2) 管路施設では、土砂の浚渫、可搬ポンプによる排水、管渠の修理等、排水機能の確保に努める。
- (3) 復旧に当たっては、道路管理者・ガス・水道管理者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

4 資機材・車両・人員等の確保

- (1) 必要な資機材及び車両等は、市所有のものを使用し、状況に応じて民間業者等から調達する。
- (2) 復旧作業要員は、市職員を動員する外、関係機関職員及び民間業者の応援を求める。

5 災害時の広報

市民に対し、適時、破損箇所、排水禁止区域及び排水不可等の場合の措置並びに復旧作業の状況等の広報を行う。

第3 電力供給施設

災害により電力施設が被害を受けた場合、関西電力送配電株式会社が、次のように応急対策及び復旧活動を実施する。

1 災害時の広報

停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。また、公衆関連事故や電気火災を防止するために広報活動を行う。

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

2 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

3 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

4 復旧優先順位

災害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果が最も大きいものから復旧することを基本とする。

第4 電話施設

地震により電話線等の電話施設が被災した場合、西日本電信電話(株)京都支店が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

1 震災時の応急措置

- (1) 公共機関等の通信を確保するため、移動無線車、可搬型無線機等を使用して臨時回線を設置する。
- (2) 指定避難所、救護所等に公衆電話を特設する。
- (3) 通信が著しく困難な場合、公共機関の通信を優先させるための規制措置をとる。特に、震災に関する通信については、災害時優先電話を利用するとともに、非常通信、緊急通報、緊急扱いの電報を他の通信に優先して取り扱う。
- (4) 携帯電話の回線の確保に努める。
- (5) 速やかに「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言Web171」などの安否情報伝達サービスの運用を開始する。

2 復旧活動の実施

地震等災害により被災した通信回線の復旧に当たっては、電気通信施設等の機能、形態を被災前の状態に復するが、早期復旧を前提に被害再発を防止できる改良工事が可能であれば、設備拡張、改良工事を折り込んだ次の復旧工事を行う。

- (1) 原状に復する工事を行う。
- (2) 被害を受けた原因を分析し、それぞれの原因に応じた改善措置を講ずるとともに、必要な防災設計を折り込んだ復旧工事を行う。
- (3) 被災していない営業エリアから社員の動員、機材の調達等を行い、できる限りの早期復旧を目指し、被害状況の調査に基づいて復旧計画を立てる。

3 災害時の広報

広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示及びチラシ等を使用し、次の内容の広報を行う。

- (1) 通信途絶、利用制限の理由及び内容
- (2) 復旧に対してとられている措置及び復旧見込時期
- (3) 通信利用者に協力を要請する事項
- (4) その他必要な事項

第5 プロパンガス施設

地震等災害により家屋が倒壊し、ガス洩れ事故等の発生のおそれがある場合、京都府エルピーガス協会綾部支部が、応急対策及び復旧活動を実施する。

1 震災時の応急措置

- (1) 被害状況の調査・ガス設備の安全点検を実施し、二次災害防止のための供給遮断・周辺住民への避難要請等危険防止措置をとる。

- (2) 倒壊家屋等からボンベを搬出し二次災害の防止に努める。
- (3) 避難所等に代替燃料等を供給する。

2 ガス供給の再開

販売事業者は、個別点検等の二次災害発生の防止措置を講ずるとともに、ガス使用者に供給再開の旨を周知させた後に、ガスの供給再開を行う。なお、この場合、消防機関と協議する。

3 災害時の広報

広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示、チラシ等を使用し、次の内容の広報を行う。

- (1) ガス臭気の有無確認のお願い
- (2) ガス機器の安全確認等のお願い
- (3) ガスボンベ等の安全点検の実施状況

第6 石油施設

地震等災害により店舗の倒壊や石油タンクからの石油洩れ事故等の発生のおそれがある場合、京都府石油商業組合綾部支部が、応急対策及び復旧活動を実施する。

1 震災時等の応急措置

- (1) 被害状況の調査及び石油設備の安全点検を実施し、二次災害防止のための供給遮断、周辺住民への避難要請等の危険防止措置を講ずる。
- (2) 石油タンク等からの石油の流出を防止し、二次災害の防止に努める。

2 災害時の広報

広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示、チラシ等を使用し、次の内容の広報を行う。

- (1) 石油施設付近での火気使用厳禁のお願い
- (2) 身近な石油機器の安全確認等のお願い

第3節 農林水産業施設応急対策計画

災害が発生した場合、農林水産業施設の被害状況を速やかに調査し、実態を把握するとともに被害の早期回復を図る。

第1 農業用施設応急対策

被害の状況を速やかに把握するとともに、関係機関・地元住民と協力し、必要な措置をとる。また、被害を受けなかった施設の管理者は、災害対策本部から要請があった場合、農道の緊急通行、農業用水・飲料水・消火用水としての利用等に協力する。

1 応急対策

対象農業用施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ、施設の管理者に対して必要な修理を実施させるとともに、事後の復旧が早期に行われるよう指導する。

(1) 施設管理者は、被害情報伝達対象農業用施設が損壊し、出水等により広範囲にわたり住民若しくは家畜の生命に危険がある場合、速やかに関係機関と連絡を取り、区域全体の総合調整に基づく施設の応急対策を実施する。

① 被害情報伝達対象農業用施設は、綾部市又は土地改良区等が管理している施設とする。

② 応急工事

復旧に急を要する箇所については、農地農業用施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に、同事業事務取扱要綱の規定に基づき、農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い、応急工事に着手する。

③ 応急対策のための支援要請

施設が被災したとき、又は施設が危険な状態になったとき、被災施設等を管理する土地改良区理事長は、被災等の程度に応じて、自主防災組織、施設機器メーカー、建設業者等に要請を行い、応急対策に当たるものとする。

(2) 農業用ため池については、災害対策本部は、震源地情報を基に、危険度の高いため池について、関係機関に連絡の上、点検を指示する。

(3) 復旧する必要がある施設について早急に調査を行い、被害報告を行うとともに、被害の程度に応じ、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づく災害査定を受けるものとする。

第2 畜産施設応急対策

地震等災害発生による畜舎及び管理施設の破壊、家畜の逃亡、家畜の死亡、病気の発生等について実態を把握し、関係機関の協力を得て、適宜、応急措置を講ずる。

1 応急対策

- (1) 畜産農家は、地震により畜舎及び関連施設が破壊等の被害を受け、又は家畜の逃亡があった場合、施設の応急復旧により家畜を収容し、住民への危害防止並びに一般災害復旧作業の妨げとならないよう努める。
- (2) 災害発生に伴う家畜伝染病の疑いがあるときは、直ちに京都府中丹家畜保健衛生所に連絡し、家畜伝染病予防法等の定めるところにより指示を受け、隔離、通行遮断、消毒の応急措置等その防疫対応に協力するものとする。
- (3) 被災地域における飼料を確保するため、全国農業協同組合連合会京都府本部北部物流センターとの連携を図るとともに、飼料業者等への協力要請を行う。

第3 治山施設応急対策

1 方針

(1) 民有林

地震等災害により堰堤、護岸工等の溪間治山施設、土留工を主体とした山腹防護施設が破壊・崩壊等の被害を受けた場合、必要に応じ、速やかに施設の応急復旧等に努める。

2 応急対策

(1) 民有林

- ① 施設管理者は、治山施設のうち地震による破壊・崩壊等の被害により、特に集落、道路等の施設に直接被害を与え、又は与える危険のある場合は、その障害物・危険物の状況を調査し、関係機関と密接な連絡の下に、緊急度に応じて消防機関・警察等の協力を得て、障害物等の速やかな除去に努める。
- ② 施設管理者は、雨水の浸透により崩壊等の危険がある施設については、シートで覆うなどの措置を施し、速やかに復旧する。
- ③ 施設管理者は、復旧に急を要する箇所については、農林水産業施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に、農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い、応急復旧工事に着手する。

第4節 水防活動計画

洪水等による災害の発生又は発生するおそれがある場合において、水害等を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する。

水防計画は、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水防活動を行う消防団及び消防機関の活動、他の水防管理団体との間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用について計画し、水防法（昭和24年法律第193号）の規定に基づく綾部市水防計画によるものとする。

なお、水防活動に従事する者は、自らの安全の確保を図ったうえで活動を行うことに留意する。

【資料編 雨量計設置箇所 資料3-28】

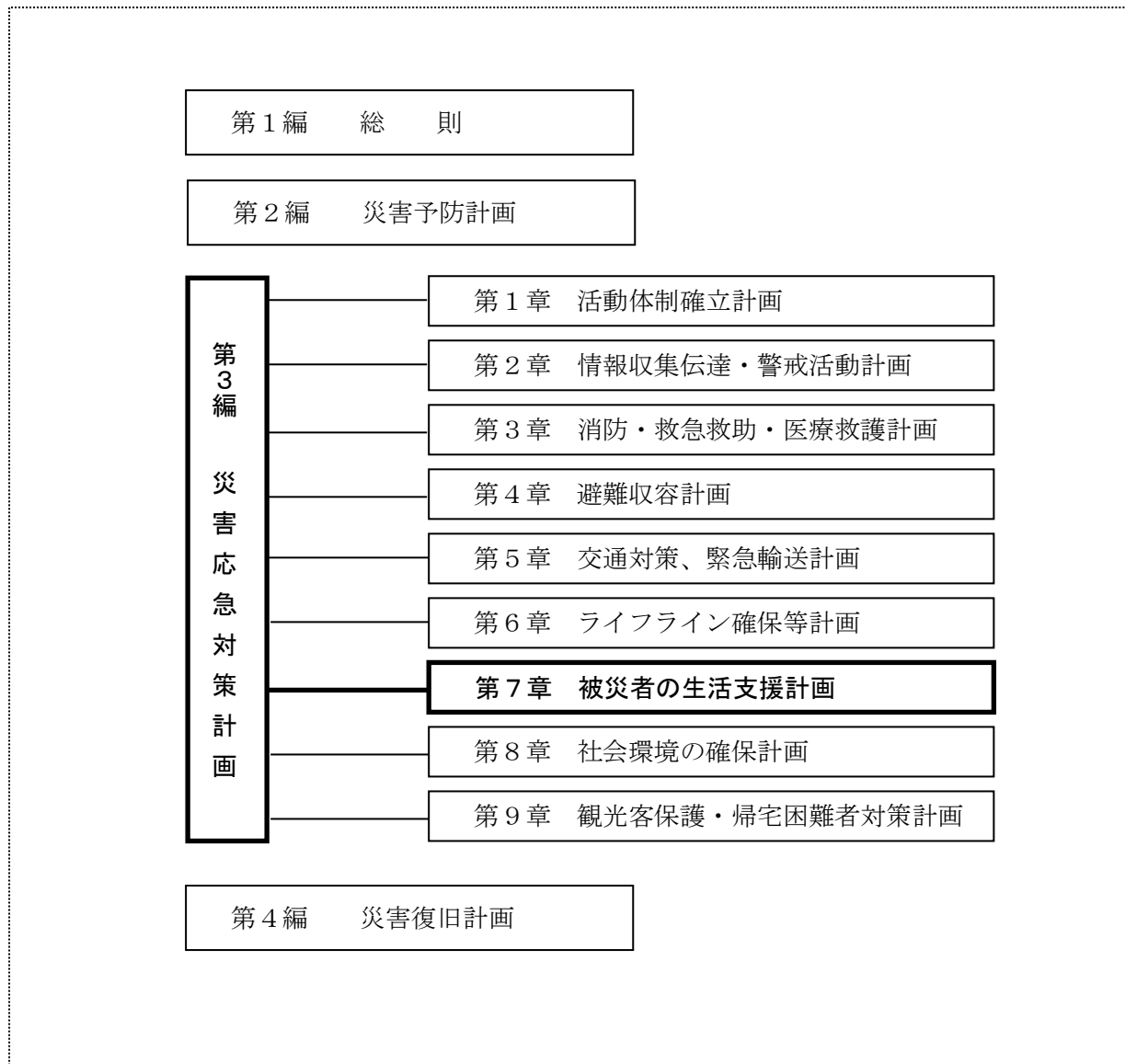
【資料編 水位観測所及び河川防災カメラ等の設置場所 資料3-29】

【資料編 水防団待機水位（指定水位）、氾濫注意水位（警戒水位） 資料3-30】

【資料編 水防倉庫 資料3-31】

【資料編 災害時の自主避難所（自治会指定） 資料3-32】

第7章 被災者の生活支援計画



第1節	災害救助法適用計画	65
第2節	給水計画	70
第3節	食料供給計画	72
第4節	生活必需品供給計画	74
第5節	住宅応急確保計画	77
第6節	文教対策計画	80
第7節	ボランティア受入計画	83

第1節 災害救助法適用計画

災害により被害を受けた市民の厳しい状況に配慮し、災害対策基本法に精神に従い、災害救助法の指針の下、被災者の救助及び救援を行う。

第1 災害救助法の適用

災害により被害を受けた市民を救済するため、速やかに災害救助法の適用を受けることができるよう、必要な措置を定める。

1 災害救助法の適用基準

(1) 災害救助法の適用

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号から第4号の規定による。知事が市に対し、災害救助法に基づく救援を行う場合の適用基準は、次のとおりである。

- ① 市の区域内で60世帯以上の住家が滅失したとき。
- ② 府の区域内の住家滅失世帯が、2,000世帯以上で、市の区域内で30世帯以上の住家が滅失したとき
- ③ 多数の者が生命若しくは身体上に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

(2) 被害状況の判断基準

被害程度の判断基準は、次のとおりである。

被害程度認定基準

項 目	一 般 的 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるものとする。
重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1ヵ月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1ヵ月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家 全 壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住 家 半 壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のものとする。

	の、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
住家	現実にその居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

被害金額	その他の公共施設		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス農作物の被害とする。
		林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
		畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
		水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
		商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

第2 滅失世帯の算定基準

1 被害世帯の算定

滅失世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により、以下のとおり見直し換算を行う。

	住家被害状況	算定根拠
--	--------	------

滅失住家 1世帯	全壊（全焼・流失）	1世帯
	半壊（半焼）	2世帯
	床上浸水	3世帯

2 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行う上で、おおよその基準は、次のとおりとする。

被害の区分	認定の基準
住家の滅失	住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%に達した程度のもの
大規模半壊	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分が、その住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価40%以上50%未満のもの
住家の半壊 半焼等	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のもの
準半壊	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分が、その住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価10%以上20%未満のもの
住家の床上 浸水土砂の 堆積等	上記2点に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの

※ 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているものの等は、それぞれ「1住家」として取り扱う。

※ 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第3 災害救助法の適用手続き

1 災害救助法の適用要請

(1) 市における被害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、本部長（市長）は、直ちに次に掲げる内容によって知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて災害救助法の適用を要請する。

- ① 災害発生の日時及び場所
- ② 災害の原因及び被害の状況
- ③ 適用を要請する理由
- ④ 適用を必要とする期間
- ⑤ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- ⑥ その他必要な事項

(2) 災害の事態が急転し、知事による救助の実施を待つことができない場合は、本部長（市長）は災害救助法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受ける。

2 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに知事に報告する。その後の処置に関しては、知事の指揮を受ける。

3 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間については、特別な事情のある場合、特別基準の適用を申請できる。適用申請は知事に対して行うが、期間延長については、救助期間内に行う必要がある。

第4 災害救助法による救助の内容等

1 災害救助法による救助の種類

災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 避難所の設置
- (2) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (3) 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 被災者の救出
- (7) 被災住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障

を及ぼしているものの除去

- 2 1のうち(1)、(3)～(10)に掲げる救助の実施については、知事が災害発生の都度、市長が行うこととした場合、市長が実施責任者となる。

第5 救助業務の実施

1 救助業務の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、知事が実施者となり、市は、知事の補助又は委任による執行として、救助を行う。ただし、事態が切迫して、知事による救助の実施を待つことができない場合には、市長は、災害救助法による応急救助に直ちに着手する。これとともに、知事にその状況を速やかに報告し、その後の処置に関して、知事の指揮を受ける。

2 救助業務の記録及び報告

救助の実施に当たっては、各種帳簿の作成が必要であるので、救助班は、各部及び各班に関係帳簿の作成を指示し、整理を実施し、府災害対策本部に報告する。

【資料編 災害救助法による救助の内容等 資料3-33】

第2節 給水計画

災害により配水経路が破損し、又は汚染されたために飲料水の確保ができなくなった市民に対し、給水活動を行う。災害救助法が適用された場合、費用の範囲及び実施期間は、災害救助法の定めるところによる。

第1 飲料水等の確保

取水・配水経路が被災又は汚染された場合、次の方法で飲料水等を確保する。

1 飲料水の確保

- (1) 配水池の緊急遮断弁により、水の流出防止を図る。
- (2) 主要水源地に設置した非常用発電装置により、水源井から水を確保する。
- (3) 特定企業、団体から供給される水の利用を図る。
- (4) 井戸、プール、耐震性貯水槽等の水を浄水機により濾過し、これに滅菌剤を投入し、飲用水の適合基準を満たすものについて、飲料水として利用する。
- (5) 住民に理解を求め、住民1人1日当たり約3リットルを目安に、3日分程度に相当する飲料水を各戸において備蓄する。

2 その他の水の利用方法

可能な限り民間の井戸の活用を図る。また、飲用には適さないが、他の生活用水として利用可能な場合は、その旨を十分に周知させた上、飲用水と区別して利用する。

第2 給水計画

災害が発生した場合、応急給水の実施が必要な地域及び給水必要量を把握し、給水の対象地域、給水場所、給水時間等を内容とする給水計画を作成し、応急給水を実施する。

1 給水基準

被災者1名当たり1日3リットルを基準とする。

2 応急給水用器具

給 水 車	容 量	2, 0 0 0ℓ	1 台
〃	〃	1, 0 0 0ℓ	1 台
給 水 槽	〃	5 0 0ℓ	4 0 個
〃	〃	3 0 0ℓ	3 個
給 水 缶	〃	2 0ℓ	2 0 個
〃	〃	1 0ℓ	2 0 個

3 利用水源

上 水 道 里町 綾部市第二浄水場

そ の 他 既設個人井戸水及び指定箇所井戸水を滅菌処理後共同利用を図る。

4 給水区域

自治会からの要請のあった地域を給水する。

5 災害時給水班（給水槽積載トラックによる給水） 人員4人

設備復旧班

上水道 担当7人 緊急修繕等委託業者 8業者

被害調査班 担当4人

6 消火栓の活用

給水を必要としている場所で、消火栓を利用できる場合は、給水車等への取水にも利用する。この場合、飲料水として適合基準に満たないものは、浄水機により濾過し、滅菌剤を投入し、適合基準を満たすものを飲料水とする。

7 特別措置

病院・福祉施設等に対しては、特別給水を実施し、医療活動に支障のないよう努め、必要に応じて、貯水槽の設置及び仮設配管を行う。

応急給水の目標水量等

災害発生から の日数	目標水量	住居からの 運搬距離	用 途
3日まで	3ℓ／人・日	概ね 1000m以内	生命維持に最小限必要（飲料等）
4～10日	20ℓ／人・日	概ね 250m以内	日周期の生活に最小限必要 （飲料、水洗トイレ、洗面等）
11～21日	100ℓ／人・日	概ね 100m以内	数日周期の生活に最小限必要 （飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、 シャワー、炊事等）
22～28日	被災前給水量 （約250ℓ）	概ね 10m以内	ほぼ通常の生活 （若干の制約はある）

第3節 食料供給計画

災害により被災し、食料を失った市民のため、被災地の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮し、備蓄食料の配給、炊き出し給食等を行う。なお、災害規模が著しく大きい場合は、物資配送センターを設け、ここで食料等を取り扱う。また、災害救助法が適用された場合、費用の範囲及び実施期間は、災害救助法の定めるところによる。

第1 対象者

応急食料については、おおむね次の者を対象に供給する。

- (1) 避難指示等に基づき、指定避難所に収容された者
- (2) 住家が被害（全・半焼、全・半壊）を受け、炊事の不可能な者
- (3) 住家に被害を受けたため、一時的に縁故先等へ避難する者
- (4) 旅行者、市内通過者等で、他に食料を得る手段のない者
- (5) 災害応急対策活動従事者
- (6) 米穀の供給機構が混乱し、通常の供給を受けることが不可能となった者

第2 応急食料の内容

緊急時には、備蓄食料を配分し、この間に食料の緊急調達を行って、主食として米穀、パン、麦製品等のほか、給食業者から弁当等を購入して配給する。また、必要に応じて副食及び調味料等を支給する。

第3 食料の確保

- 1 応急食料の必要数の把握を行い、その確保に努める。
- 2 市長は、市内の米穀小売業者からの調達が困難である場合、必要とする米穀の数量を、広域振興局長を通じて、知事に要請するものとする。知事は、近畿農政局長と連携しつつ、「農林水産省防災業務計画」に基づく供給支援を農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）へ要請し、米穀の確保に努める。知事からの要請を受けた政策統括官は、米穀販売業者に対し、知事又は知事の指定するものへの手持ち精米の売渡しを要請する。知事又は知事の指定する者は政策統括官からの要請を受けた者から手持ち精米を調達し供給する。
- 3 災害救助法が適用された場合、市長は、給食に必要な米穀の数量を広域振興局長を経由して、知事に報告するものとする。報告を受けた知事は、2に基づき、米穀販売業者の手持ち精米の確保に努める。米穀販売事業者の手持ち精米が十分に確保できない場合には、政策統括官に対し、政府所有米穀の供給を要請する。
- 4 市は、知事に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請することができる。

この場合、市は知事に、要請後速やかにその旨を報告するとともに、要請書の写しを

送付する。

第4 食料供給活動の実施

1 保 管

食料は、原則として物資配送センター、全国農業協同組合連合会京都府本部北部物流センター及び京都丹の国農業協同組合等に保管する。

2 輸 送

調達した食料の輸送は、原則として調達先の業者に依頼する。調達先の業者が輸送困難な場合は、公用車によって行う。

3 配給の方法

指定避難所において、食料を配給する場合は、指定避難所責任者に手渡し、指定避難所責任者が、自治会等の協力により実施する。配給に当たっては、乳幼児向けの粉ミルク、高齢者・障害者等に適した食料の調達に配慮して供与する。

4 炊出し

- (1) 炊出しの現場責任者は、救助部救助班員の中から充てるものとする。
- (2) 炊出し実施場所は、避難所又は、その近くの適切な場所で行う。
- (3) 炊出しに際しては、必要に応じ自治会、一般住民等の協力を得て実施するものとする。
- (4) 炊出しによる食中毒等の発生を防止するため、炊出しに従事する者は、食品の衛生管理に十分配慮するものとする。

第4節 生活必需品供給計画

災害により被災し、日常生活を営むことが困難になった市民のため、被災地の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮し、備蓄品や業者手配等により生活必需品を供給する。なお、災害規模が著しく大きい場合は、物資配送センターを設け、ここで生活必需品等を取り扱うものとする。また、災害救助法が適用された場合、費用の範囲及び実施期間は、災害救助法の定めるところによる。

第1 対象者

応急生活必需品については、災害により被服、寝具、その他の生活必需品を喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者を対象とする。

第2 応急生活必需品

応急生活必需品は、次に掲げるような品目で、これらを備蓄又は調達して避難者に給(貸)与する。

- (1) 寝 具 …… 毛布、布団及び枕等
- (2) 衣 服 …… 作業衣、婦人服、子供服等、シャツ、靴下及び下着等
- (3) 身回り品 …… タオル、筆記用具及び靴等
- (4) 炊事用品 …… 鍋、バケツ、包丁及びコンロ等
- (5) 日 用 品 …… 石鹸、ティッシュペーパー、歯ブラシ及び歯磨粉等
- (6) 食 器 …… 茶碗、湯飲み、コップ及び箸等
- (7) 光熱材料 …… ライター、電池及び燃料等
- (8) 衛生用品 …… 紙おむつ及び生理用品等

第3 応急生活必需品の確保

1 需要把握

- (1) 応急生活必需品の必要数の把握を行い、その確保に努める。
- (2) 応急生活必需品の不足が見込まれる場合、応急物資調達協定締結業者を中心に、市内の業者に協力を要請する。
- (3) 市内での調達が困難な場合は、府、他の市町村及び自衛隊等へ要請する。

2 輸送・保管

- (1) 調達した生活必需品の指定避難所等への輸送は、原則として調達先の業者に依頼する。
- (2) 調達先の業者が輸送困難な場合は、市が輸送を行う。
- (3) 大量購入した応急生活必需品は、いったん物資配送センター、全国農業協同組合連合会京都府本部北部物流センター及び京都丹の国農業協同組合等に保管する。

第4 物資配送センター

災害が発生し、多くの避難者が発生した場合には、指定避難所に備蓄品、食料品、日用品等の物資を備蓄し、これを管理することは困難であるので、物資配送センターを開設し、物資の統括管理体制をとり、指定避難所の在庫管理負担を軽減する。

物資配送センターは、市、指定避難所及び他の物資配送センター等と緊密に連絡をとり、効率的な配送、平等な配分を図る。

1 開設予定場所

物資配送センターとして、広い収納スペースを有する公共施設を予定場所とする。なお、不足すると考えられる場合は、必要に応じて他の場所を選定し、物資配送センターを開設する。

2 取扱物資

物資配送センターでは、応急調達物資のほか、救護物資として取り扱うものは、次のとおりとする。

- (1) 食料品、日用品及びその他の備蓄品
- (2) 大量一括購入した食料品及び日用品等
- (3) 義援品及び救援物資
- (4) 生活資機材
- (5) その他

3 物資配送センターの運営

- (1) 指定避難所、その他の防災拠点及び緊急輸送路、不通箇所等の交通情報を収集し、渋滞防止等も配慮した効率的な応急配送計画を作成する。
- (2) 食料、日常品等は、指定避難所で必要な数量を常に把握し、これを手配、集荷及び保管して積載し、配送を行う。
- (3) 救援物資は、ボランティア等の協力を得て、品種別の仕分けを行い、可能な限り早期に配送・配分を行う。
- (4) 輸送に当たっては、指定避難所等からの応急手配品の要望に応えるため、車両だけでなく、バイク又は自転車も活用する。
- (5) 物資配送センターの運営は、物品管理、配送のノウハウを要する業務であるため、民間事業者の倉庫及び資機材の利用も含め、その全部又は一部を民間に委託することも検討する。
- (6) 物資配送は、物流等民間事業者のノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し、物資の滞留を防ぐ配送システムを運用するよう努める。

4 物資の配分

指定避難所において、応急生活必需品等を配給する場合は、指定避難所責任者の指示の下、自主防災組織・自治会等の協力を得てこれを行う。

救援物資・日用品等について、必要量が確保できない場合は、公平な配給という立場から、腐敗等の心配のない物資については、直ちに避難者に対して配給作業を行うこと

をせず、追加調達を行って、必要量が完全に確保されてから、配給を行うなどの措置を講ずる。やむを得ず数量が確保できない場合にあっては、配給に当たって、家族又は住宅を失うなどの大きな痛手を負った世帯及び要配慮者を優先させるなどの措置を講ずる。

第5節 住宅応急確保計画

日常生活の基盤である住宅に重大な被害を受けた者に対し、必要な援助を行う。災害救助法が適用されない場合は、その費用は自己負担とし、災害救助法が適用された場合には、所要の費用のうち、災害救助法に定められた額以内を支給し、被災者を救助する。

第1 災害救助法適用以前の場合

1 対象者

住宅又はその周辺等日常生活に欠くことのできない場所に障害物が発生しているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者。

2 実施

労力又は機械力が不足する場合は、府、関係機関及び他の市町等に対して協力を要請する。

第2 災害救助法適用後の場合

災害救助法が適用された場合、綾部市は、除去対象戸数及び所在を調査し、知事に報告する。

1 実施

労力、機械等が不足する場合は、府に要請し、隣接市町等からの派遣を求める。また、建設業者に協力を求める。

2 実施期間

実施期間は、災害発生の日から10日以内を原則とする。

第3 住宅の応急修理

災害による住宅の応急修理は、住宅所有者が行うものとし、災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理については、次のとおり行う。

1 応急修理の実施

(1) 実施責任者

応急修理の実施は、知事から委任を受けた市長が行う。

(2) 対象者

住家が半壊、半焼し、自らの資力により応急修理をすることができない者

(3) 応急修理内容

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について行う。

(4) 実施期間

応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。

2 修理対象住宅の選定

修理対象者の選定に際し、次の事項のいずれかに該当する者を優先的に選定する。

- (1) 生活保護法の被保護者及び要保護者
- (2) 特定の資産のない寡婦、母子及び父子世帯、高齢者、病弱者、身体障害者、勤労者、零細企業者
- (3) 前各号に準ずる経済的弱者

第4 応急仮設住宅の建設

1 建設の実施

(1) 実施者

応急仮設住宅建設の実施は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行う。

(2) 対象者

災害により住家が被害を受け、居住する住家がない被災者のうち、次の三つの要件を満たす者とする。

- ① 居住していた住家が焼失・倒壊して居住不能の状態にある者
- ② 相当期間滞在することができる親類・知人等の居宅がない者
- ③ 住宅を賃借又は購入する資力がない者

(3) 着工及び供与の期間

災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、その供与の期間は完成の日から 3 か月以内にその存続につき特定行政庁の許可を受けた場合には、その許可を受けた日から 2 年以内とする。

2 建設地の選定

応急仮設住宅の建設地は、市が提供するものとする。用地は、市有地で被災地に近い場所を原則とするが、災害発生地区の状況等を考慮し決定する。

3 入居者の選定

入居者の選定は、府の所管業務であるが、市に委託されている。選定に当たっては、十分な調査に基づき、必要に応じて民生委員の意見を聴取する等、被災者の資力その他の生活条件を十分に調査の上行う。その際、一定割合は、次のいずれかに該当する者を優先的に選定する。

- (1) 生活保護法の被保護者及び要保護者
- (2) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子及び父子世帯、高齢者、病弱者及び身体障害者、勤労者、零細企業者
- (3) 前各号に準ずる経済的弱者

4 入居者への配慮

高齢者又は障害者等が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等を派遣し、要配慮者の日常生活機能の確保、健康維持及び精神的安定に努める。

5 応急仮設住宅からの退去

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であって、その目的が達成されたときは、撤去されるべき性格のものであるため、市は、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに、住宅のあっせん等を積極的に行う。

6 既存公的施設の利用

府及び市は、一時的に居住可能な既存公的施設を利用し、応急仮設住宅の供与までの間の居住の安定を図る。なお、市営住宅等の応急仮設住宅と同様に利用できる施設については、応急仮設住宅として取り扱うものとする。

7 民間住宅・旅館等の利用

市は、応急仮設住宅及び一時的に居住可能な民間住宅、ホテル、旅館等の民間施設を確保し、被災者の居住の安定を図るものとする。

第5 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

第6節 文教対策計画

学校等及び保育所等において、災害発生時の応急対策を通じ、児童等の生命の安全の確保及び教育・保育活動の確保について万全を期す。

第1 学校等の応急対策

1 災害発生直後の措置

大規模震災等災害が発生した場合、学校等では、次の措置を講ずる。

- (1) 学校等の校・園長は、状況に応じて自主的に、又は市教育委員会の指導の下、低学年児童及び園児には十分な注意を払いつつ、避難の誘導を行う。
- (2) 児童等・教諭・職員及びそれらの家族並びに住居等の被害状況を速やかに把握し、必要な措置を講ずるとともに、綾部市災害対策本部に報告する。
- (3) 児童等は、安全に保護者に引き渡すこととし、特に、低年齢児、障害のある児童・生徒に留意する。
- (4) 学校等の施設・設備の被害状況を速やかに把握し、綾部市災害対策本部に報告する。
- (5) 課業時間外に災害が発生した場合は、教諭又は教職員は勤務学校等に参集し、(2)及び(4)に掲げる事項を行うとともに、市が行う震災応急対策・復旧活動に協力し、応急教育の実施、校舎の管理及び被災教育施設の応急復旧のための体制を確立する。

2 応急教育の実施

(1) 教室の確保

学校長は、施設の被害状況を調査し、応急教育を実施するための教室を確保する。また、その状況に応じて、二部授業等も考慮する。

災害の程度	応急教育実施のための予定場所
校舎の一部が被害を受けた場合	体育館
校舎の全部が被害を受けた場合	公民館等の公共施設、隣接学校の校舎
特定の地域について相当大きな被害を受けた場合	市民の避難先の最寄の学校、公民館、公共施設、応急仮設校舎の設置

(2) 教員の確保

災害により教員に不足を生じた場合は、次の方法により確保する。

- ① 不足教員は当該学校で確保するが、できない場合は、市内の学校で確保する。
- ② 市で確保できない場合は、府教育委員会に補充配置を要請する。

(3) 応急学級の編成

学校長は、応急教育計画を作成し、臨時の学級編成を行うなどの必要な措置を講じ、速やかに市教育委員会に報告するとともに、園児、児童、生徒及び保護者に周知する。

3 学用品等の調達及び支給

(1) 対象者

住家が、全壊、全焼及び流失並びに半壊、半焼及び床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学上、支障のある児童及び生徒

(2) 調達方法

学校長及び園長は、教科書、教材、文房具及び通学用品の喪失又はき損の状況を速やかに調査し、補給する必要数をまとめて、市教育委員会に要請する。市教育委員会は、これを取りまとめ、京都府中丹教育局に報告の上、調達する。

(3) 支給品目

支給品目は、教科書、文房具及び通学用品とする。

(4) 支給の方法

支給の対象となる児童、生徒を把握し、教科書、学用品等を学校長を通じて対象者に支給する。

(5) 支給の期間及び費用

災害救助法の定めるところによる。

4 学校施設が避難場所になったときの対策

(1) 臨時応急避難の場合

学校長は、災害対策本部の指示により初期の開設及び運営を含め、できる限りの協力を行う。

(2) 長期にわたる場合及び全施設に及ぶ場合

学校教育の再開に万全を期すこととし、万一、支障を生じる場合、学校長及び園長は、災害対策本部と協議し、必要な措置を講ずる。

(3) 避難児童等への配慮

避難者には児童等及びその保護者が含まれていると思われるので、十分な配慮により、自主的な自立運営が行われるよう留意する。

5 その他留意事項

(1) 児童、生徒の救護・保健衛生

施設内における児童、生徒の救護・保健衛生は、原則として、当該学校医、養護教諭等がこれに当たる。

(2) 被災家族の把握

被災家族を把握し、その状況に合わせ、必要な措置を講ずる。

(3) 学校給食

学校給食は、災害復旧が完了し、又は社会の混乱が沈静化するまで、原則として行わない。

第2 保育所等の応急対策

1 災害発生直後の措置

大規模震災等災害が発生した場合、保育所等では、次の措置を講ずる。

(1) 園長は、状況に応じた緊急避難の指示を行う。

- (2) 被害の規模、園児及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、必要な措置を講ずるとともに、綾部市災害対策本部に報告する。
- (3) 園児は、安全に家族に引き渡すこととする。
- (4) 勤務時間外に災害が発生した場合、園長又は保育士は、保育所等に参集し、市が行う災害応急対策・復旧活動に協力し、応急的な保育の実施及び施設の管理のための体制を確立する。

2 応急保育の実施

園長は、応急的な保育計画を作成し、臨時の園児編成を行うなどの必要な措置を講じ、速やかに市（こども支援課）に報告するとともに、園児及び保護者に周知する。なお、衛生管理には十分注意する。

3 私立保育所

私立保育所においても、公立保育所に準じた応急対策活動を行うものとする。

第7節 ボランティア受入計画

災害時の応急対策活動において、ボランティアが被災者の救護、避難所の開設・運営等に果たす役割は極めて大きい。特に、一般ボランティアとして活動する綾部市の住民又は市外からの来訪者のために、綾部市、綾部市社会福祉協議会などで構成する「綾部市災害ボランティアセンター」により、ボランティアの活動支援及び調整を行う。

第1 受入れ体制の整備

1 市域ボランティアへの要請

綾部市災害ボランティアセンターは、大規模地震等災害発生後速やかに、市域ボランティア組織及び一般ボランティア等に対し、綾部市災害ボランティアセンターへの登録を要請する。

2 綾部市災害ボランティアセンターのための活動計画

- (1) 綾部市災害ボランティアセンターは、ボランティア活動を必要とする場所、活動内容等についての情報を収集し、ボランティアのための活動計画を作成する。
- (2) 綾部市災害ボランティアセンターは、受入れ計画を定め、応援を求める作業内容を明示するとともに、応援活動に必要な物資・資機材を確保する。

3 窓口の設置

綾部市災害ボランティアセンターは、市内及び市外からのボランティアを受け入れ、派遣調整を行うため、あらかじめ市長と協議した上でボランティアセンター本部の設置場所を決定しておくとともに、必要に応じ現地ボランティアセンターを設置するものし、設置場所等についてもあらかじめ市長と協議した上で位置等が明らかになるよう努めるものとする。

4 窓口業務の役割

- (1) ボランティアのための活動情報の収集、提供
- (2) ボランティアの応援、相談、指導
- (3) インターネット等にボランティアのための活動情報の提供
- (4) ボランティア活動状況の把握

第2 ボランティア等に協力を依頼すべき主要な事項

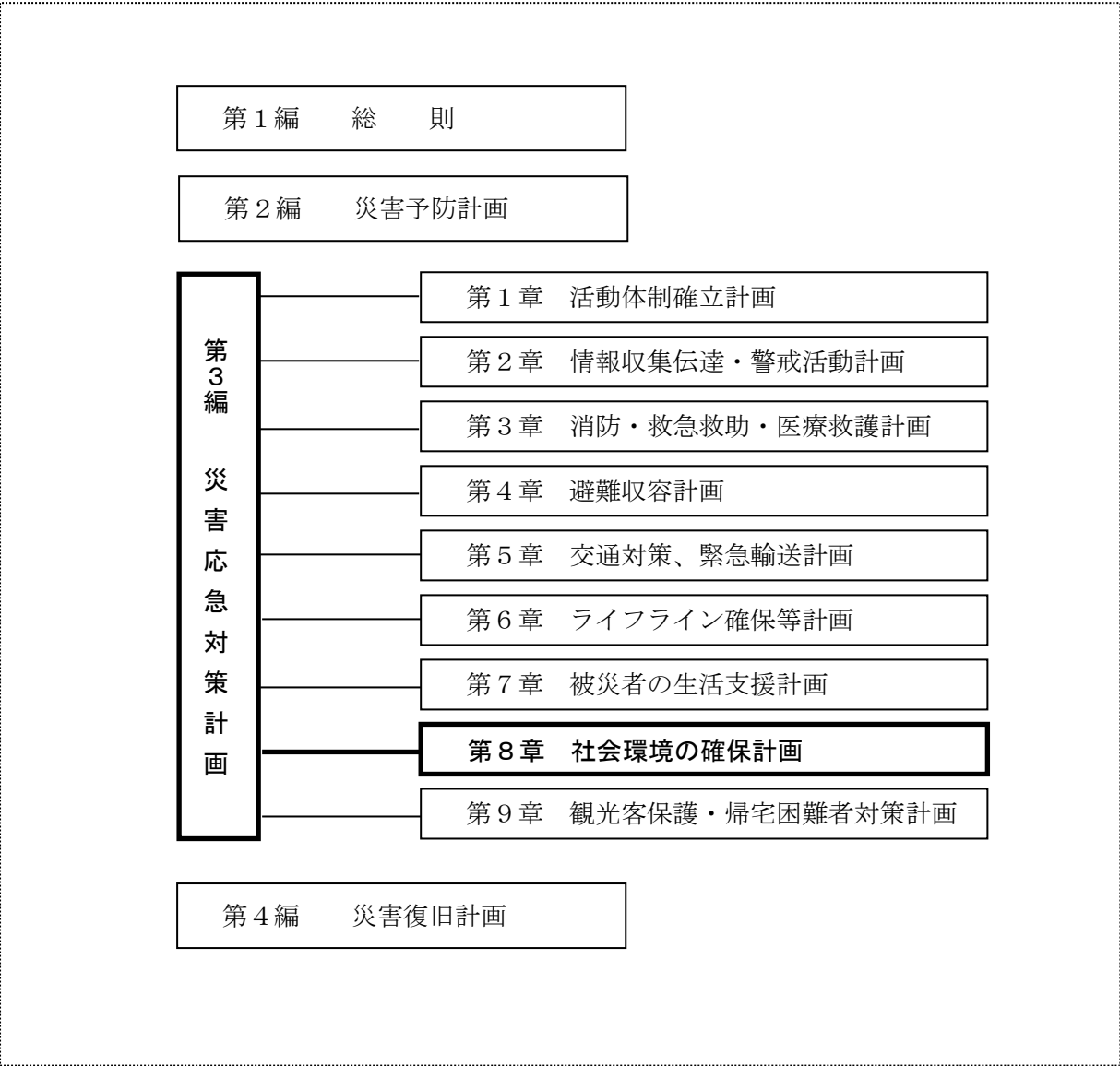
ボランティアの災害応急対策への協力の申出に対して、依頼すべき活動の主要な内容は、おおむね次のとおりである。

ボランティア等に協力を依頼すべき主要な事項

活 動 内 容	明 細	初期混乱期	混乱脱却期	安 定 期
救 急 救 助 活 動	被 災 現 場	◎	△	—
配送・物品拠点支援	配 送	◎	◎	○
	入 出 庫	◎	◎	○
	在 庫 管 理	◎	◎	○
	受 入 事 務 等	◎	◎	○
給 水 活 動 支 援	注 水 ・ 積 載	◎	△	△
	配 送	◎	△	△
	給 水 現 場 活 動	◎	△	△
公 園 ・ 自 宅 避 難 者 等 の 支 援	被 災 現 場	◎	◎	◎
指 定 避 難 所 支 援	開設等の初期流動活動	◎	△	—
	運 営 補 助 活 動	△	○	△
	避 難 者 支 援 活 動	◎	○	—
ボ ラ ン テ ィ ア コ ー ナ ー 支 援	市 民 セ ン タ ー ・ 市 役 所 ・ そ の 他	◎	○	○
要 配 慮 者 支 援	指定避難所・被災現場	◎	○	○
清 掃 ・ ガ レ キ 除 去 等	指 定 避 難 所	○	—	—
	被 災 現 場	○	○	○
障 害 物 除 去 等	被 災 現 場	◎	◎	◎
仮 置 場 の 運 営	分 別 指 導 等	○	◎	◎
各 種 専 門 技 能 に よ る 支 援	指 定 避 難 所	◎	◎	◎
	被 災 現 場			
	・ 医 療 関 係	◎	◎	◎
	・ 福 祉 関 係	◎	◎	◎
	・ 建 築 関 係	△	○	◎
	・ 無 線 関 係	◎	○	△
	・ 芸 能 そ の 他	—	△	◎

(注) ◎ は、必要度の非常に高いもの
○ は、必要度の高いもの
△ は、必要度のあるもの
— は、必要度の少ないか、無いもの

第8章 社会環境の確保計画



第1節	防疫及び保健衛生計画	86
第2節	廃棄物処理計画	88
第3節	行方不明者の搜索、遺体の埋葬計画	90
第4節	環境保全に関する計画	92
第5節	社会秩序の維持計画	93

第1節 防疫及び保健衛生計画

災害により多くの避難者が生じた上、上下水道の被災、又は有害物質の発生等により、市民の健康状態の悪化、感染症の発生、捨て場のないごみ及び処理のできない汚物等で生活環境が悪化した場合に、防疫活動、保健衛生活動を行うために必要な措置を講ずる。

第1 防疫及び保健衛生の方針

震災等災害時には廃棄物等が散乱して、生活環境の悪化がみられ、感染症や食中毒が発生しやすいため、防疫措置を迅速に実施し、保健衛生に努める。

第2 実施者

災害発生時における被災地の防疫は、市長が、保健所の指導、指示に基づいて実施するものとするが、市単独で処理不能の場合には、国、府、その他関係機関及び近隣市町等の応援を求めて実施する。

第3 防 疫

1 防疫組織

平常時から災害防疫対策連絡協議会を設置するものとし、市の保健推進課、医療機関代表者、住民代表者、その他の関係団体等をもって構成し、必要に応じて災害防疫に関する協議及び情報の連絡を行う。

2 防疫活動

(1) 疫学調査及び健康診断

保健所の疫学調査班が実施する疫学調査には、災害対策本部医療班等の関係機関が協力する。疫学調査の結果必要がある場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第17条の規定による健康診断が実施される。

(2) 臨時予防接種

感染症予防上必要ある場合は、知事は、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種法第6条の規定により臨時予防接種を実施する。ただし、市に実施させるのが適当と認め、命令があったときは、市において実施する。

(3) 消毒方法

感染症法第27条第2項の規定による知事の指示に基づき、感染症法施行規則第14条の規定により、消毒を実施する。

(4) ねずみ族及び昆虫等の駆除

感染症法第28条第2項の規定により知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、市が実施する。実施に当たっては、感染症法施行規則第15条の規定により、ねずみ族及び昆虫等の駆除を実施する。

(5) 家庭用水の供給

感染症法第31条第1項の規定による知事の指示に基づき、市は、期間中該当生活の用に供される水の利用者に対し、生活の用に供される水を供給しなければならない。

(6) 指定避難所の防疫指導

指定避難所は、施設の設備が応急的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪化しやすく、感染症発生の原因となることが多いので、感染症法第35条の規定による該当職員の指導の下、市において防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させてその協力を得た上で、指導の徹底を期することとする。

第4 保健衛生

1 被災食品及び製造販売食品の衛生管理

府において、被災施設の実態を把握し、品質の低下した被災食品の販売禁止及び廃棄処分等を行うとともに、食品の製造販売施設に対する衛生管理上の指導を行う。

2 一般家庭への食品衛生指導

被災地の一般家庭に対して、台所の清掃及び消毒、食品の購入保存等について衛生管理上の指導を行う。

第5 有害物質対策

有害物質に起因する大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合には、次のような措置を講ずる。

(1) 防災関係機関等へ速やかに通報する。

(2) 住民の生命・身体に危険が及ぶと予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。

(3) その他府の行う施策に協力する。

第6 家庭動物の保護、収容及び家畜伝染病予防

災害で放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、府・関係団体と協議し、連携・協力して対処する。

また、災害発生に伴う家畜伝染病の予防及びまん延防止について、家畜伝染病予防法の規程に基づき、家畜保健衛生所の実施する検査、予防注射及び消毒に協力する。

第2節 廃棄物処理計画

被災地において大量に発生するごみ及び指定避難所等のし尿に係る清掃業務等を、発災後の道路交通状況等を勘案しつつ、遅くとも数日内に収集を開始するなど、迅速かつ適切に処理し、生活環境の悪化を防ぐ。

第1 ごみ処理

1 ごみの収集

清掃班は、被災地の状況を考慮して、緊急に処理を必要とする地域からごみの収集・運搬を行う。収集を行う場合、あらかじめ収集地域、収集日時等の広報を行う。被害が甚大な場合、近隣市町の応援を求めて実施する。

また、地区毎にごみの臨時集積場を設定し、市民への周知、消毒、腐敗防止等の措置を講ずる。交通障害等、収集車両の通行が困難な場合は、夜間収集も検討する。

2 ごみ処理の実施

(1) 情報収集

市は、被害区域、倒壊家屋等の数量及び廃棄物処理施設等の被害状況並びに交通状況等について情報を収集し、府に報告する。府は、それに基づいて廃棄物の処理における協力体制を構築する。

(2) 仮置場の確保

災害により、市のごみ処理能力を上回るごみが発生した場合、ごみの仮置場を指定し、ごみの集積を行う。ごみの仮置場は、定期的に消毒を実施する。

(3) 第2次処理対策の実施

仮置場に集積されたごみは、逐次、クリーンセンター及び最終処分場で適正処理する。

(4) 日常型廃棄物の処理

① 生ごみ等腐敗性の高い廃棄物は、早急に収集、搬送及び処理する。

② 震災等災害のため、道路等に排出され、放置された廃棄物については、市保有のじん芥車両を使用するとともに、災害時応援協定を締結する事業者の保有する車両も適宜、配車して収集及び搬送する。

(5) 非日常型廃棄物の処理

① 倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り及び建築物の破損窓ガラス類等は、推定排出量、最終処分場の状況及び府災害対策本部の要請により、他市町が実施する応援の状況などを考慮の上、中間処理（破碎・分別・焼却）の実施の有無などについても検討を行い、非日常型廃棄物処理マニュアルを策定し、それに従って廃棄物処理を実施する。

② 市及び住民の力で処理しきれない場合は、業者に協力を依頼する。

3 京都府等に対する支援要請

災害が甚大で市においてごみの収集・処理が困難な場合、京都府中丹広域災害対策・警戒支部に連絡し、他の市町等から応援を得るものとする。京都府中丹広域災害対策・

警戒支部において実施不可能なときは、府災害対策本部に連絡し、他の市町、又は府の応援を得るものとする。

4 京都府への報告

市長は、ごみ処理施設の被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法について、状況が判明次第、京都府中丹広域災害対策・警戒支部に報告する。

第2 し尿処理

1 応急くみ取りの実施

救助部救助班は、災害時応援協定を締結する事業者に指示をし、災害により便槽等が使用不能になった地域に対し、応急的に緊急くみ取りを実施する。

2 仮設便所の設置

水洗トイレを使用している地域は、上水道の途絶によってトイレの使用ができないことが想定される。また、被災地域の指定避難所には、多数の被災者が避難することが想定される。これらに対処するため、市は、平素から必要数の仮設トイレを備蓄し、震災等災害時には、状況に応じて迅速に仮設トイレを設置する。この場合、設置場所から浸透等によって地下水が汚染される心配のない場所を選定する。この実施に当たっては、被災者1人当たり1日1.7リットルのし尿が排泄されるものとして、必要な設置数を算出する。

なお、仮設便所の設置については、要配慮者への配慮を行う。

3 収集・処理の実施

し尿の処理は、原則として綾部市衛生公苑及び綾部浄化センターで実施することとするが、必要に応じ、一定の臨時貯留所を設置する。

4 府等に対する支援要請

災害が甚大で、市においてし尿の収集・処理が困難な場合は、京都府中丹広域災害対策・警戒支部に連絡し、他の市町等から応援を得るものとする。京都府中丹広域災害対策・警戒支部において実施不可能な場合は、府災害対策本部に連絡し、他の市町又は府の応援を得るものとする。

5 京都府への報告

市長は、し尿処理施設の被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法について、状況が判明次第、京都府中丹広域災害対策・警戒支部に報告する。

第3節 行方不明者の搜索、遺体の埋葬計画

災害による行方不明者の搜索及び遺体の収容、検案及び処理等については、綾部警察署（駐在所・交番）に協力を要請し、適切な対応に努める。災害救助法が適用された場合、費用の範囲及び期間については、災害救助法に定めるところによる。

第1 実施責任者

行方不明者の搜索並びに遺体の収容、処理及び埋葬は、綾部警察署（駐在所・交番）の協力を受け、市長の責任において行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、市長は、知事の委任を受けてこれを行う。

第2 行方不明者の搜索

1 搜索の対象者

行方不明者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者（死因のいかんを問わない）

2 搜索の実施

市長が、綾部警察署（駐在所・交番）及び消防団に協力を要請し、必要な資機材を借り上げ、搜索を行う。

第3 遺体の収容・処理

1 実施機関

遺体の収容・処理は、災害対策本部の保健部長が、綾部警察署（駐在所・交番）、消防団及び医療機関等に協力を要請して実施する。

2 処理の内容

遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置

3 安置場所

遺体安置所として、あらかじめ、体育館、運動場、公園等の公共施設を検討しておく。遺体安置所の選定に際しては、避難所との重複を避けるとともに、災害により施設が使用できなくなることをないよう留意する。

第4 遺体の検案

現地において警察官が検視した後、次のとおり遺体の検案を実施する。

1 遺体の検案は、医師が行う。

2 遺体の検案は、死亡診断の外、洗浄、縫合及び消毒等の必要な処置を行うとともに、検案書を作成する。

3 身元不明者については、警察官が遺体及び所持品等の写真撮影、人相、所持品、着衣、その他の特徴等の記録をするとともに、遺留品を保管する。

4 検案を終えた遺体は、救助班が関係各部、各機関の協力を得て、市長が指定する遺体

収容所（安置所）へ搬送する。

第5 遺体の収容、安置及び引渡し

検案を終えた遺体について、警察官、自治会等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、遺体収容所（安置所）に収容・安置する。また、身元の判明した遺体については、遺族、親族に引き渡すものとする。

第6 火葬・埋葬

- 1 地震等災害のために、遺族等が遺体の火葬又は埋葬を個々に行うことが困難な場合若しくは遺族等が不在の場合は、応急的な遺体の火葬又は埋葬を実施する。その際、次の範囲内のものを、原則として棺又は棺材等の現物をもって実際に火葬又は埋葬を実施する者に支給する。
 - （1）棺（附属品を含む。）
 - （2）火葬又は埋葬（作業員賃金含む。）
 - （3）骨つぼ及び骨箱
- 2 市は、京都府広域火葬計画に基づいて、災害時における遺体の円滑な火葬を支援するための広域連絡体制を確立するとともに、災害時には京都府、他市町村と連携して、広域的な埋火葬の実施に努めるものとする。

第7 応援要請

行方不明者の捜索及び遺体の処理並びに火葬又は埋葬の実施等を、市が単独で行うことが困難な場合は、京都府が作成する「京都府広域火葬計画」に基づき、応援要請を行う。

第4節 環境保全に関する計画

災害により、有害物資に起因する大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、市民の健康と生活環境への影響及びその拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

第1 環境影響の応急及び拡大防止措置

- 1 環境汚染に関する情報を関係防災機関等へ通報する。
- 2 住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。
- 3 その他、府の行う施策に協力する。

第5節 社会秩序の維持計画

市を始め防災関係機関は、被災地域における社会的な混乱や心理的動揺を防止し、社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

第1 住民への呼び掛け

災害発生時において、被災地や隣接地域の住民に対し、住民が適切な判断による行動がとれるよう、防災関係機関と協調して広報活動を積極的に行うとともに、災害状況、各種の応急対策の推進及び市の災害応急対策活動方針等の周知を図る。

さらに、住民の心の平静、住民間の協調関係の育成及び復興意欲の高揚を図るとともに、秩序ある行動をとるよう呼び掛けを行う。

第2 警察の活動

- 1 警察は独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな被災地等における住民の安全確保に努めるものとする。また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努めるものとする。
- 2 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業等への参入・介入の実態把握に努めるとともに、綾部市等関係行政機関、府、市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業等からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第3 物価の安定及び物資の安定供給

市及び防災関係機関は、買占め、売惜しみにより、生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の生活の経済的安定の確保及び経済の復興の促進を図る。

1 物価の監視

府や他の市町村と協力して物価の動きを調査、監視するとともに、著しく不当な価格で販売する業者に対しては、指示、公表等を含む適切な措置を講ずる。

2 消費者情報の提供

生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

3 生活必需品等の確保と物価抑制

生活必需品等の在庫量及び必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、府及び他市町村並びに事業者等と協議し、必要な物資を確保するとともに、流通経路の回復を促進して、商品の供給を再開させ、それが速やかに市場に流通し、物価が安定するように努める。

4 金融機関における預貯金払戻し等

(1) 財務省近畿財務局、日本銀行京都支店は、被災者の預金の払戻し等が円滑に行われるよう、被災地の民間金融機関に対して、次のような指導、要請を行う。

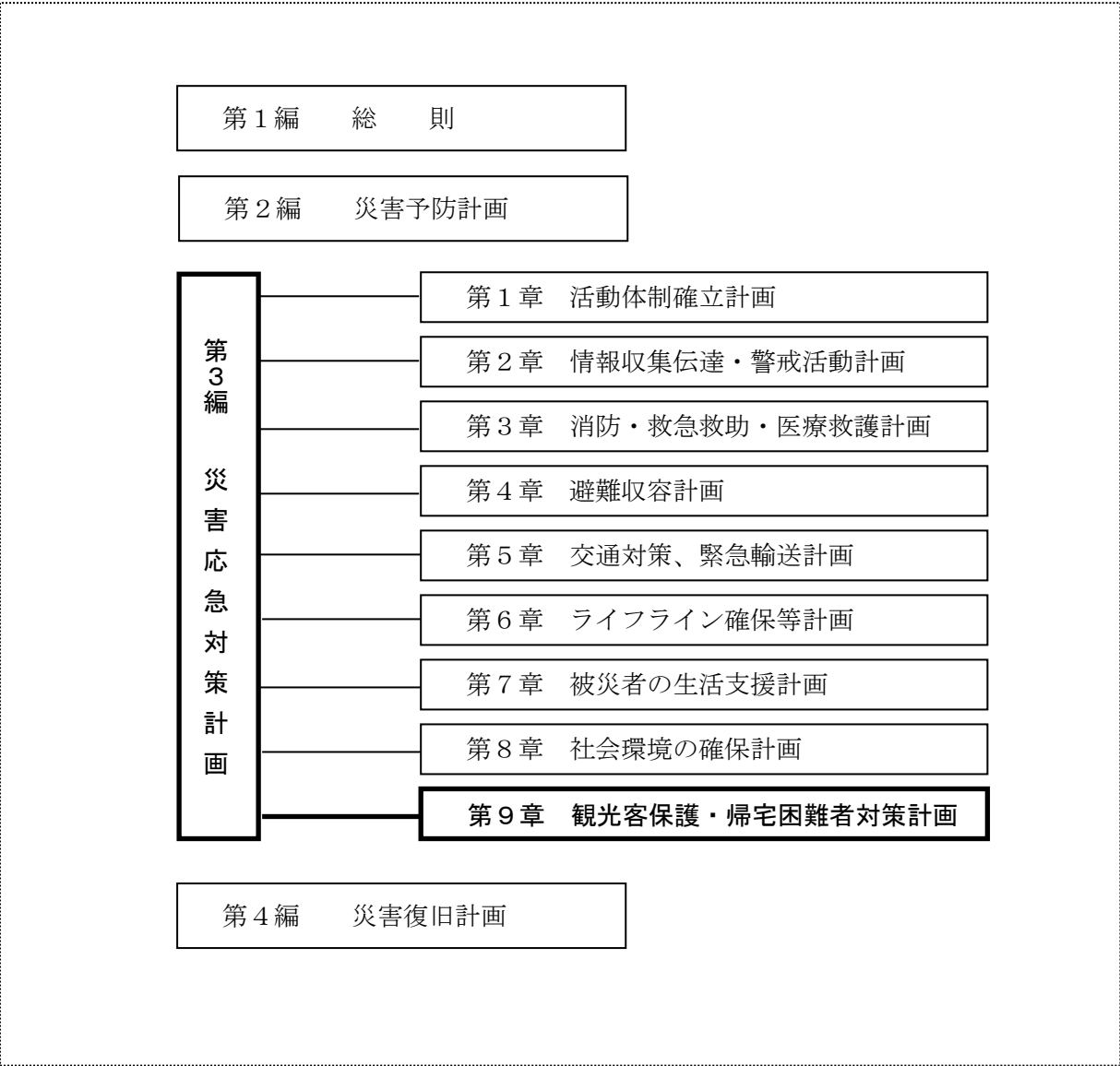
- ① 住民が預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合、り災者証明書の提示、その他簡易な確認方法による預金払戻しの利便を図ること。
- ② 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻し、又はこれを担保とする貸付にも応じること。
- ③ 損傷紙幣・貨幣の引換えに応じること。

(2) 財務省近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払出し及び有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講ずるよう要請を行う。

(3) 日本郵便グループは、被災者の貯金の払戻し等が円滑に行われるよう、被災地の郵便局に対して、次の措置を講ずる。

- ① 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等について、取扱局、取扱機関、取扱業務の範囲を指定して、通帳、証書及び印鑑等を紛失した場合であっても、運転免許証又は保険証等により本人であることが確認できれば、拇印による非常払戻し及び非常貸付の利便を図ること。
- ② 郵便局長は、市に対して災害救助法が発動されたときは、直ちに非常払戻し及び非常貸付を実施すること。

第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画



第1	災害時帰宅支援ステーション事業の活用	96
第2	ホテル・旅行業者等に対する観光客への情報提供の要請等	96

第1 災害時帰宅支援ステーション事業の活用

災害時における帰宅困難者支援に関する協定（関西広域連合）に基づき、帰宅支援ステーション登録事業者に対して以下の帰宅支援サービスの提供を要請する。

- （１）水道水、トイレ等の提供
- （２）地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供

第2 ホテル・旅行者等に対する観光客への情報提供の要請等

市内のホテル・旅館業者、旅行業者に対して、必要に応じ国内及び外国人観光客への情報提供や、一時滞在施設として一時収容を要請する。

なお、市は、京都府が京都府旅館ホテル生活衛生同業組合との間で締結した「災害等の発生時における宿泊施設提供等による支援協力に関する協定」に基づき、避難を必要とする地域住民や要配慮者等に対して、旅館・ホテル等の宿泊施設の一部を緊急的かつ一時的に避難する場所として提供できるよう京都府と連携を図る。

第4編 災害復旧計画

一般対策計画編

第1編 総 則

第2編 災害予防計画

第3編 災害応急対策計画

第4編 災害復旧計画

震災対策計画編

資 料 編

	復一
第1章 公共土木施設災害復旧計画	1
第2章 農林業施設災害復旧計画	2
第3章 資金計画	3
第4章 被災者等生活再建支援計画	5

第1章 公共土木施設災害復旧計画

第1 計画の方針

災害を受けた公共土木施設の復旧を促進し、再度災害の防止を図るための計画とし、災害復旧事業の施行については、当該発生年度において定める災害復旧計画により具体的な施行計画を定めるものとする。

第2 復旧計画の基本

1 早期査定

災害発生後速やかに災害査定を実施し、事業費を決定して早期復旧に努め、民心の安定と施設の増破の防止に努める。

2 応急工事

被災施設の重要度、緊急度を勘案の上、応急工事を定め適切な復旧を図る。

3 災害関連事業

災害復旧事業は、被災施設の原形復旧を原則とするが、再度災害の防止上必要があるときは、本復旧事業とあわせて施設の新設、改良等の工事を災害関連事業として施行するものとする。

4 災害復旧の促進

災害復旧工事の施行は、災害査定結果を受けて施行するものとし、災害の状況等により継続費を設定する等予算の弾力的執行の方途を講ずるほか、国庫負担金の財源措置についても十分考慮しつつ早期復旧に努めるものとする。

第2章 農林業施設災害復旧計画

第1 計画の方針

災害を受けた農林施設を早期に復旧し、農林家の経営の回復、安定を図るものとする。

第2 復旧計画の基本

災害復旧計画は、次に掲げる法律等により、国の補助、財政援助の対象となる事業について計画するものとする。

- * 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- * 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
- * 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（準用）

1 補助等の対象となる施設

- ア 農地
- イ 農業用施設（農業用水利施設、農道等）
- ウ 林業施設（林地荒廃防止施設、林道）
- エ 共同利用施設（農業協同組合等の所有する共同利用施設）

第3 災害復旧事業施行計画

農林業施設の災害復旧は、農林家の経営に支障を来す影響が大であることにかんがみ、災害発生後速やかに災害査定を受けて事業費を決定し、当該年度の災害の復旧事業施行計画を早急にたて施行するものとする。

第3章 資金計画

第1 国による財政援助等

- 1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に基づく財政援助等、綾部市において、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を満たす場合には、災害状況等を報告するとともに、京都府の実施する調査に協力して、激甚災害指定の促進に努める。

（1）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 高齢者福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
- コ 堆積土砂排除事業
- サ 湛水排除事業

（2）農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 森林災害復旧事業に対する補助

（3）中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

（4）その他の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による国の貸付けの特例

- オ 水防資材費の補助の特例
- カ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

2 その他の法律による財政援助

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律以外の法律により、国が行う本市に対する財政援助を受ける場合にも、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律と同様に、必要な措置に努める。

第2 災害復旧事業に係る綾部市の財政措置

災害復旧事業を行う場合においては、国の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用して資金の調達に努める。

1 地方債

- (1) 補助災害復旧事業
- (2) 歳入欠かん等債
- (3) 小災害復旧事業
- (4) 地方公営企業災害復旧事業
- (5) 火災復旧事業
- (6) 一般単独災害復旧事業

2 一時借入金

3 地方交付税

- (1) 普通交付税の繰上交付
- (2) 特別交付税

第4章 被災者等生活再建支援計画

第1 被災者生活再建支援基金支給計画

「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給

1 対象災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村における自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊した府内における自然災害
- (4) 府内で（1）又は（2）の自然災害が発生した場合に、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害
- (5) （1）から（3）の区域のいずれかに隣接し、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害
- (6) （1）若しくは（2）の市区町村を含む都道府県又は（3）の都道府県が2以上ある場合に、
 - 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る。）
 - 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口5万人未満に限る。）

2 対象世帯

- (1) 1の対象災害により住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊した世帯
- (2) 1の対象災害により半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 1の対象災害により住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯

3 支援金額

次の①+②の合計を支給

① 基礎支援金

- ア 全壊世帯 100万円（単数世帯 75万円）
- イ 大規模半壊世帯 50万円（単数世帯 37.5万円）

② 加算支援金

- ア 全壊世帯、大規模半壊世帯
 - (ア) 住宅を建設又は購入する世帯 200万円（単数世帯 150万円）
 - (イ) 住宅を補修する世帯 100万円（単数世帯 75万円）
 - (ウ) 住宅を賃借する世帯 50万円（単数世帯 37.5万円）
- イ 中規模半壊世帯
 - (ア) 住宅を建設又は購入する世帯 100万円（単数世帯 75万円）
 - (イ) 住宅を補修する世帯 50万円（単数世帯 37.5万円）

(ウ) 住宅を賃借する世帯 25 万円（単身世帯 18.75 万円）

4 実施主体

府(ただし、支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人に指定された(公財)都道府県会館に委託)

5 申請書類の提出窓口

市区町村

6 支援金の費用負担

被災者生活再建支援法人 1 / 2 ・ 国 1 / 2

第2 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援計画

1 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援補助金の交付

大規模自然災害により生活の基盤となる住宅等の被害を受けた市民が、可能な限り早期に安定した生活を取り戻すため、市は被災住宅の再建等を行う者に対して、その費用の一部について地域再建被災者住宅等支援事業補助金を交付する。詳細は、要綱により定める。

2 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資の周知

大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援融資、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資について、府及び関係金融機関と協力して周知を行う。

第3 災害弔慰金及び災害障害見舞金支給計画

1 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金の支給

(1) 支給対象者

次のいずれかの災害（自然災害に限る）により死亡したものの遺族

ア 1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害

イ 都道府県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害

ウ 都道府県内において災害救助法 2 条 1 項が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害

エ 災害救助法 2 条 1 項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害

(2) 支給額

ア 主たる生計維持者の死亡 1 人当たり 500 万円

イ その他の者の死亡 1 人当たり 250 万円

(3) 実施主体

市町村

(4) 費用の負担区分

国 1 / 2 府 1 / 4 市 1 / 4

2 「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害障害見舞金の支給

(1) 支給対象者

次のいずれかの災害（自然災害に限る）により「災害弔慰金の支給等に関する法律別表」に掲げる程度の障害がある者

- ア 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- イ 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- ウ 都道府県内において災害救助法2条1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- エ 災害救助法2条1項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(2) 支給額

- ア 生計維持者が自然災害により重度の障害を受けた場合 250万円
- イ その他の者が自然災害により重度の障害を受けた場合 125万円

(3) 実施主体

市町村

(4) 費用の負担区分

国1／2 府1／4 市町村1／4

第4 生活資金等貸付計画

1 生活福祉資金の貸与

実施主体は京都府社会福祉協議会であるが、この貸付金の申請があったときは指導を行う。

2 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸与

母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定により貸付金の貸付申請があったときは指導を行う。

第5 郵便業務計画

災害が発生した場合、被災状況及び被災地の実情に応じて、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

1 災害時における郵便物の送達の確保

災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、郵便物の送達を確保するため、防災業務計画に基づき必要な措置を講じる。

2 被災地宛て救助用郵便物の料金免除

災害時には郵便法に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

3 被災者に対する郵便葉書等の無償交付等

災害時には郵便法に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し通常葉書及び郵便書簡を無償交

付する。また、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

第6 住宅復興計画

1 一般民間住宅について

災害時において、一般民間住宅については住宅金融公庫法に基づき、次のとおり融資及び貸付を受けることができる。

- (1) 災害復興住宅の貸付
- (2) 一般個人住宅災害特別貸付
- (3) 住宅改良の特別貸付
- (4) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (5) なだれ、地すべり等の災害危険地域内に居住するものに対する貸付

2 災害公営住宅の建設について

一定規模の災害が発生した場合、災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため、災害公営住宅の建設を行うときは、公営住宅法及び 激甚法の規定により、国はその建設に要する費用の一部を補助することになっている。

第7 り災証明書等の発行

1 り災証明書

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、被災者生活再建支援システムを活用して、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、被災者にり災証明書を交付する。

また、平常時から住家被害の調査やり災証明書の交付担当部課と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。加えて、災害発生時に従事する担当者の育成、業務を統括する指導者の養成、住家被害の調査及びり災証明書の発行訓練の実施、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進め、業務の実施体制の整備・拡充に努める。

さらに、災害時には、被害の規模と比較して体制・資機材が不足すると見込まれる場合には、速やかに他の地方公共団体や民間団体への応援要請を行うほか、写真による自己判定方式の導入検討等、業務の迅速化に努めるものとする。

2 被災証明書

市は、保険の請求などに必要となる被災証明について、被災者からの申し出があった場合は、遅滞なく被災者が所有している自動車や家財等（り災証明の対象となる住宅等は除く）の被害内容について調査を実施し、被災証明を行う。

(1) 発行の担当部署

り災証明書及び被災証明書の発行事務は、運営班が担当する。

(2) 発行の手続き

運営班は、個別調査結果に基づき、り災者台帳を作成し、り災証明書及び被災証明書の発行申請があった場合には、り災者台帳で確認の上、発行するとともに、その旨をり災証明書・被災証明書交付簿に記録する。

(3) 証明の範囲

り災証明書及び被災証明書の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

り災証明書	住家・非住家	☐ 全壊、全焼、流失 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊、半焼 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない（一部損壊） ☐ 床上浸水、床下浸水
	人身	☐ 死亡 ☐ 行方不明 ☐ 負傷
被災証明書	非住家 その他	☐ 農地、農林業用施設、農林業用機械器具 ☐ 商工業用機械器具 ☐ その他被災者の生活再建に資すると市長が認めるもの

(4) 証明手数料

綾部市災害警戒本部又は綾部市災害対策本部が設置された場合は、り災証明書及び被災証明書の発行手数料を徴収しない。

(5) り災証明書・被災証明書の様式

り災証明申請書及びり災証明書、被災証明書の様式。

【資料編 り災・被災証明申請書・り災証明書、被災証明書 資 3-35】

第8 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第9 中小企業復興計画

1 災害を受けた中小企業に対しては、事業の再建を促進するため、次の対策を講じる。

(1) 事業の再建に必要な資金の円滑な融資を得るため、関係金融機関に対して協力を要

請する。

- (2) 綾部市中小企業振興融資制度の効果的な運用を行うとともに、政府関係金融機関並びに府の諸制度融資の効率的な活用を促す。
- (3) 既存借入金に対しては、当面の償還猶予並びに借入期間の延長等の措置が講じられるよう関係機関に要請する。

第10 文教復旧計画

1 計画の方針

災害により被害を受けた学校等の施設等の迅速な復旧を図るとともに、学校等における教育活動の早期再開に努める。

2 学校等の施設の復旧計画

災害発生後、できる限り速やかに現地調査を実施し、復旧計画を策定の上、迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努める。

復旧事業計画の策定に当たっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点から可能な限り改良復旧に努めるとともに、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」の適用を考慮する。

3 教育活動の再開

- (1) 被災地域の学校等においては、被災後、可能な限り早急に教育活動を再開できるよう努める。

また、学校等が避難所となった場合においては、市本部と密接に連携をとり、避難者の状況に十分配慮しつつ、教育活動が早期に再開できるよう努める。

- (2) 学校教育活動が正常に実施されるまでの間、市教委と密接な連携をとり、被害の状況や地域の実情等を踏まえ、休校や短縮授業等の適切な応急教育を実施する。

また、学校施設等が使用できない場合は、仮設校舎の設置や近傍の学校施設等を利用することも考慮する。

- (3) 教育活動の再開に当たって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講ずる。

- ① 災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」、「学校保健法」、「学校給食法」による補助金に関すること。

- ② 災害を受け、就学困難になった生徒に対する「独立行政法人日本学生支援機構法」による学資貸与金に関すること。

- ③ 被災教職員に対する救済措置に関すること。

4 児童生徒等及び教職員の健康管理

被災後、外傷後ストレス障害等児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保てるよう努める。

また、被災により、精神的に大きな障害を受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣による心の健康相談活動等の支援体制を整備する。